



コロナ禍のEU ～連帯と結束を求めて～

国際貿易投資研究所 欧州経済研究会編

2021 年 4 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

はじめに

2020 年は欧州もコロナ禍に見舞われ、対策に迫られた。2 月頃にイタリアで流行し、欧州全域に拡大、一時は収まったと思われたが、英国変異株により再拡大、ロックダウンも数度導入されている。2021 年 3 月中旬時点で、英国、フランスなどで感染者は 400 万人を突破、イタリア、スペインなども 300 万人を超え、ドイツも 260 万人に上った。死亡者は英国、イタリアで 10 万人を超えている。中東欧諸国でも感染者は増加傾向にある。ワクチンの接種は徐々に進んでいるが、現在のところ多くの国で感染者の減少傾向にはつながっていない。

コロナ禍により経済も打撃を受けた。2021 年 2 月に欧州委員会が発表したところによると、EU 全体の 2020 年の実質 GDP の伸びはマイナス 6.7%と予想されている。特に人の移動に係る観光業、飲食、小売業などが低迷しており、南欧諸国は観光業の比重が高いためとりわけ影響が大きい。

欧州各国は独自に経済対策を講じたが、不況が欧州全体に及び、財政的に余裕がない南欧諸国の打撃が特に大きいため、EU としてはじめて共同債を発行し、財政的支援を行うこととなった。この財政的支援はコロナからの復興を目的としているが、同時に EU のデジタル化、グリーン化を支援するものとなっている。

EU の対外関係にも変化があらわれた。移行期間が終了し、英国が正式に EU を離脱、中国との関係では投資協定を締結したものの、関係見直しも議論されている。米国のバイデン新政権の誕生により、米欧関係の改善にも期待が集まる。

こうした情勢を踏まえ、今年度の欧州経済研究会では、各委員がコロナ復興基金、対外対日通商関係、EU・中国関係などについて報告し、討議を行った。また、産業競争力、ドイツのデジタル化に関しても報告があった。

本報告書は各委員の報告をまとめたものである。関係各位のご参考になれば幸いである。

2021 年 4 月

(一財) 国際貿易経済研究所

欧州経済研究会編

要 旨

第 1 章 パンデミックと地政学的脆弱性への EU の対応

—コロナウイルス復興回復基金と防衛基金

2020～21 年、EU はパンデミックに直撃され、史上初の大型復興回復基金の策定を決断した。EU が戦後一貫してタブー視してきた「財政移転同盟」への、歴史的な転換にほかならない。

経済の疲弊に先立ち、EU は外交・防衛面ですでに深刻な地政学動揺にさらされていた。2014 年、ロシアがクリミアを「併合」し、中東ではイスラム国（ISIS）が樹立された。翌 2015 年、ヨーロッパを目指して中東から 100 万人超えの難民が押し寄せた。さらに 2016 年には、6 月に Brexit が勃発して EU は大陸に押し込まれ、暮れにはトランプ政権が誕生して大西洋同盟に亀裂が走った。2016 年 9 月、ユンカー欧州委員長は「ヨーロッパが対外的脅威に向き合い、防衛能力を向上すべきだ」と訴え、11 月には「外交安保の全地球戦略」（Global Strategy）を策定した。

今回の「財政移転同盟」への転換の決断で、EU は地政学脆弱性を乗り越えるための強力な武器を手に入れた。

第 2 章 日 EU 経済連携協定と持続的開発条項

近年、EU の自由貿易協定は、EU の価値を反映した「新世代の協定」へと発展している。すなわち、2015 年 12 月に正式発効した韓国と EU 自由貿易協定には、「貿易と持続可能な開発」の章が設けられた。また、2019 年 2 月に発効した日 EU 経済連携協定にも同様の章が含まれているが、韓国との協定に比して、より詳細に規定されるようになっている。自由貿易については、ともすれば関税及び非関税障壁の削減・撤廃、政府調達及びサービス貿易の自由化、地理的表示の保護など経済的利益に目が向けられがちであるが、「持続可能な開発」といった EU が強く主張する価値に対し、我が国がどう向き合うかが問われている。

第 3 章 新型コロナ禍の EU・中国関係：対中認識悪化、外交戦略の転換

世界中を敵に回すような中国外交の対決姿勢「戦狼外交」は、新型コロナ感染拡大を機に

強まった。先頭に立つ中国外交官らが、攻撃は最大の防御とばかり、中国批判を政治的圧力で抑えつけ、欧州の新型コロナ対策を「稚拙」と非難したり、中国の医療支援「マスク外交」への感謝を強制したりすることを繰り返す。欧州は最近、このような中国の姿勢に警戒心を強め、欧州世論の対中認識も急激に悪化している。また、香港国家安全法や新疆ウイグル族弾圧などを巡って中国への批判が高まっている。

EU は、中国を貿易や先端技術の主導権を巡る「競争相手」と位置付け、対中関係の課題と見直しのための「10 の行動計画」を決定した。中国主導の広域経済圏構想「一帯一路」攻勢や経済・政治的な影響力の拡大に翻弄される EU が、経済・貿易・技術開発などの分野で「中国は競争相手」と再定義し、互惠性と公平性（level playing field）を強く求めたものである。

対米関係が悪化する中国は、EU 側が求める 6 年と長期にわたる投資協定交渉に合意するなど、経済関係の深い欧州のつなぎ止めに急いだ。EU 側にも理由があった。新型コロナウイルス感染拡大で深刻な打撃を受けた経済再生のために、回復が著しい中国経済に依存せざるを得なかった。

第 4 章 EU 産業の構造的変化—COVID-19 後の展望と課題

EU の R&D 生産要素を見ると、2018 年において、研究者総数（労働）で世界一位、研究費支出額（資本）では世界第三位となっている。

一方、グローバリゼーションの進展で、それぞれの大陸毎に賦存生産要素に応じた産業技術のニッチ化が進み、国際分業が進展した。EU は依然として基礎的な R&D 及び制度面での優位性を維持しつつ、世界経済に大きな貢献を続けているが、その R&D 生産要素は急激に米国型の企業ビジネス研究分野への傾斜を速めている。

他方、各大陸を接続する世界のデジタル技術分野の変化を見ると、大陸間のグローバル・インターネット接続のバックボーン構築で EU、米国、中国などの覇権争いが垣間見えてくる。

産業技術は、電気技術から電子技術への革新を経て、さらに量子技術へと変化し続けており、従来のメカトロ技術から自律統合制御システム技術に進化しつつあり、グローバル化した資本調達市場がこうした技術革新の進展を政府に代わって支えている。

以上に掲げてきた論点が、ポスト・コロナ禍においてどのような方向で欧州の経済活動に

影響を残すことになるのか、コロナ禍で無傷に近かった情報通信サービス、デジタルサービスなどの人の移動を伴わない自然独占型のサービス分野との関係もますます注目されることとなろう。EUにとって困難な時代の始まりであり、同時に米国型の市場経済至上主義経済システムにとっても転換点となろう。

第5章 コロナ危機下のドイツのデジタル競争力とデジタル化促進策

EU（欧州連合）の欧州委員会が発表しているデジタル経済社会指標 DESI 2020 では、ドイツの総合的なデジタル競争力は EU 加盟国の中で 12 位にとどまっている。分野別にみると、特に「デジタル公共サービス」や「デジタルテクノロジーの利用」での遅れに加えて、専門的なデジタル人材の不足などが指摘されている。こうしたデジタル化の遅れの中で、政府はコロナ危機やコロナ後の経済回復への対応も見据えて、デジタル化の促進に向けたさまざまな取り組みを進めている。

しかし、ケルンのドイツ経済研究所（IW）が政策提言書の中で指摘しているように、ドイツには AI の取り組みの遅れなどデジタル競争力を高めるうえで長期的に取り組むべき課題も多い。

DESI 2020 の指標にはコロナ危機を契機とした EU 各国のデジタル化への取り組みはまだ反映されていない。こうした動きが指標の変化となって表れるのは DESI 2021 以降ということになろうが、ドイツのデジタル競争力が他国と比べて一挙に強くなると考えるのは早計であろう。ドイツのデジタル競争力の向上は、デジタル化の課題をいかに早く克服できるかにかかっている。

第6章 EU コロナ復興基金の成立とドイツの対応

コロナウィルスは欧州にも大きな被害を与え、EU 各国は感染対策に追われ、一部はロックダウンなども実施された。人の移動が制限されたこともあり、飲食業、観光業、小売業などを中心に経済にも大きな打撃を与えた。各国も感染対策、景気対策を講じたが、景気後退の影響が EU 全体に及び、特に財政的に余裕がない南欧の落ち込みが著しかったため、ドイツも従来の方針を変え、EU として初めて共同債を発行し、復興支援を行うこととなった。

財政規律を重視し、南欧への財政移転に反対してきたドイツであるが、国内の根強い反対がある中、共同債の発行を機に、経済統合に向けて一歩踏み出したのが注目される。

目 次

第1章 パンデミックと地政学的脆弱性への EU の対応	
—コロナウイルス復興回復基金と防衛基金	1
はじめに.....	1
第1節 コロナ復興基金の歴史的合意	2
第2節 復興基金の5つの特性.....	4
第3節 次世代 EU 向け投資と南欧へのテコ入れ	6
第4節 ドイツの大転換	9
第5節 防衛基金の始動.....	10
むすび	13
参考文献.....	14
第2章 日 EU 経済連携協定と持続的開発条項	15
第1節 EU の通商及び FTA 政策	15
第2節 「新世代の協定」の背景	18
第3節 韓国 EU 自由貿易協定	19
第4節 日 EU 経済連携協定.....	21
第5節 日 EU 経済連携協定の意義.....	24
参考文献.....	26
第3章 新型コロナ禍の EU・中国関係： 対中認識悪化、外交戦略の転換	29
第1節 欧州における対中認識の変容	29
第2節 「一帯一路」攻勢、EU は対中戦略の転換.....	32
第3節 EU・中国関係の転換.....	36
第4章 EU 産業の構造的変化—COVID-19 後の展望と課題	42
はじめに.....	42
第1節 EU の研究開発とイノベーション（R&D 生産要素面からの分析）	46
第2節 産業技術の地球規模における EU の影響力変化	55
第3節 経済環境変化への対応	64
第4節 まとめと展望.....	69
第5章 コロナ危機下のドイツのデジタル競争力とデジタル化促進策	73
はじめに.....	73
第1節 DESI 2020 の総合的なデジタル競争力は 28 か国中 12 位.....	74
第2節 ドイツのデジタル化政策.....	76
第3節 コロナ危機下のドイツの経済動向とデジタル競争力の向上（まとめ）	80
付属統計.....	85
参考資料.....	87

第6章 EU コロナ復興基金の成立とドイツの対応	89
第1節 コロナ復興基金の成立	89
第2節 ドイツは変わったのか	92
第3節 経済統合へ立ちはだかる壁	93
第4節 例外か、経済統合への一歩か	97
参考文献	98

第1章 パンデミックと地政学的脆弱性への EU の対応 ——コロナウイルス復興回復基金と防衛基金

法政大学

名誉教授 長部重康

はじめに

2020～21年に世界は新型コロナウイルスの感染症パンデミックに直撃された。ヨーロッパではまずイタリアにおいて感染が拡大したが、中国から観光客や衣料関係者の往来が頻繁だったためである。やがて欧州全域にウイルスが広がると、各国でロックダウンが始まる。観光・サービスに傾斜した南欧が直撃され、貧しい東欧諸国でも苦境が深刻化した。これに対処すべく、マクロン仏大統領が史上初の、大型救済基金、コロナウイルス復興基金（Coronavirus Recovery Fund）の策定を打ち上げたが、だれも予想していなかったメルケル首相の支持、という奇貨で実現された。

EU では戦後一貫して、豊かな国から貧しい国への「財政移転」(Transfer) はタブー視されたてきた。単一市場の進展で経済の一体化が著しく進んだ反面、財政一国主義の壁が大きく立ちはだかり、両者間の構造的乖離が次第に耐え難くなってきた。今回のパンデミックを受け、EU では単一市場崩壊の危機が迫り、タブーに切り込むほか解決の道は見つからない。EU は歴史的な転換点に立たされた。

他方で EU は、外交安全保障上の脆弱化、という難問に直面していた。2014年にはロシアがクリミアを「併合」し、中東ではイラクとシリアにまたがるイスラム国 (ISIS) の樹立が宣言された。翌 2015 年、イスラム国を逃れた難民を中心に、100 万人超えの移民の群れがヨーロッパに押し寄せた。さらに 2016 年、6 月のイギリス国民投票で Brexit (英の EU 離脱) が突き付けられ、EU は大陸に押し込められる。年末にはトランプ政権が誕生して反 EU を鮮明にし、米欧間の親密な「大西洋同盟」に亀裂が走る。

EU はこうして、前例のないグローバルな地政学脆弱化に見舞われている。ユンカー欧州委員長は 2016 年 9 月、一般教書演説の中で「ヨーロッパが対外的脅威に向き合い、防衛能力を向上すべきだ」と訴え、同年 11 月には「EU 外交・安保全地球戦略」(Global Strategy)

を策定した。さらに翌 2017 年 9 月に、マクロンはソルボンヌ演説において「EU 改革イニシアティブ」を発表し、EU の自律的防衛戦略の策定と、欧州防衛基金の拡充とを呼びかけた。

以下にコロナ復興基金の意義を明らかにするとともに、欧州防衛基金を概観しよう。

第 1 節 コロナ復興基金の歴史的合意

2020 年 12 月の EU サミット（首脳会談）で、2021～27 年の EU 中期予算、1 兆 8,000 億ユーロ（227 兆円）が成立した。目玉は「コロナウイルス復興基金」（Coronavirus Recovery Fund）であり、総額 7,500 億ユーロ（約 95 兆円）にのぼり、域内 GDP 比の 6%弱と EU 史上例を見ない巨額な基金が誕生した（Financial Times, 12 Dec.20）この規模の巨額さにとどまらず、質的にも画期的意義がある。各国への配布では、国の大きさという人口規模による配布基準を超えて、経済基盤の弱さが大幅に考慮され、南欧や東欧諸国は手厚く配慮される。総額の 7 割が返済不要の補助金（grant）とされ、受け取り国の返済責任は大幅に減じられる。EU が誕生以来、タブー視してきた、域内の豊かな国から貧しい国への「財政移転」（financial transfer）の初の認知を意味し、財源も EU27 各国による共同債の発行で金融市場から調達する。これも連邦主義への転換である。

さてコロナ禍が最初のイタリアを襲った 3 月初め、ECB（欧州中央銀行）は 7,500 億ユーロ（約 95 兆円）の緊急債券買い入れプログラム実施に踏み切った。他方欧州委員会は、一方では「財政赤字の上限は 3%」と定めた「安定・成長協定」（SGP）の縛りを凍結するとともに、他方では「競争歪曲的な国家補助金の禁止」との EU 競争法上の措置を停止した。こうして域内各国は、独自に、かつ心置きなく、救済策の実施が可能となった。大型黒字国たるドイツは、2020 年 6 月、2020～21 年に総額 1,300 億ユーロ（約 16.4 兆円）の景気対策をまとめたが、なかでも 200 億ユーロに上る大型付加価値税（消費税）の減税が異彩を放った。EU 各国とも自国企業の救済に走ったが、ふたを開けるとドイツが他を圧倒し突出している。各国総額の 4 割を占め、「単一市場」の競争環境を歪める懸念が急騰した。

2020 年 7 月 21 日の EU サミットで、コロナ復興基金は合意取り付けに成功した。4 日 4 晩、合計 90 時間にわたるにおける激しい各国間の攻防の末であった。総額 7,500 億ユーロ（ECB の債券買い入れと同額）にのぼるこの基金には 3 本の柱があり、①各国が危機から復興し（recover）、回復し（repair）、より強くなる（emerge stronger）のを助ける。②民

間投資の総額を引き上げ、不振企業支援の方策を進める。③EU の重要プログラム強化を進めるべく、危機から教訓を引き出し、単一市場を強固なものにし、「グリーン転換とデジタル転換」との双子の転換を加速する、である。

2020 年 7 月の基金合意までの経緯を、振り返っておこう。2020 年 5 月末に、フォン・デア・ライエン欧州委員長が理事会の命を受け、補助金（grant）中心の各国への復興資金配布計画をまとめた。EU 史上例を見ないこの「連邦主義的」提案の起点は、5 月初めにマクロンが打ち上げた 5,000 億ユーロの補助金配布案にある。メルケルは、大方の予想を覆してこの提案の受け入れを決断し、EU 内に驚愕が走る。ドイツはこれまで危機に陥った国の借金の肩代わりには反対し、イタリアなどへの支援は、融資（loan）による原則を崩さなかったからである。もしイギリスが健在なら、真っ先に拒否しただろう。替わってオランダ率いるオーストリア、デンマーク、スウェーデンの北方「4 儉約国」（frugal 4）が反撃に出た。渡し切りは財政規律にもとり、許容できない。基金の大幅縮小と全額貸付への転換とを要求した。フィンランドが後に儉約国に加わるが、これら豊かな小国は財政健全化に努め、過去 4 年間に平均 1～2 割の債務の削減に成功している。またいずれも連立政権であって政権基盤は盤石とはいえ、大胆な意思決定にはしり込みする。

域内対立を前に欧州委員長と、とりわけ EU 大統領たるベルギー首相のミッシェルが根回しに奔走し、メルケルの後押しを頼りに、取引（deal）とりまとめに成功する。理念論争を制したプラグマティズの勝利と称えられ、補助金総額はマクロンが当初最低限と主張した 5,000 億ユーロから 3,900 億ユーロへと大幅減額され、融資額が 2,500 から 3,600 億ユーロへ引き上げられた。2021 年から配布が始まるが、各国は使途状況につて厳格な監査を受けることになる。

復興基金の合意を受けて、ミッシェル大統領は「コペルニクスの展開だ」と興奮を隠さず、フォン・デア・ライエン委員長は「ヨーロッパに千載一遇チャンスが到来した」と喜んだ。スペインのペドロ・サンチェス首相は「真のマーシャル・プランだ」と絶賛し、マクロン大統領は「ヨーロッパの歴史的変化だ」と宣言した。だが儉約国率いるオランダのルッテ首相は「歴史的合意」と呼ぶのを拒否し、「共同債も補助金も今回限り」とクギを刺さすのを忘れた。ともあれ EU 諸国は巨額債務の返済のために、今後、歳出節約や新税創設による返済完遂に努めざるを得ない。40 年近くのアいだ結束・連帯を続けなければならない、運命共有体となったのである。

EU はこの 7 月の合意文書に、「法の支配の尊重を重視する」との文言を明記した。ポー

ランドとハンガリーとの強権政治の牽制を試みたのだが、資金配分との紐付けまでは踏み込まなかった。復興基金の正式発足が迫った 11 月の欧州サミットで、改めて「法の支配の順守」を資金配分条件とする、との方針を打ち出した。ハンガリーとポーランドは「法の支配」の条件は主権侵害だ、と息巻き、復興基金と中期予算への拒否権発動の脅しに出た。ポーランドの保守系雑誌で、**Polexit**（ポーランドの EU 離脱）の見出しが躍ったが、世論調査では 8 割が EU 残留を望んでいた。ともあれ復興基金の成立に、急遽暗雲が垂れ込める事態となった。

第 2 節 復興基金の 5 つの特性

2020 年 4 月、EU サミット（首脳会議）が開かれたが、コロナ債の共同発行への合意は得られなかった。だが 7 月のサミットは一転して大規模な共同債発行を支持したが、この間、パンデミックが深刻化した事情がある。2020 年 7 月、復興基金の合意にあたり、フォン・デア・ライエン委員長は、「ヨーロッパの反応は、常に小さすぎ、遅すぎる、との偏見がみられるが、今回はそれをみごとに裏切った」と語った。5 月末の EU サミットは欧州委員会に対して復興パッケージの策定を命じたが、そのわずか 2 カ月後には、『次世代 EU』（NextGenerationEU）が策定され、直ちに欧州理事会の承認が得られた。復興基金は主として経済復興に投じられるが、同時に「次世代 EU」の新たな EU の展望を見据えて、中長期投資に対しても大きな期待が寄せられた。各国は 2020 年 10 月 15 日までに投資プラン提出を勧められたが、最終提出期限は 21 年 4 月末である。

1. 大規模な共同債発行

27 か国が共同して 10 年債と 20 年債とを発行するが、うち 3 割が環境に配慮したグリーン・ボンドとなる。共同債の発行は 2026 年まで続き、最終的償還期限は 2058 年とされている。EU に共同債発行の先例はあるが、きわめて限定的であった。今回の債券発行ではトリプル A などの高位格付の獲得が確実視されて、「大ヒット商品」になって半恒久化して、ルクセンブルク証券取引所で上場される可能性が高い。EU のメリットは大きい、エリゼ宮（仏大統領府）は、「各国は必要に応じて債券発行してきたが、EU にそれができない理由はない」とコメントする。EU は国家ではないため、財政均衡は条約で規定される。全 27 加盟国が債券発行を望んで各国国民議会が同意するなら、財政均衡の規制は回避できる。こ

れまでドイツはこうした連邦主義的試みに反対し、欧州委員会への財政自主権は認めてこなかった。今回の豹変で、ネックはとれた。

2. 欧州税の新設

巨額債務の返済は、各加盟国が担わなくてはならない。EU 歳出の切りつめか、欧州税の新設が必要になる。すでに炭素取引税や大企業課税、再生不能プラスチック課税などが取りざたされており、ヨーロッパの連邦化に向けての「革命的歩み」が開始されようとしている。だが委員会が借金返済開始時期は 2028 年、としたため、各国は新税の検討を中断した。

3. 補助金による連帯

補助金配布をめぐり域内対立が激化したが、「財政移転同盟」(Transfer Union) という積年の EU のタブーに切り込んだためである。儉約 4 か国、のちに 5 か国は、財政が悪化した諸国の自己責任を問うてきたが、各国の波長は同じとは言えかったが、南欧や東欧において経済危機が激化すれば単一市場は機能不全に陥り、ユーロ危機の再燃も否定できまい。激しい議論を通して、最終的にこの危機意識が共有され、補助金配布による EU 連帯が救われた。

4. 援助付与への条件

各国は EU に対して構造改革案と投資プランとを提出し、ドイツを含む北の国々からも 2023 年までに同意を得なければならない。委員会と全加盟国とによる評価を終えて、計画ごとの資金配布となる。儉約国は財政規律を重視して厳しい会計監査を要求し、毎年審査が継続されることになった。フランスはこの厳しい姿勢を非難し、「ギリシャ危機ではマクロ経済が対象となったため、構造改革の断行を求めた。今回は復興策であり、条件付与は必要ない」と主張した。

5. 産業政策への野心

フォン・デア・ライエンは、復興基金へ地政学的野心をこめる。2016 年のトランプ大統領誕生で反 EU が鮮明になり、「大西洋同盟」に亀裂が走った。また一帯一路で欧州進出を加速した中国に対しては、西欧のみならず、東欧諸国も加わって警戒心を強める。ロシアの

動きにも目が離せない。EU は主権強化の必要から、産業政策を有効な手段として注目するに至った。とくにマクロン仏大統領は「戦略の自律性」を標榜しており、新設された「欧州防衛基金」(European Defence Fund) に期待を寄せる。後に見るように、EU における防衛・宇宙産業の強化を狙ったものである。

強力な産業力を誇るドイツと、かつてあらゆる連邦化に反対してきたイギリスと、さらには大国の特権的地位を恐れる域内小国などと、相互に利害は衝突する。それゆえ EU は産業政策に関しても、慎重な姿勢をとらざるを得なかった。EU 産業政策の開始は、第 2 次オイルショック後の 1980 年代に、EU が「欧州硬化症」(Eurosclerosis) に陥ったことによる。EU は、初の「介入主義的、保護主義的、産業部門別」の産業政策の策定に踏み切ったが、1984 年開始の ESPRIT (情報技術開発戦略計画) がその嚆矢であった。やがて経済のグローバル化が進むと、1990 年代以降、産業政策の 180 度の転換を迫られ、「競争的マクロ産業政策」が不可避となった。さらには産業から企業への主役交代が加速して、産業政策はすっかり影が薄くなってしまった。

だが今回のコロナ危機で、医療や観光、サービス、運輸、交通など、部門別不況が深刻化し、ヨーロッパの脆弱性が露わになった。戦後一貫して、ナショナル・チャンピオンの育成を、さらにはヨーロッパ・チャンピオンの育成を主張してきたフランスだが、近年影が薄くなっていた。だがこうした部門別構造不況を前に。フランスは息を吹き返し、欧州委員会を巻き込んで、部門別チャンピオンの育成という地政学野心を共有するに至ったのである。

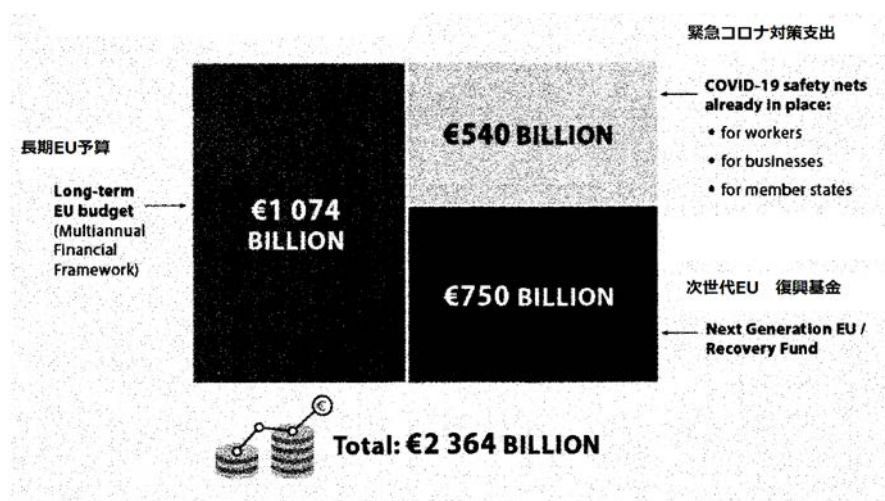
第 3 節 次世代 EU 向け投資と南欧へのテコ入れ

コロナウイルス復興基金は「次世代 EU 復興基金」と名付けられ、次世代経済への転換を戦略的目標に据えた。フォン・デア・ライエン委員会は 2019 年 12 月に発足以来、気候変動向け脱炭素計画たる「グリーン・ディール」と、デジタル化プログラムとの 2 つを優先政策に定めた。EU が調整機能を高めて各国間でのダブリや無駄を省くとともに、欧州投資銀行などの融資保証を通じて、民間部門支援の拡大に努める。さらには、宇宙、防衛、人工知能、水素など、新たな戦略部門への投資が期待される。復興基金の配布にあたっては、域内の南北、東西格差の是正も目標に掲げられた。復興基金の要件たる構造改革と投資計画とは、2023 年に理事会と議会とで承認される。

復興基金は、2021~27 年の EU 中期予算 (当初は 1 兆 740 億ユーロとされたが、最終的

には 1 兆 1,800 億ユーロに拡大) の策定とセットだが、すでに 4 月には、コロナ禍へのセーフティーネットの緊急対策費として 5,400 億ユーロが決まっていた。救済金と医療支援 (最大 2,400 億ユーロ)、雇用維持 (1,000 億ユーロ)、中小企業資金繰り (2,000 億ユーロ) などにあてられる。復興基金、長期予算、セーフティーネットの 3 者を合わせると、総額 2 兆 3,640 億ユーロに達し (図 1)、国民総所得 (GNI、GDP+海外からの所得の純受取) の 17% に上り、アメリカの 15.9 % を上回る。アメリカはその後、バイデン新政権によって 2021 年 3 月、大型コロナ対策予算 1.9 兆ドルを積み増したが、2020 年 3 月の 2.2 兆ドル、12 月の 8900 億ドルに加えると、合計 5.2 兆ドルとなる。対 GDP 比 25% で、文句なしの世界最大である。ともあれ ECB の推計では、EU の債務は 2020 年 8 月の段階で、年初来 15 倍に膨れ上がり、ギリシャの財政赤字は対 GDP 比で 200% を超えた。懸念されるのは、債務支払い義務を拒否する国も出かねない状況にあることである。

図 1 復興回復支出の構成

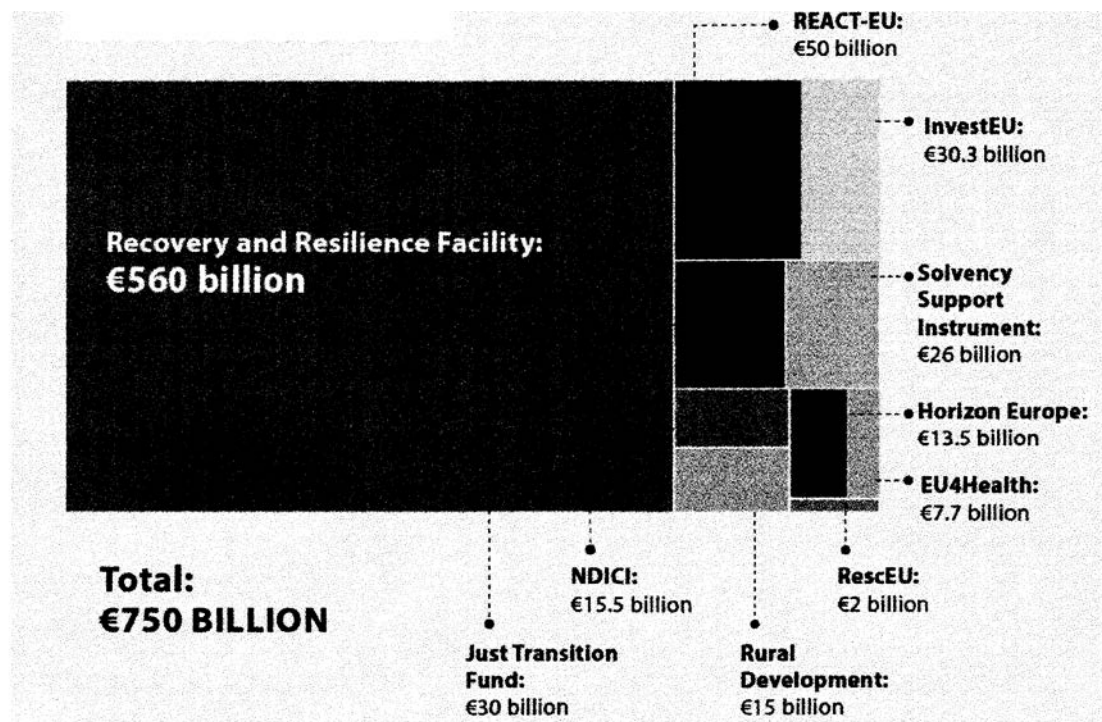


(出所) 欧州委員会

ミシェル大統領は 2020 年秋に、復興基金の内訳 (図 2) (なお図 1、2 とも、駐日欧州連合代表部による和訳は第 6 章参照) とともに、2021~27 年の EU 長期予算の枠組みを各国に提示し、これをたたき台に、10 月 17~18 日の EU サミットでの合意の取り付けに動いた。ドイツは 10 数年ぶりに、2020 年 7 月から半年間、閣僚理事会の議長国に就いた。メルケルはこのチャンスを最大限利用して、フォン・デア・ライエンやミシェルと協力してリーダーシップを発揮し、合意とりまとめ奔走して成功に導いた。2019 年 5 月の欧州議会選

挙でグリーン（緑の党）が跳躍し、10%を獲得したため、グリーン戦略への欧州議会による力強い支持が期待されるに至った。

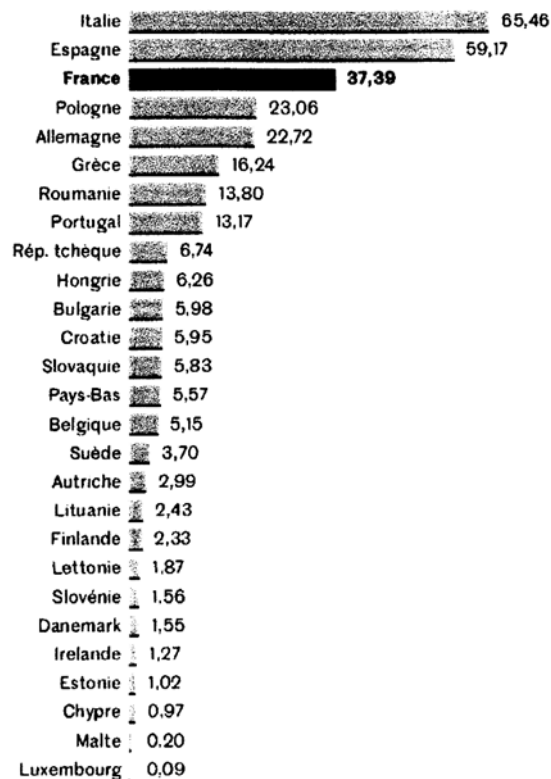
図2 次世代 EU 復興回復基金の内訳



出典：図1, 2とも欧州委員会

一方疲弊する南欧だが、イタリアが2018年には地中海難民への港湾封鎖の挙に出で、親EU政策を守るスペインへの難民入国が急拡大した。南欧の危機は深まった。他方フランスは、大胆な救済策発動で財政余力が大幅低下した。補助金配布ではイタリアが655億ユーロ、スペインが592億ユーロ、フランスが374億ユーロとなり、ポーランド231億ユーロやドイツ227億ユーロなどを凌駕し、南北格差是正の姿勢が明確になった（図3）。配布額の対GDP比では、クロアチアの10%、ギリシャ9%、ポルトガル5.4%、スペイン3.4%などとなる。

図 3 補助金の国別配布額（10 億ユーロ）



注：合計額は3120億ユーロ
出典 Le Monde

第 4 節 ドイツの大転換

コロナ危機は、2008 年のリーマン・ショックと比べて、経済的社会的衝撃が格段に大きく、しかも国別、地域間格差も著しい。とりわけ南欧では不況と財政悪化とで 2 重の打撃を被り、経済の悪循環は止まらなかった。ドイツはこれまで北の倏約国などとタグを組み、厳しい財政規律の遵守を要求してきた。だがコロナ危機への大型支援策とのマクロン提案を、メルケルは 2020 年 5 月半ば急遽受け入れを表明し、欧州首脳の誰もが予想していなかった「メルケルの 180 度転換」（Frankfurter Allgemeine Zeitung 紙）が成った。未曾有の危機を前に、独仏協調の演出が欠かせなかったためだが、同時に、欧州経済の将来への強い懸念が豹変を後押しした。「南欧諸国が破産すれば、最終的に我々みな破産する。」共同市場が機能マヒに陥れば、2010～13 年のユーロ危機の再来を招きかねない。そのうえメルケル自身が惹き起こした 2015 年の難民危機の結果、南欧や東欧で、反 EU ポピュリズムの不満が

蔓延している。いつ火がついてもおかしくない。

2010～13年のユーロ危機の際に、ネオリベリズムが隆盛でありギリシャ、アイルランド、ポルトガル、キプロスの4か国は、トロイカ（IMF、EU、ECB）の支援を受けるべく、厳しい緊縮策を受け入れざるを得なかった。この結果、とくにギリシャでは不況が深刻化し、社会的混乱が拡大した。「ヨーロッパの、とりわけ南欧国民を苦しめたネオリベラルのドグマは、それ以降、見直された」とスペイン副首相パブロ・イグレシアスが語っているが、彼は反緊縮運動から生まれた急進左派政党、「ポデモス」の創始者である。

また仏『ルモンド』（Le Monde, 8 sept. 20）は、ドイツでは経済のパラダイム・シフトが進んでいると断言した。2020年春以降に生じた3つのドイツの「前進」（avancée）に注目するが、第1に2009年以来、ドイツ憲法たる基本法に明記された財政赤字の上限、対GDP比0.35%の「債務ブレーキ」（Schuldenbremse）が無視され、1560億ユーロもの世界最大級のコロナ対策が打たれた。第2に、2011年のユーロ危機時には、ドイツは救済国に対して厳しい自己責任を説き、道徳的、威嚇的姿勢を強めた。今回は真逆に、欧州連帯の強力なメッセージを発しつつけた。第3に、都市封鎖解除後の2020年6月3日、ドイツはさらなる1,300億ユーロの追加救済支出を決断した。2020年の債務残高はすでに2,186億ユーロに達する。この3つのドイツの「前進」の結果、『ルモンド』は「経済への国家財政の介入で、ドイツはケインジアンに変身した」と断定するのである。戦後ドイツは「社会的市場経済」（Soziale Marktwirtschaft）を経済モデルにし、ヴァルター・オイケンの唱えた「オルド自由主義」を根幹思想としてきた。だが今やドイツはオルド自由主義の伝統をかなり捨てて、ケインジアン化というラジカルな転換を受け入れようとする。それはなぜなのか。『ルモンド』は、今回の危機が、政治や銀行による特定の「過ち」や「不注意」に帰されるのではなく、いずれの国でも大規模・同時多発となった事実の原因を求める。ドイツのケインジアン化が、今後も恒常的に続くとの見方が強まるゆえんであろう。

第5節 防衛基金の始動

1. 防衛産業・宇宙総局の設立、

フォン・デア・ライエン新欧州委員長は、2020年に「防衛産業・宇宙総局」（Directorate-General for Defence Industry and Space : DEFIS）を新設した。これまでイギリスがその設置に反対してきたが、NATOの形骸化を懸念してであった。新委員長はNATOを補完す

るものと位置付け、防衛産業における技術・産業の基盤の引き上げと、産業競争力および技術革新の強化を目標にするとした。宇宙部門では、欧州地球監視プログラム（Copernicus）、欧州全地球的航法衛星システム（Galileo）、欧州静止航法保護サービス（EGNOS）などの運用強化が掲げられている。

今後の優先課題としては、以下のようである。

- ① すでに 2017 年に欧州委員会によって提案されていた欧州防衛基金（European Defence Fund）を、2021～27 年の中期予算の枠内で立ち上げる。委員会は当初 130 億ユーロを要求したが、理事会が中期予算を大型コロナ復興基金に一点集中させるべく、7,500 億ユーロの巨費を投じる決断をしたため、割り食って 70 億ユーロに半減させられてしまった。EU は今後、研究段階では補助金を投入して直接、全コストを負担する。開発段階以降は、加盟国による投資を中心に据えることし、基金は補完的役割になる。試作品の製造ではコストの 20%を、認証やテストでは 80%を、それぞれ上限とする。
- ② 開放的で競争力ある防衛装備品の欧州単一市場を建設し、EU の防衛調達ルール域内移動を容易にするために、橋などのインフラを強化し、国境手続きを簡素化する。当初 58 億ユーロを要求したが、15 億ユーロにカットされた。
- ③ EU の自律性保持が可能となり、かつ信頼性とコスト効率の高い、宇宙へのアクセス。
- ④ Copernicus、Galileo、NOS を含む、将来の宇宙計画の立案。
- ⑤ 宇宙、防衛、安保間の関係改善を果たしつつ、気候変動の目標達成にむけて蓄積資産を最大限活用する。

現在、東地中海ではガス田をめぐるギリシャ、トルコ、キプロス間に緊張が高まり、フランスはこれを制御すべく軍事プレゼンスを強めている。欧州防衛基金の発足は、この緊張を先取りした対応といえる。新防衛政策については、EU 内の楽観主義者は不十分ながら予算がついた点と、史上 2 つのタブーが破られた点とを高く評価する。すなわち、①各国の安全保障政策に踏み込むことができた点と、②純粋なソフトパワー主体にとどまらず、地政学的利害へ自ら防衛の装備を有すようになった点、との 2 点である。他方、悲観論者は、各国によるこれらの試みは、いずれ失敗に終わろうとみている。

2. 欧州防衛行動計画（European Defence Action Plan）

行動計画についての最初の言及は、2016 年 9 月、当時のユンカー委員長による「より良きヨーロッパへ——保護し、能力ある、防衛できる」と題された一般教書演説においてであ

る。彼は、「ヨーロッパは対外的脅威に向き合い、抑止、対応、自己防御が可能な、防衛能力の引き上げに投資すべきだ」と訴えた。この年の6月の英国民投票で **Brexit** が勝利し、12月に米大統領選でトランプが勝利して「大西洋同盟」にヒビが走った。すでにオバマ大統領時代からアメリカの欧州離れは始まっていたが、この結果、EUの危機意識は急激に高まらざるを得なくなった。

2016年11月には、「EU 外交・安保全地球戦略」(Global Strategy) が策定され、各国合同で陸、空、宇宙空間、海的全領域をカバーする防衛能力確保に努めることになった。諜報監視偵察の能力、遠隔操縦航空システム、衛星コミュニケーション、宇宙への自律アクセス、恒常的地球監視、サイバーと海洋との防衛能力などの強化が優先課題とされた。これを受け、各国が協力して投資、開発を進めるべく、欧州行動計画が策定された。

行動計画では、欧州防衛市場の細分化と産業協力の非効率とが指摘され、先の「防衛単一市場」の創出が謳われた。防衛支出とその効率との最大化を化可能にするには、条件整備が必要であり、競争力と技術革新とに富む防衛産業の基盤作りを急ぎ、各国間で協力を深めなければならない。防衛装備品の共同発注は、2014年にわずか22%にとどまっていた。防衛産業は雇用拡大に資するとともに、他産業へのスピノフと技術移転に富んでいる。また別途案件として、ヨーロッパの平和構築能力 (European peace facility) があり、今回105億ユーロを要求して50億ユーロがついた。共通対外作戦と第3国軍隊へのEUの装備にあてられる。

3. NATO との協調

近年、中国、ロシア、サウジアラビアでは軍事費拡大が著しい。逆にヨーロッパでは軍事支出の縮小が続き、アメリカとの格差が広がった。次世代防衛能力でEUが後れを取る可能性が高まり、戦略的自律性への悪影響も懸念される。NATO 各国は2014年のウェールズ・サミットで、対GDP比2%の防衛支出を約束したが、だが、これが達成できたのは、わずかにエストニア、ギリシャ、ポーランド、イギリスの4か国に過ぎなかった。

欧州防衛行動計画は先にみた全地球戦略の実施と密接な関係を有し、EUの戦略的自律性を高めることになる。2016年にワルシャワで調印されたEU・NATO 合同声明が述べているように、防衛力でのEUの強化と、最終的なNATOの強化とが期待される。だがこれをめぐってEUは一枚岩ではない。ロシアに国境が近い中東欧諸国では、EUの防衛的野心がかえってNATOを弱体化させるのではとの懸念を高める。他方小規模ながら防衛産業を擁

する北欧諸国からは、EU が全体で能力ある防衛主体に発展する、との見方には疑問上がる。防衛市場のシェアを西欧企業が奪うことに終わってしまおう、と懸念を高める。

NATO と EU の間で、なお争点が残る。とりわけ防衛・安保上の配慮から、移民、データ保護、研究資金確保、あるいは軍民両用技術 (dual-use technologies) など、コアの政策に関して、情報を与えあえるか否か、をめぐってである。

むすび

Brexit とトランプ勝利との 2 重のショックがヨーロッパを襲った 2016 年、後に仏大統領と EU 委員長とになるマクロンとフォン・デア・ライエンとが、期せずして「欧州には好機之窗が開いた」と語った。そしてヨーロッパの市民と領土とを守る「超大国 EU」(superpower EU) の時代が訪れ、「戦略的自律性」(strategic autonomy) の時代が幕開けしたと宣言した (Besch、2020)。マクロンはヨーロッパが一国の枠を超え、全体として国際政治の場で役割を果たすべきだ、と主張する。だが彼の望む「戦略的自律性」とのビジョンで、EU 各国を結束させるのは容易ではない。対露恐怖症に陥るバルト 3 国やポーランドの説得は困難であり、ドイツもまた疑わしい目で注視している。俚約国の内部でも、オランダは親米大西洋主義に著しく傾き、対照的にスウェーデンとオーストリアとが中立姿勢を譲らない。

現在 EU 各国は、いわゆる「戦略的羅針盤」(strategic compass) と呼ばれる、前段プロセスに取り組もうとしている。EU や小規模国家連合には何ができるのか。これを明らかにすべく、共同で脅威分析を進め、コンセンサス確立に努める必要がある。脅威は東から来るのか、南からか、アジアからか、北極圏からか、はたまたサイバースペースからか。この脅威は、例えば気候変動や世界的パンデミックに比して、深刻度は極め高い。

2020 年初頭に始まったパンデミックはヨーロッパ諸国を襲い、域内分断、格差拡大、不況の深刻化、財政悪化をもたらした。EU はこれを乗り越え、大型復興基金の設立に成功し、歴史的な財政移転同盟への道筋をつけることができた。緊張が続く平和・安全保障を前に、EU は防衛基金を新設し、戦略的自律性への備えを開始しているが、財政移転同盟への転換はこれへの力強い助けとなる。

参考文献

- Besch, Sophia (2020), Europe tests the waters for a stronger defence policy, in *Financial Times*, 14 Aug.
- Bourtel, Cécille (2020), Comment l'Allemagne est devenue Keynésienne, in *Le Monde*, 8 sept..
- Entretien: Angela Merkel (2020), in *Le Monde*, 27 juin.
- EU (2016a), Space Strategy for Europe.
- EU (2016b), European Defence Action Plan.
- EU (2020a), The EU budget powering, the recovery plan for Europe.
- EU (2020b), Infographic, Proposal for an EU recovery plan, key features.
- EU (2020c), NexGenerationEU: Commission presents next steps, 17 Sept.
- Fleming, Sam et al. (2020), FT Big Read, EU Recovery Fund, in *Financial Times*, 25-26, July.
- Khan, Mehreen (2020), Rutte and Merkel to clash over recovery fund plan, in *Financial Times*, 19 June.
- Malingre, et Stroobants, Jean-Pierre (2020), Sommet de l'UE, l'Europe arrache un plan de 750 milliards, in *Le Monde*, 21 juillet.
- Malingre, Virginie (2020), Un plan pour une autre Europe, in *Le Monde*, 17 juin.
- Novasky, Niklas (2020), The budget deal and EU defence cooperation: what are the implication?, in EURACTIV Media network, 4 Oct.
- Stroobants, Jean-Pierre (2020), La défense et la sécurité, postes à l'étroit dans le futur budget de l'EU, *Le Monde*, 28 juillet.

第 2 章 日 EU 経済連携協定と持続的開発条項

摂南大学 経済学部

教授 久保広正

はじめに

2019 年 2 月、EU と日本の間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement、以下 EPA と称する）は発効した。EU 韓国自由貿易協定（Free Trade Agreement、以下、FTA と称する）発効後、ほぼ 3 年経過したことになる。この 3 年間で、EU の FTA と貿易政策は大幅に変化し、「新世代の協定」ともいえる内容に発展している。本稿では、まず EU の通商政策・FTA 政策を概観し、その後、韓国 EU・FTA と日 EU・EPA の内容について、その「貿易と持続的開発（Trade and Sustainable Development）」条項に注目しながら比較し、最後に日 EU・EPA がもたらす影響について論じることとする。

第 1 節 EU の通商及び FTA 政策

EU の通商あるいは FTA 政策を振り返ると、これらの政策は、様々な目的を追求するために実施されてきたことが分かる。すなわち、貿易障壁を取り除くことによる経済的利益を追求するのみならず、加盟候補国に対して政治・経済両面から EU 加盟の準備を促し、また、EU 加盟国の旧植民地での経済発展を促進するなど、政治的および外交的課題に取り組むことも重視されたのである¹。

一方、EU を取り巻く国際経済環境は、ブラジル、ロシア、インド、中国など BRICs 諸国の台頭、米国の FTA 政策などにより、2000 年代初頭から大きく変化した。また、WTO においては、ドーハ・ラウンド交渉でかなりの進展をみせたものの、先進国間の対立、先進国と発展途上国の間の対立、さらにはトランプ前米国政権による自国優位政策などにより、その交渉は膠着状態に陥ったまま現在に至っている²。

このような世界貿易を取り巻く環境変化の下、欧州委員会は 2006 年 10 月に「グローバル・ヨーロッパ（"Global Europe : Competing in the World"）」と題するコミュニケーションを発表した³。そこでは、WTO を通じた多国間主義を尊重するという姿勢を維持しながら

らも、通商政策においては、欧州産業の国際競争力を強化することによって、経済的利益を追求する手段と位置付けることが重要とされている。また、後者についてみると、関税障壁と非関税障壁（Non-Tariff Barriers, NTB）の削減・撤廃以外に、それまでの国際交渉や多国間交渉では達成が困難であった知的財産権、競争政策、政府調達との調和などの必要性が強調されている。さらに、本コミュニケーションは、EUにとって重要な貿易相手国・地域を選択したうえで、FTA締結を呼びかけている。対象地域に含まれている国には、ASEAN諸国、韓国、南米南部共同市場（Mercado Común del Sur）などである。事実、「グローバル・ヨーロッパ」が発表された後、EUはこれらの国・地域とのFTA交渉を開始しており、韓国との間で2007年5月以降、FTA交渉が開始され、2015年12月に完全に発効している。

ついで、2010年11月、欧州委員会は「貿易、成長、世界問題（"Trade, Growth and World Affairs: Trade Policy as a Core Component of the EU's 2020 Strategy"）」と題する新たなコミュニケーションを発表した⁴。これは、副題から推測できるように、同年3月に採択されたEUの中期経済成長戦略、「ヨーロッパ2020（"Europe 2020"）」を対外面から補完・支援するものであった。なお、このヨーロッパ2020は、①賢い成長（Smart Growth）、②持続可能な成長（Sustainable Growth）及び、③包括的な成長（Inclusive Growth）という3つの柱から構成されている⁵。

これらの目的を達成するため、本コミュニケーションは、関税・非関税障壁の削減・撤廃、政府調達の自由化・調和の重要性を指摘する一方、米国、中国、日本、カナダを戦略的貿易相手国とし、それら諸国との貿易関係を緊密化すべきであるとしている。事実、EUは、本コミュニケーション発表後、2013年7月から米国との間で「大西洋横断貿易投資パートナーシップ（TTIP, Transatlantic Trade and Investment Partnership）」交渉を開始している。

ただ、このコミュニケーション発表を機に、EUの市民社会（civil societies）と非政府および非営利組織は、TTIPの内容がEUの規制システムと消費者の安全性に悪影響を与える可能性があること、環境保護に関して十分な配慮がなされていないことなどについて懸念を表明している⁶。

一方、EU-韓国FTAは2011年7月から暫定的に適用されていたのであるが、EUの韓国への輸出が目立って増加していない点についても懸念されるようになった。事実、韓国への輸出がEUの対外輸出全体に占める割合は、2008年の1.9%に対して、2012年には2.1%

にとどまっている（EUROSTAT による）。こうした懸念を踏まえ、欧州委員会は、新しい通商政策を提案することにより、これらの重要な課題に取り組もうとした。

すなわち、欧州委員会は、2015 年 10 月、「すべての人のための貿易（”Trade for All: Towards a More Responsible Trade and Investment Policy”）」と題する新たなコミュニケーションを発表したのである⁷。本文書において、EU の FTA 政策はサービスやデジタル貿易などの分野において、EU 産業の国際競争力を強化することを重要な目的の一つとしている。また、FTA の効果的な活用を促進するために、中小企業への情報提供を強化することも必要とされた。さらに、TTIP 交渉プロセス中に提起された市民社会からの懸念に応じて、このコミュニケーションでは、貿易交渉プロセスの透明性を高めるため、EU 加盟国、欧州議会及び労働組合を含む市民社会との対話の促進強化を主張している。

さらに注目される点は、EU の通商及び FTA 政策は、民主主義、人権の尊重、法の支配などの EU の価値観を重視する必要性を主張していることである。こうした主張に基づき、持続可能な開発や児童労働と汚職の排除などが貿易協定に反映されるようになったのである。すなわち、これ以降、EU の通商・FTA 政策は、貿易問題や社会的、政治的問題をカバーするなど、より包括的なものへと発展したといえる。換言すれば、EU の FTA は、「新世代の協定」へと変貌することになる。

また、2021 年 2 月、EU は「貿易政策レビュー（”Trade Policy Review - An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy”）」と題する新たなコミュニケーションを発表した⁸。ここでは、開放性のある通商政策を重視する一方、持続可能な貿易を同政策における中心的課題と位置付けられている。より具体的にみると、EU における通商政策の中期的指針として、次の 3 点が重要とされている。まず第 1 は、EU 経済について、環境配慮しつつデジタル化への移行を支援することである。第 2 は、グローバリゼーションをより持続性があり、かつ公正なものへとルールづくりを支援することである。第 3 は、EU の利益を擁護することである。こうした指針に沿って、EU の通商政策では以下の 6 点が重視されるべきと指摘している。

- ① WTO 改革
- ② 環境重視型への移行と持続的なバリューチェーンの形成支援
- ③ デジタル化への移行とサービス貿易の支援
- ④ EU の規範力強化
- ⑤ 近隣諸国及びアフリカとの関係強化

⑥ 貿易協定の締結とその執行力強化及びレベル・プレイング・フィールドの確保

本稿との関連では、②の項目に記載されている次の説明が重要であろう。すなわち、「本項目に含まれる点は、責任あるビジネス・コンダクト、及び環境・人権・労働基準の尊重である。」

第2節「新世代の協定」の背景

ここで、EU において上記のような通商及び FTA 政策の変遷に影響を及ぼした 2 点について振り返っておきたい。まず第 1 点は、2009 年 12 月に発効した「リスボン条約 (Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community)」⁹及び EU 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union)¹⁰である。両条約の結果、欧州議会の役割が強化・拡大された（運営条約第 208 条及び 218 条）。貿易関連事項に関しては、EU 理事会との共同決定手続きが適用されるようになった。すなわち、同事項については欧州議会からの承認が必要であり、貿易及び直接投資に関する協定は欧州議会によって批准されなければならないことになる（運営条約第 207 条）。

両条約が発効した結果、欧州委員会は、貿易交渉の進捗状況を欧州理事会だけではなく欧州議会にも定期的に報告する必要性が生じるようになった。換言すれば、通商及び FTA 協定交渉における欧州議会の重要性が高まることになり、交渉プロセスの「可視化」が大幅に強化され、EU 市民にとっても「透明性」のある交渉が必要になったのである。この結果、市民社会についても EU の貿易戦略と交渉において重要な役割を演じるようになった。

EU の通商及び FTA 政策に影響をおよぼした第 2 点は、WTO 交渉における環境と労働基準というアジェンダの取り扱いである。これらはウルグアイ・ラウンドの直接の交渉対象ではなかった。ただ、環境に関しては、1991 年 8 月に WTO 紛争処理機関で裁定が下されたメキシコ産マグロを巡る米国とメキシコ間の紛争¹¹を契機に、EU を含む主要国間で貿易と環境の関連について急速に関心が高まることになる。

一方、労働基準については、ウルグアイ・ラウンドの交渉においてアジェンダに含めるべきと欧米諸国が強く主張し、その結果、貿易の社会的側面に関する議論が活発化した。ただ、これには「隠れた保護主義 (disguised protectionism)」¹²との批判も根強く、結局、WTO 正式な交渉アジェンダには含まれなかった。すなわち、1996 年 12 月にシンガポールで開

かれた WTO の第 1 回閣僚会議において、「我々（WTO 締約国・地域）は国際的に承認された中心的な労働基準を遵守する決意を新たにする。国際労働機関（ILO）は、これらの基準を設定し扱う権限のある機関であり、また、我々は、これらの基準を促進する ILO の作業に対する支持を確認する」とされた¹³。換言すれば、労働基準を扱う権限のある機関は国際労働機関（ILO）で、WTO ではないとされたのである。

このため、各国は法的拘束力のある労働協定を独自の FTA に含めるという動きが加速する。事実、1994 年発効した北米自由貿易協定（NAFTA）においては、補完協定として北米労働協力協定（North American Agreement on Labor Cooperation, NAALC）が締結され¹⁴、それ以来、アメリカが結ぶ貿易協定に労働条項が含まれるようになっていく。こうした動きを反映し、EU の FTA においても、環境と労働基準、さらにそれらを発展させた「貿易と持続的開発（Trade and Sustainable Development）」条項が設けられるようになったのである。また、後述するように、2009 年 12 月に発効したリスボン協定にも「貿易と持続的開発」という概念が盛り込まれている。

第 3 節 韓国 EU 自由貿易協定¹⁵

これまで、EU における通商政策の変遷について概観してきた。ここでは、日 EU 経済連携協定に大きな影響を及ぼした EU 韓国 FTA について、若干、触れておきたい。貿易への依存度が高い韓国は、貿易促進を目的として、2003 年以降、他の国/地域と FTA を締結することを戦略としてきた。同国は、特に、経済大国あるいは資源国を FTA のターゲットにしてきたといえる。こうした背景の下、韓国は、対 EU について 2007 年 5 月から 8 回の交渉を経て、2011 年 7 月に暫定的発効、2015 年 12 月から正式に発効した。この合意により、韓国にとっては、中国に次いで 2 番目の輸出先である EU の関税は、概ね 5 年以内に撤廃される予定である。

特に、EU は電気電子機器（最大 14%）や乗用車（最大 10%）などについて比較的高い関税を維持しているため、韓国の製造業にとっては重要といえる。逆に、EU にとってはアジア諸国に対して最初の FTA であるだけでなく、既述した 2006 年の「グローバル・ヨーロッパ」発表以降、最初の包括的かつ高度な「新世代の協定」としての象徴的な重要性を帯びている。その結果、EU の関税を負担する日本製電気電子機器及び乗用車は、韓国製品に対して大きなハンディを持つことになった。このため、日本の電機電子業界・自動車業界

は、政府に対して、EU に対する自由貿易協定締結を要求するようになる。

また、既述したような背景の下、環境と労働者の保護を目的とする「貿易と持続可能な開発 (Trade and Sustainable Development)」に関する章も設けられた。第 13 章であり、EU にとって、EU で最も「包括的」かつ「意欲的」な「新世代」FTA とされる所以である。

具体的な条文内容を若干みていると、次のように規定されている。FTA は、「締約国 (EU および韓国) は、持続可能な開発の目的に貢献するような方法で国際貿易の発展を促進するというコミットメントを再確認し、この目的があらゆる点で統合され反映されるよう努力する (同協定第 13.1 章)」。「締約国は、韓国と欧州連合の加盟国がそれぞれ批准した ILO 条約を効果的に実施するというコミットメントを再確認する (第 14.4 章)。この章は、制度的枠組みの構築を要求するものであり、韓国において、持続可能な開発を検証するための市民社会フォーラム (Civil Society Forum) を組織することになっている (第 13.13 条)。

ただ、実際には韓国では労働基準が制限されていることがしばしば報告されている。「結社の自由」などである。5 年間の暫定期間に関する欧州委員会の評価では「非常にうまく機能した」と結論付けられているが¹⁶、第 13 章は最も問題含みの章ともいえる。この点は後述する。

表 1 EU・韓国自由貿易協定の各章

第 1 章	総則
第 2 章	内国民待遇と財のマーケット・アクセス「
第 3 章	アンチダンピングと相殺関税
第 4 章	貿易の技術的障壁
第 5 章	衛生植物検疫措置
第 6 章	関税と貿易ファシリテーション
第 7 章	サービスの貿易・電子商取引
第 8 章	支払と資本移動
第 9 章	政府調達
第 10 章	知的財産権
第 11 章	競争
第 12 章	透明性
第 13 章	貿易と持続的開発
第 14 章	紛争解決
第 15 章	最終規定

(出所) Official Journal of the European Union (2011)

第4節 日 EU 経済連携協定¹⁷

EPA は、EU と日本の間の政治協力を促進する「日・EU 戦略的提携協定 (Strategic Partner Agreement)」(2018 年 7 月、双方が署名。ただ、欧州側の批准が終了していないため、2020 年初時点では未発効)¹⁸とほぼ並行して交渉が妥結、経済連携協定は 2019 年 2 月に発効した。前者の目的は、貿易障壁を撤廃ないしは削減することにより、日 EU 間の貿易投資関係を強化することにある。また、TPP と同じレベルの自由化と包括的な貿易ルールを規定している点も重要である。一方、EU の農林水産物の輸入拡大により、国内の農林水産業への影響が及ぶ可能性はある。事実、EU から日本への輸出関税に関しては、チーズについて (これまで 29.8%) が 16 年間で段階的に廃止され、ワイン (15% または 1 リットルあたり 125 円) は直ちに廃止される。チョコレート菓子は 10 年で、革製品は 11 年で撤廃される予定である。チーズと豚肉は輸入全体のわずかな割合を占めるにすぎないが、関税の撤廃による国内の酪農および畜産業への影響は大きいとみられる。

一方、日本製品に対する EU の関税については、最大の輸出品目である自動車 (10%) は 8 年で廃止され、自動車部品の約 90% (現在 3~4.5%) については、即時に撤廃された。日本酒、緑茶、調味料 (醤油)、果物と野菜、肉と乳製品は直ちに撤廃された。また、関税以外についても、貿易、金融、投資、情報通信、特許、商標、GI (地理的表示) などの知的財産の保護も本協定に含まれている。

このうち、例えば、地理的表示 (Geographical Indication, GI) の保護に関しては、本協定の第 14 章「知的財産権」に規定されている。すなわち、同協定第 14.22 条から 14.30 条では、GI の定義・執行について述べられている。また、同協定附属書 14-B では、具体的な品目が食物と飲料に分けて表示されている。例えば、食物では、カマンベール・ド・ノルマンディ (フランス)、ニュルンベルガー・ブラートブルスト (ドイツ)、リューベッカー・マジパン (ドイツ)、三輪素麺 (日本)、神戸ビーフ (日本)、鳥取砂丘らっきょう (日本) など、また、飲料ではボルドーワイン (フランス)、スコッチ・ウィスキー (英国)・山梨ワイン (日本) などである。

この EPA は、二国間貿易に影響を及ぼすだけではない。日 EU は、持続可能な開発に対する互いの責任を再確認することに加えて、気候変動に関するパリ協定の実施に責任があると明確に述べた最初の自由貿易協定といえる。すなわち、第 16 章では「貿易と持続可能な開発」に関する包括的な章が設けられており、そこでは労働、安全、環境保護、消費者保

護などに関して非常に高い基準が設定されているのである。

なお、既述したように、「持続可能な開発」という概念は、2009年12月に発効したリスボン条約に含まれている。すなわち、「EU は域内市場を創設する。この域内市場は欧州の持続的な開発、...環境の高度な保護及び質的改善のために機能する（第3条2項）」とされている。また、この概念は EU 運営条約にも規定されており、「環境保護の要件は、特に持続可能な開発を促進する観点から、EU の政策と活動の定義と実施に組み込まれなければならない」（第11条）、「良好なガバナンスを促進し、市民社会の参加を確保するために、連合の機関、機関、事務所および機関は、可能な限りオープンに業務を実施するものとする（第15条第1項）」と規定されている。

表2 日 EU 経済連携協定の各章

第1章	総則
第2章	物品貿易
第3章	原産地規則
第4章	税関・貿易円滑化
第5章	貿易救済
第6章	衛生植物検疫措置
第7章	貿易の技術的障壁
第8章	サービスの貿易・投資自由化・電子商取引
第9章	資本移動・支払・移転
第10章	政府調達
第11章	競争政策
第12章	補助金
第13章	国有企業
第14章	知的財産権
第15章	コーポレート・ガバナンス
第16章	貿易と持続可能な開発
第17章	透明性
第18章	規制協力
第19章	農業協力
第20章	中小企業
第21章	紛争解決
第22章	制度的規制
第23章	最終規定

（出所）外務省（2018）

こうした EU の基本条約を受け、EPA では、まず前文で「共通の原則及び価値観に基づく両締約国間の多年にわたる強固な連携並びに両締約国間の重要な経済、貿易及び投資の関係を意識し、..... 経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目的に従って両締約国間の経済、貿易及び投資の関係を強化すること並びに両締約国間の貿易及び投資を促進することの重要性を認識し、....協定した」。続いて第 1.1 条では、「この協定は、貿易及び投資を自由化し、及び円滑にすること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を促進することを目的とする」とされている。なお、ここでいう両締約国とは、日本及び EU のことである。

また、「両締約国は、1992 年 6 月 14 日に国際連合環境開発会議によって採択されたアジェンダ 21、1998 年 6 月 18 日に ILO...の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置、.....を考慮しつつ、現在及び将来の世代の福祉のため、持続可能な開発に貢献する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を認識する。」とされている。さらに、「両締約国は、ILO の加盟国であることから生ずる義務を再確認する。両締約国は、労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置に関するそれぞれの約束を更に再確認する。」、また、「両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた次に掲げる原則を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現する（第 16 条第 2 項パラグラフ 2）」とされている。加えて、同パラグラフでは、ここでいう原則が列挙されており、そのなかには、「(b) あらゆる形態の強制労働の撤廃、」及び「(d) 雇用及び職業に関する差別の撤廃」が含まれている。また、第 16.13 条では、貿易専門委員会が設置されることになっているが、その任務の一つは、「この章の規定の実施について市民社会と相互に協力すること（第 16.13 条パラグラフ(c)）」とされている。なお、本パラグラフには次のような注が付されている。すなわち、「市民社会とは、経済、社会及び環境に関する独立した利害関係者（使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。）をいう。」

ところで、2018 年 12 月、欧州委員会は韓国政府に対する EU・韓国 FTA の第 13.14 章による「政府間協議（Government consultation）」を開始した¹⁹。欧州委員会からの度重なる要求にもかかわらず、韓国は ILO の核心的労働基準（Core Labour Standard）について批准を終了していないからである。労働者の権利保護に関して、欧州委員会が FTA による紛争解決手続きに入ったのはこれが史上初めてである。なお、韓国政府は、FTA の署名時に批准を実施することを確認している。ところで、ILO の中核的労働基準には、結社の自

由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の禁止という 4 分野があり、8 つの条約から構成される。韓国は「結社の自由」（第 87 条と第 98 条）と「強制労働の排除」（第 29 条と第 105 条）について未批准である。EU と韓国間の協議の結果を予測すること、現時点では困難であるかもしれない。

一方、日本は ILO の中核的労働基準条約の 2 つを批准していない。強制労働の廃止に関する条約（第 105 条）」と「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（第 111 条）」の 2 条約である。これら 8 条約に関しては、すべての ILO 加盟国に対して、未批准の場合でも「尊重し、促進し、かつ実現する（to respect, to promote and to realize）義務を負う」とされている²⁰。韓国に続き、EU は EPA 第 16 条に基き協議を日本に要請する可能性も否定できない。

既述したように、EU の FTA 政策は、「すべての人のための貿易」により著しく変化しました。そしてその結果、EU は経済的利益を活用するだけでなく、その価値を広げることも目指している点は、EPA 前文で紹介した通りである。なお、こうした動きを反映して、「貿易と持続可能な開発」の言葉の word 数は、約 2,300（EU 韓国 FTA の第 13 章）から約 5,000（EPA の第 16 章）に大幅に増加している。既述したように、「すべての人のための貿易」が発表されたのは、2015 年 10 月であるが、この時点で EU 韓国 FTA は既に暫定発効していた。また、EPA については、交渉中であった。このような時間差が、word 数に反映されたとみてよいであろう。

第 5 節 日 EU 経済連携協定の意義

表 3 日米 EU の基礎データ

	EU28	米国	日本
GDP（兆ドル、2018）	22.1	24.2	5.9
人口（億人、2017）	6.8	4.3	1.7

（出所）World Bank などによる。

最後に、本協定が日 EU、さらには世界経済にいかなるインパクトを及ぼすかを整理しておきたい。欧州委員会の試算によれば、本協定に盛り込まれた措置が完全に実施されるとすれば、本 EPA がない場合に比較して、日本から EU への輸出は 230 億ユーロ、逆に EU か

ら日本への輸出は 130 億ユーロ増加するとされている²¹。

本 EPA の効果は二国間だけにとどまらない。これにより、人口 8.5 億人、世界の GDP に占めるシェア 28.0%（2018 年時点）の巨大な自由貿易圏を実現することが重要である。

2021 年 1 月、米国ではバイデン政権が発足した。同政権がいかなる通商政策を実施するか、本稿執筆時点（同年 3 月）では不透明である。ところで、トランプ前政権は、“America First”との姿勢の下、貿易面でも主として二国間の”deal”を繰り返していることは周知の通りである。これら貿易政策の多くは WTO 協定に違反する。保護的措置の導入及び特定国を対象としているからである。一方、WTO のドーハ開発アジェンダは、先進国対発展途上国、さらには先進国同士の対立から、その交渉は停滞している。こうした環境の下、主要な貿易国は二国間自由貿易協定の締結に傾斜している。ただ、そのなかで、TPP は一旦、米国を含めて調印したものの、トランプ前政権成立直後、米国は離脱することになった。日本の努力もあって、TPP は TPP11 として成立したが、米国抜きということもあり、参加国の経済規模は大幅にスケールダウンしてしまった。

また、トランプ前政権は、EU との間で交渉が続けられてきた TTIP についても、交渉を中断した。さらに、WTO の重要な機能である紛争処理機関についても、トランプ政権は第 2 審のパネリストを派遣していないことから、同機関が麻痺状態に陥っていることは間違いない。2021 年 2 月、ナイジェリアのンゴジ・オコンジョ＝イウェアラ氏が WTO 事務局長に就任したが、同氏がどの程度、WTO 交渉を促進するか見通すことは容易でない。こうした動きを全体としてみると、自由貿易体制が危機に直面しているといえるであろう。

こうした環境の下、本 EPA を締結し、巨大経済圏が創設されたことは重要である。また、日 EU 経済連携協定及び TPP11 の結節点となっており、両協定を合計すると、世界の GDP の約 3 割を占めることになる。かつて保護主義が蔓延し、そのことが間接的であれ第 2 次世界大戦を引き起こした。その反省の下、GATT を中心とする国際貿易体制が形成された。いま、この体制がほころびをみせているのである。

こうした環境下、日 EU 経済連携協定及び日本の役割は一段と高まってきた。ただ、もし、欧州委員会が EU の価値、さらには「貿易と持続的な開発」に余りにも固執するようだと、保護主義に対抗するという観点に立った EPA の有効性に疑念を生じかねず、ひいては自由な国際貿易体制の維持・発展に影響しかねない。なお、2021 年 1 月、日 EU 間で「貿易と持続可能な開発」に関する専門委員会が開催され、双方が協定を着実に実施していることを確認し、TSD 分野における日 EU 間の協力を引き続き進展させていくことで一致した

とのことである。

ただ、逆に、EU が保護主義の蔓延に危機感を抱き、EPA の円滑な運営及びその効果の具現化に努める一方、日本も EPA を通じて経済社会の変革、とりわけ働き方改革に努力を傾けることができれば、世界 GDP の 28.0% を占める日 EU は世界経済に対して重要な貢献をなすことができるであろう。

参考文献

- ・ 久保広正 (2016)、「日・EU 経済連携協定と市民社会」、長部重康編著、『日・EU 経済連携協定が意味するものは何か』、ミネルヴァ書房、pp.119～138
- ・ 久保広正 (2018)、「EU と対外通商政策」、田中・長部・久保・岩田著、『現代ヨーロッパ経済 第 5 版』、有斐閣、pp.410～434
- ・ 外務省 (2018)、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」
- ・ 久保広正 (2019)、「EU の将来とわが国産業の対欧戦略」、藤井和夫編著、『現代世界とヨーロッパ』、中央経済社、pp.99～114
- ・ 角田昌太郎 (2019)、「メガ FTA の動向」、調査と情報 NO.1057、国立国会図書館
- ・ FTA ビジネス研究会編著 (2014)、「FTA/EPA でビジネスはどう変わるか」、東洋経済新報社
- ・ Hiromasa Kubo (2012), *A EU-Japan Free Trade Agreement Toward More Solid Economic Relations*, IFRI Center for Asian Studies, Asia. Version 55
- ・ Hiromasa Kubo (2013), *EU-Asia Trade Relations*, “The Palgrave Handbook of EU-Asia Relations” edited by T.Christiansen, E. Kirchner & P. Murray, Palgrave Macmillan, pp. 247～262
- ・ Hiromasa Kubo (2015), *Towards a Japan-EU Economic Partnership Agreement*, Kobe University Law Review, No.49, pp.187～197
- ・ Thomas Christiansen, Jean-Christophe Defraigne & Hiromasa Kubo (2019). *The economic security dimension in EU-Japan relations*, “EU-Japan Security Cooperation” Routledge. pp.163～182
- ・ European Commission (2006), *Global Europe: competing in the world*. COM (2006) 567 final. 2006.10.4
- ・ European Commission, *Europe 2020: A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth*, COM (2010) 2020 final, 2010.3.3.
- ・ European Commission, *Trade, Growth and World Affairs: Trade Policy as a Core Component of the EU’s 2020 Strategy*, COM (2010) 612 final, 2010.11.9.
- ・ European Commission, *Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy*, COM (2015) 497 final, 2015.10.15
- ・ Official Journal of the European Union (2011), *Council Decision of 16 September 2010 on the signing, on behalf of the European Union, and provisional application of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the*

Republic of Korea, of the other part (2011/265/EU)

- European Commission (2018), *The Economic Impact of the EU-Japan Economic Partnership Agreement (EPA)*
- ILO, *ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up, adopted by the International Labour Conference at its Eighty-sixth Session, Geneva, 18 June 1998 (Annex revised 15 June 2010)*

-
- ¹ Stephen Woolcock (2007), *European Union policy towards Free Trade Agreements*. ECIPE Working Paper, No. 03/2007
 - ² Daniel Drache and Marc D. Froese(2007), *Deadlock in the Doha Round: The Long Decline of Trade Multilateralism* (<http://www.worldtradelaw.net/articles/drachedoha.pdf.download>)
 - ³ European Commission (2006), *Global Europe: competing in the world*. COM (2006) 567 final. 2006.10.4
 - ⁴ European Commission (2010), *Trade, Growth and World Affairs: Trade Policy as a Core Component of the EU's 2020 Strategy*, COM (2010) 612 final, 2010.11.9.
 - ⁵ European Commission, *Europe 2020: A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth*, COM (2010) 2020 final, 2010.3.3.
 - ⁶ European Parliament (2016), *TTIP: Access to consolidated texts and confidential documents*, ([http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/580909/EPRS_BRI\(2016\)580909_EN.pdf#search=%27NPO+NGO+EU+TTIP%27](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/580909/EPRS_BRI(2016)580909_EN.pdf#search=%27NPO+NGO+EU+TTIP%27))
 - ⁷ European Commission, *Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy*, COM (2015) 497 final, 2015.10.15.
 - ⁸ European Commission (2021), *Trade Policy Review - An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy* COM (2021) 66 final
 - ⁹ Official Journal of the European Union (2007), Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community ((2007/C 306/01)
 - ¹⁰ Official Journal of the European Union (2012), Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union, C 326, 26 October 2012
 - ¹¹ 本件については、加藤峰夫（1997）、「貿易活動と環境保全」、『環境と開発』シリーズ 10、アジア経済研究所（1997）が詳しい。
 - ¹² Kim, M. (2012), *Disguised Protectionism and Linkage to the GAA/WTO*, World Politics, Volume 64, Series 3
 - ¹³ 外務省、(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/2-i.html>)
 - ¹⁴ U.S. Department of Labor, ([North American Agreement on Labor Cooperation: A Guide | U.S. Department of Labor \(dol.gov\)](https://www.dol.gov/eis/wha/nafta/nafta.html))
 - ¹⁵ Official Journal of the European Union (2011), *Council Decision of 16 September 2010 on the signing, on behalf of the European Union, and provisional application of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part* (2011/265/EU)
 - ¹⁶ European Commission (2017), *Evaluation of the Implementation of the Free Trade Agreement between the EU and its Member States and the Republic of Korea* (https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/june/tradoc_155673.pdf, pp.88)
 - ¹⁷ 外務省（2018）、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定
 - ¹⁸ 外務省（2019）、「日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000381941.pdf>)

- ¹⁹ European Commission (2019), *EU team in Korea for government consultations over labour commitments under the trade agreement* (<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1973&title=EU-team-in-Korea-for-government-consultations-over-labour-commitments-under-the-trade-agreement>)
- ²⁰ ILO, *ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up*, adopted by the International Labour Conference at its Eighty-sixth Session, Geneva, 18 June 1998 (Annex revised 15 June 2010)
- ²¹ European Commission (2018), *The Economic Impact of the EU-Japan Economic Partnership Agreement (EPA)*

第3章 新型コロナ禍のEU・中国関係： 対中認識悪化、外交戦略の転換

(一財) 国際貿易投資研究所

客員研究員 田中友義

第1節 欧州における対中認識の変容

1. 中国の「マスク外交」プロパガンダは空転か

世界中を敵に回すような中国外交の強硬姿勢、いわゆる「戦狼外交」は、新型コロナウイルス感染拡大を機に一段と鮮明になった¹。習近平政権は、国家・共産党を挙げての武漢封鎖を含む徹底した新型コロナ感染封じ込めに成功したかにみえるが、中国の新型コロナウイルス症の初期対応が後手に回ったこと、および情報隠蔽や開示が十分でなかったことなどから、欧米諸国において中国に対する認識が急速に悪化している。

中国は新型コロナウイルス制圧に成功したと喧伝する一方、マスクや医療用防護服などの医療物資提供や医師団派遣など医療支援、いわゆる「マスク外交」を大々的に展開し、対外イメージの回復に躍起になっている。戦狼外交の先頭に立つ中国外交官（例えば、中国外交部・趙立堅副報道局長など）らが攻撃は最大の防御とばかり、中国に対する欧米などからの厳しい批判を政治的圧力で抑えつけ、欧州の新型コロナ防疫対策を「稚拙」と非難したり、中国の医療支援への感謝を強制したりする強権的行動を繰り返している。

例えば、ポーランドでは、大統領自ら習主席に電話で中国からの支援に感謝の意を表明するよう圧力をかけたり、ドイツでは、独政府や独大企業に対して、中国からの支援や努力に対して感謝状を贈るよう求められたと報じられている（2020年5月3日付ニューヨーク・タイムズ紙）。フランスでは、駐仏中国大使館ウェブサイトで「欧米は中国で感染が分かってから2か月間、何をしていたのか」、「フランスの高齢介護施設では職員が職場放棄し、高齢者が適切な介護も食事も与えられずに死んでいる」といった不正確な情報を流したことに対して、仏外相や仏議会から強い反発が出た。

「マスク外交」の一環として、世界各地に輸出したマスクや検査キットの多くが品質管理システムの欠陥によって適切な基準を満たしていない欠陥品だったため、中国に送り返さ

れるなど、かえって容赦のない批判を浴びることになった²。

欧州委員会のジョセップ・ボレル外交・安全保障政策担当上級代表は、「中国のマスク外交は地政学的な野心を隠すための策略だ」と述べ、中国への懐疑的な見方をあらわにした。ただ、EU 側も一枚岩ではない。ギリシャやイタリアなど経済的に厳しい南欧諸国やハンガリーなど東欧諸国は中国による医療支援を評価するなど EU の足並みが乱れている。

以上のように、中国の「戦狼外交」や「マスク外交」プロパガンダは今のところ功を奏しているとは見えない。

2. 香港国家安全法施行などへ高まる批判

新型コロナ危機の渦中に中国政府がとった強権的な行動は、とりわけ香港での国家安全維持法の施行や新疆ウイグル自治区でのイスラム教少数民族への弾圧、あるいは台湾領空侵犯、南シナ海における軍事拠点化など、中国の国際的な評価に深刻なダメージを与える結果となった。

米中対立が激化する中、中国は欧州との蜜月関係の維持に腐心している。本年 8 月末から 9 月初旬、楊潔篪共産党政治局員（外交担当）、王毅外相の外交 2 トップが相次いで異例の訪欧、つなぎ留に懸命だが、香港問題や新疆ウイグル自治区の現状など欧州が重視する人権問題が壁になって、成功したとは考えられない。

EU や各国は、香港国家安全維持法は「一国二制度」の大原則を踏みにじるものだと強く反発した。EU レベルでみると、ボレル外務・安全保障政策上級代表は 5 月 29 日、香港国家安全維持法に関する声明を发出して以降、繰り返し中国に厳しい見解を表明してきた。5 月末の初の声明では、「中国が自身の国際的公約（1984 年中英共同宣言）と香港基本法と整合性のない措置を取ったことに対して、深刻な懸念を表明する。これは、『一国二制度』の原則と、香港特別行政区の行動の自治を大きく弱体化させかねないと、中国が国際的公約を守る意思に疑問を生じさせると警告、中国との対話でこの問題を取り上げる」と述べている³。

欧州議会は 6 月 19 日、中国の香港への国家安全維持法導入を巡り、EU や加盟国に対して、中国政府をオランダにある国際司法裁判所に提訴することを検討するよう求める決議を採択するなど、EU でも中国への批判が強まっている。

新疆ウイグル自治区少数民族への人権問題について、英国のドミニク・ラーブ外相は 2022 年の北京冬季五輪のボイコットを示唆、また、エマニュエル・マクロン仏大統領は 9 月の国連総会で、新疆ウイグル自治区への国連調査団の派遣を求めた⁴。ただ、G7 で初めて「一

帯一路」構想に参加したイタリアは 2020 年 6 月、中国が香港国家安全維持法の制定を強行した際には G7 で唯一、反対の意思表示をしなかった。

9 月の EU・中国首脳会談では、ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長、シャルル・ミシェル欧州理事会常任議長、EU 議長国のアンゲラ・メルケル独首相からは香港国家安全維持法や新疆ウイグル自治区の人権問題で「深い懸念」が表明した。また、欧州側は南シナ海で進める軍事拠点化の自制も求めた。これに対して、習近平主席からは「香港と新疆ウイグルの問題は本質的に中国の国家主権と安全、統一の確保に関わるものである」として、他国の介入は「内政干渉」だと強く反発した。

3. 欧州市民の対中認識の急激に悪化

欧州では、このような中国の居丈高な姿勢に対する懷疑・不信が広く形成され、警戒心が一気に高まった。在ブリュッセル・シンクタンク欧州外交評議会（European Council on Foreign Relations）が本年 7 月に実施した世論調査によると、調査対象国 9 か国のうち 8 か国で、新型コロナ危機中に著しく悪化、対中関係は新たなステージに入ったと見ている。

表 1 のように、48%の欧州市民の中国に対する印象が悪化している。デンマーク市民とフランス市民が各 62%と最上位で、スウェーデン市民 52%、ドイツ市民 48%、スペイン市民 46%などとなっている。爆発的な感染拡大期に中国から医療支援を受けたイタリア市民でさえ、37%が否定的な認識を示している。唯一ブルガリアが変わらなかったとしているのは中国こそルールに基づく貿易のグローバル化からの最大の受益国だとみなしていたことから、グローバルな経済秩序に関心があると信じていたが、新型コロナ危機のさなかに中国がとった強権的行動から、欧州の対中認識が大きく変わろうとしている。この変化は新型コロナ感染拡大前から始まっていたが、ここへきて加速している。次節の詳しく解説するように、欧州委員会は 2019 年 3 月、「中国は（経済・貿易・先端技術などの分野で）競争相手」と再定義し、対中戦略を軌道修正した。その少し前までは、欧州が中国を「体制上の競争相手」と位置付けることなど想像できなかったと述べる欧州の中国専門家もいる⁶。

表 1 新型コロナ危機以後の欧州の対中認識の悪化

	悪化した	改善した	変わらない・わからない
9 か国全体	48%	12%	40%
デンマーク	62%	5%	33%
フランス	62%	6%	32%
スウェーデン	52%	6%	42%
ドイツ	48%	7%	45%
ポルトガル	46%	16%	38%
スペイン	46%	17%	37%
ポーランド	43%	14%	44%
イタリア	37%	21%	42%
ブルガリア	22%	22%	56%

(出所) 欧州外交評議会

第 2 節「一带一路」攻勢、EU は対中戦略の転換

1. 中国は南欧・中東欧へ急接近、結束揺れる EU

中国の習近平国家主席は 2019 年 3 月、イタリア、フランス、モナコの 3 か国を訪問したが、2018 年 11 月のポルトガル、スペイン歴訪に続くもので、欧州との関係を重視する姿勢を鮮明にした。歴訪最大の目的は、イタリアと中国主導の広域経済圏構想「一带一路」の協力に関する覚書に署名することであった。

EU 諸国の中ですでに「一带一路」覚書を締結しているのは 15 か国で、イタリアは 16 番目になるが、EU の中核国の一つであるイタリアの覚書調印が欧州に与える衝撃は大きかった。対米関係で苦境に立つ中国にとって大きな外交的成果となった。フランス、ドイツ、対中関係が緊張している米国が不快感をあらわにした。

「一带一路」構想は、相手国の返済能力を超えた過剰債務を生んでいるとの批判（「債務のわな」）が世界中で相次いでいる。EU でも債務危機に陥ったギリシャが EU 域外からの投資マネーを求めて中国と「一带一路」覚書を交わした。ギリシャ国内最大のアテネ郊外のピレウス港湾の経営権が中国企業に譲渡されたが、軍事利用されかねないとの懸念が強い。

イタリアや中・東欧諸国が、財政規律や強権政治を巡り、EU を主導する独仏や欧州委員会との対立を深めていたことも、EU の結束を乱している要因のひとつで、中国に付け込む余地を与えている。港湾や空港などの重要インフラ施設で中国企業による買収が進めば、周辺国も含め、安全保障に影響が及びかねない。次世代通信規格（5G）ネットワーク整備に

についても、中国通信機器大手、華為技術（ファーウェイ）などの中国企業の製品を政府調達から全面排除するかを巡って、EU 加盟国の対応で足並みがそろわず、欧州委員会は一律ではファーウェイ製品の排除を求めない方針を示している。トランプ米政権が中国製品の排除を強く求めていることも欧米摩擦の一因となっている。

中国の「一帯一路」攻勢で EU は翻弄され、揺れ動いている。仏独とイタリアや中・東欧諸国との分断が深まる様相を帯びている。EU の結束を強化するべく亀裂の修復は急務である。

ただ、「一帯一路」構想に参加してから 1 年になる 2020 年 3 月、イタリアは新型コロナウイルス感染拡大時期に、両国間の協力につまずきが目立ち始めた。主要事業であるトリエステ港の港湾事業への中国側からの投資は「ゼロ」であったという。また、観光促進のための協力も、新型コロナウイルス感染拡大で観光客の往来も止まっている。中国側は、医療チームの派遣やマスク・人工呼吸器など支援物資を提供など、イタリアのつなぎ止めを図っているが、イタリア側の不満が上がっている⁷。

2. EU、中国再定義、「戦略的パートナー」から「体制的ライバル」

欧州委員会は 2019 年 3 月 12 日、表 2 にみられるような中国を貿易や先端技術の主導権を巡る「競争相手」と位置付け、対中関係の課題と見直しのための「10 の行動計画」を提案し⁸、習主席訪欧の直前の同年 3 月 21～22 日開催された欧州理事会（EU 首脳会議）で承認された EU の対中戦略を決めた 2016 年 6 月の「新 EU の対中戦略の要素」を修正したものである⁹。併せて、ロボットや人工知能（AI）、エネルギーなどの戦略的に重要な産業で、EU 域内企業の買収に対する事前審査を強化することになった。同政策文書は提案されている行動計画には、以下の 3 つの目的があるとしている。

- ① 明確に定義された利益と原則に基づいて、中国との共通の利益を世界レベルで促進するため、中国との関与を深める
- ② EU は両者間の経済関係を統治する、より均衡のとれたより互恵的な条件を強く求める
- ③ 長期にわたってその繁栄、価値、社会モデルを堅持するため、分野によっては、EU 自身が変化する経済的現実に適応し、EU の域内政策と産業基盤を強化する必要がある

欧州委員会のユルキ・カタイネン副委員長（雇用・成長・投資・競争担当、当時）は「EU と中国は戦略的経済パートナーであり競争相手でもある。両者の間に、公正な競争、互恵的

な貿易・投資関係があれば、双方にかなりの経済的恩恵をもたらすだろう。今回の行動計画は EU がどのように競争力を強化し、互惠性と公平性（level playing field）を保障し、起こりうる市場の歪曲から EU を守ることができるか示している」と述べた¹⁰。中国の「一帯一路」攻勢や経済・政治的な影響力の拡大に翻弄される EU が、経済・貿易・技術開発などの分野で「中国は体制的競争相手」と再定義し、互惠性と公平性を強く求めたものである。

ここで、EU の結束を呼びかけたマクロン仏大統領の厳しい言葉を記しておきたい。「EU が中国に甘い認識でいられる時代は終わった」「中国は欧州の分断に付け込んでいる」（2019 年 3 月の欧州理事会後の記者会見）。

表 2 対中関係見直しと「10 項目の行動計画」

項目	概要
1. 協力強化の主要テーマ	「人権」「平和・安全保障」「(持続可能な) 開発」などで中国との協力強化を図る
2. 温暖化ガス抑制	効果的な気候変動対策のため、パリ条約に則った温暖化ガス排出抑制を中国に要請する
3. イラン核合意	イラン核合意（共同包括行動計画：JCPOA）の堅持で中国と積極的関係を構築する
4. アジアとの連携強化	「欧州とアジアの連携強化のための包括的戦略」実現のため中国と協働する
5. WTO 改革	WTO 改革（国家補助や技術移転強制などの問題）などの約束履行を中国に要求する
6. 政府調達市場開放	中国の政府調達市場の開放、互惠主義推進のため、国際調達に関する措置を採択する
7. 政府調達市場参加要件	EU 政府調達市場（入札）の「価格至上主義」防止のため、外国企業の参加要件を策定する
8. 国営企業・市場歪曲	国営企業や国家補助の EU 域内への市場歪曲による悪影響排除するため、EU 法を見直す
9. 5G ネットワーク	次世代移動通信規格「5G」セキュリティー・リスク対応のための共通政策を勧告する
10. 対内投資審査強化	戦略産業・技術分野の EU への外国直接投資審査に関する法令の迅速・効果的实施を図る

（出所）欧州委員会プレスリリース（IP/19/1605）、ジェトロビジネス短信（EU、中国）（2019/03/13）などから作成。

3. ドイツの新たなアジア外交戦略、中国依存からの転換

ドイツのメルケル政権は 9 月 2 日、これまでの中国一辺倒のアジア政策を転換し、新た

な外交戦略「インド・太平洋指針」（ガイドライン）をとりまとめて閣議決定した。人権、法の支配、海洋法重視などの価値を共有する国々として、日本、韓国、オーストラリア、インド、インドネシアなどとの関係強化を打ち出した。外交政策の指針となる戦略文書に初めて「インド・太平洋」地域を盛り込んだドイツの方針転換は、強権的な中国に対する欧州の警戒感の高まりを反映している。欧州では、フランスが 2018 年に「法の支配」を重視するインド・太平洋地域との関係強化を打ちだしており、ドイツも追随した形だ¹¹。

メルケル氏は、中国が国家安全維持法により香港への統治を強めていることや新型コロナウイルス感染初期の情報開示への不満に対して、英国や EU が重大な懸念を表明する中、中国との対話を模索することの重要性を強調していた。このような中国への配慮した発言を中国に弱腰だとして、ドイツの対中強硬派の議員たちから批判されている。メルケル氏は在任期間中、毎年のように中国の首脳と会談し、緊密な関係を築いてきた。中国訪問回数は 12 回と欧州の首脳では最多であり、突出している。ドイツは今回の指針をもとにフランスやオランダなどと協力し欧州全体でのインド・太平洋戦略策定を協議する¹²。ただ、この文書は、「ドイツと欧州の新たなアジア政策の方向性に関する議論のきっかけとなるものと理解することが重要で、過大評価するべきでない」（ベルリン自由大学ベッティーナ・グランソウ教授）といった見方もある¹³。

ドイツは近年、経済面を中心に中国との関係を深めてきた。ドイツにとっては、中国は 2016 年以降最大の貿易相手国となった。自動車、生産機械を中心に多くの独企業が中国へ進出し、自動車最大手のフォルクスワーゲンの乗用車販売台数の約 40%、ダイムラーと BMW は約 30%と中国市場への依存が大きい。

「ここ 2、3 年でドイツの中国に対する姿勢は根本的に変わった。ドイツは経済関係を進化させれば中国が西側モデルに収斂していくという考えをあきらめた。中国経済も競争力を高め、西側モデルはもはや魅力的でなくなった」（独デュイスブルク・エッセン大学マルクス・タウベ教授）としている。ただ、コロナ禍で深手を欧州経済にとって、中国頼みの構図はむしろ強まっている。輸出依存型の経済大国ドイツにとって当面中国経済は死活的に重要だ。米国のトランプ政権から中国通信機器大手「華為技術（ファーウェイ）」を次世代通信規格（5G）整備から排除するよう求められているが、英、仏は受け入れたがドイツはまだあいまいな姿勢をとり続けている¹⁴。

第3節 EU・中国関係の転換

1. EU は非対称的關係を不満、中国は EU 重視

EU は米国のような制裁には消極姿勢を貫く。対米関係が悪化する中国は、EU 側が求める 2014 年から続けている投資協定交渉を進展させ 2020 年中に合意するなど、経済関係の深い欧州のつなぎ止めを急ぐ。EU・中国首脳会談が 9 月 14 日、テレビ会議形式で開催された。EU 側からはフォン・デア・ライエン欧州委員長、ミシェル欧州理事会常任議長、EU 理事会議長国ドイツのメルケル首相、中国側からは習主席が参加した。

習主席は「コロナ時代の中国と欧州の関係をより高い水準にしていきたい」として、「平和共存・開放的協力・多国間主義・対話と協議の 4 つの堅持を行う必要がある」と述べた。これに対して、ミシェル氏は「われわれもっと公平で、よりバランスの取れた関係を望んでいる。それは互惠関係と公平な競争関係を意味する」と述べたフォン・デア・ライエン氏も、2020 年内の妥結を目指していた投資協定交渉について「中国のさらなる熱意が必要だ」と不満を示した。また、中国政府による補助金や国有企業の優遇、中国進出した欧州企業などに対する技術移転の強制など、EU が改善を求めている問題に進展が見られないことへの苛立ちうかがえる¹⁵。

事実、在中国 EU 商工会議所（EUCCC、会員企業数 1,600 社）は、中国ビジネス環境改善を一貫して求めているという。特に、立法過程の透明性を高めることや、制度変更の場合の準備・猶予期間の確保など、ビジネス環境にかかわる予見可能性を重視する考えを示した。また、50% 近く of 会員企業が「今後 5 年間に規制障壁が増える」「中国の競争環境の中立性に今後 5 年を要する」と予想、20% の企業が「中国に対する技術移転を強制されたと感じている」と回答している¹⁶。

また、欧州産業連盟（Business Europe）は 2020 年 1 月、中国に対して当国の構造問題や市場歪曲的慣行の改善を求める意見書（The EU and China: Addressing the Systemic Challenge）

公表した。その中で、中国の国家主導経済は中国内外での市場歪曲を引き起こしていると指摘、欧州産業界として、①中国と EU 間の公平な競争条件の確保、②中国政府主導の市場歪曲の影響緩和、③EU 自身の競争力強化、④第三国市場における公正な競争と協力の担保を EU に要望するとともに、中国との経済関係を再考すべきだとしている¹⁷。

年末ぎりぎりの 12 月 30 日、EU（欧州連合）と中国は 2014 年に交渉が始まった包括的

投資協定を締結することで大枠合意した。年末ぎりぎりのタイミングで交渉が大枠合意に達した背景には、EU・中国双方の思惑が一致したからである。米国と対立してきた中国側は、バイデン米新政権発足を前に EU との関係を強化しておきたいということで妥結を急いだ。他方、EU 側としても、新型コロナウイルスの打撃を受けた経済を再生するため、急回復に転じた中国市場への参入拡大が急務であった。さらに、中国との協定締結に強い意欲をみせてきたアンゲラ・メルケル独首相が EU 議長国として早期妥協に動いたことも大きい。

とはいえ、EU 側の協定批准手続きには、なお紆余曲折が予想される。批准には欧州議会の同意が必要だが、議会では香港の民主派弾圧やウイグル族の強制労働を巡って中国政府への批判が強く、「人権についての中国の署名は紙切れにすぎない」とみる議会承認は難航しそうである。

2. 外資の FDI 規制強化、中国などへの先端技術流出を警戒

EU は 2019 年 3 月、EU レベルでの対内直接投資 (FDI) の審査制度 (スクリーニング : Framework for screening foreign direct investment) の導入を決めた。審査制度によって、戦略的に重要な産業分野への EU 域外からの投資・買収案件に監視の目を光らせ、重要技術などの流出を防止することを目指す。審査制度に関する規則は 2019 年 4 月に発効し、2020 年 10 月 11 日に適用開始した¹⁸。

これまでは EU 加盟国ごとに審査制度を設けていたが、EU レベルで特別な規制を課してこなかった。しかしながら、中国などの外資による投資・買収案件が増え、独仏を中心に欧州委員会への EU レベルの対応強化を求める声が広がっていた。

EU は域外からの投資・買収案件について、国家安全保障や公的秩序への視点から精査することになる。戦略的に重要な産業・技術としては、エネルギー、運輸、通信、データ、航空・宇宙、金融、先端技術 (半導体、人工知能 (AI)、ロボティクス)、水資源、医療・健康、防衛、メディア、バイオテクノロジー、食品安全などが含まれる。第三国政府と関係する国有企業による不透明な投資・買収案件が審査対象となる。

EU では 2016 年、ドイツ産業ロボット大手「クーカ」が中国家電大手のミディア・グループ (美的集団) に公開株式買付け (TOB) で買収されたが、同社がドイツの進める製造業の核心プロジェクト「インダストリー・4.0」を主導していたこともあって、この買収を機に最先端技術の流出への警戒感が高まった。

ドイツでは安全保障上の懸念などから議会、産業界、世論などから中国企業などによるドイツへの投資・買収案件の規制強化を求める声が強まった。ドイツ政府は2017年、対外経済規制を改正し、外資がドイツ企業の25%以上の議決権を取得する場合、審査対象とした。さらに、2018年、従来は25%以上を10%以上の議決権案件へ審査対象を拡大した。

ドイツ DPA 通信は本年12月3日、独政府が人工衛星や5Gを含む無線技術に特化した独ノルトライン・ウエストファーレン州に拠点を置く IMST 社が中国の国有軍需企業、中国航天科工集団の子会社、航天工業発展（Addisino）に買収されるのを阻止したと報じた。独経済省は、今回の買収計画には「実際に重大なリスク」が生じうると判断しているようである¹⁹。

EU を1月末離脱した英国は11月11日、安全保障に関する分野で、外国資本が英国企業を買収する計画に監視を強める法案を議会に提出した。中国資本を念頭に置いた対策である。

欧州委員会は EU 加盟国との連携を強化し、関連の投資・買収案件に関する情報共有などの協力体制の構築を目指す。欧州委員会は必要に応じて、関係国に「意見」を発出するが、最終的な許認可権は EU 加盟国に残される。

表3 対内直接投資（FDI）審査（スクリーニング）の枠組み

EU レベルの FDI 審査	
〈通常の審査手続きの流れ〉	
域外からの FDI 受け入れ加盟国	①要請あり次第、当該 FDI に関する情報提供しなければならない ②国内審査を実施する事例を通報しなければならない ③コメント・意見を求めることができる
他の加盟国	④追加的情報を求めることができる ⑤コメントを述べることができる
欧州委員会	④追加的情報を求めることができる ⑤「意見」を発出できる（他の加盟国のコメント表明後）
域外からの FDI 受け入れ加盟国	⑥受け取ったコメント・意見を考慮しなければならない ⑦FDI 受け入れの可否について最終判断をする
〈通常の審査手続き期間〉	35 日
〈情報交換される内容〉	●投資家名（投資企業名）および投資対象企業名 ●投資対象分野および対象地域 ●投資金額および出資先 ●投資時期
〈EU の利益となるプロジェクト・プログラム〉	●安全保障および公共秩序（EU 規則には EU 出資のプロジェクトおよびプログラムをリストアップ）

	●衛星測位システム「ガリレオ (Galileo)」、研究助成計画「ホライズン 2020」(Horizon2020)、汎欧州ネットワーク (Trans-European Networks)、欧州防衛産業開発計画 (European Defence Industrial Development Programme) が含まれている。このリストは必要に応じて見直される
〈考慮される基準〉 (安全保障および公共秩序への影響)	●重要なインフラ ●重要な技術 ●エネルギー・原材料などの重要な投入財の供給 ●センシティブな情報へのアクセス、情報管理の能力 ●メディアの自由・多様性
〈その他の基準〉	●第三国政府の支配の有無 ●安全保障・公共秩序に関わる活動の有無 ●犯罪行為・不正行為のリスクの有無
加盟国レベルの FDI 審査	
〈FDI 審査制度の主要要件〉	●規則および手続きの透明性 ●外国投資家に対する無差別性 ●交換される情報の秘匿性 ●審査決定に対する請求の可能性 ●外国投資家による法・規制逃れの認定と防止手段
〈その他〉	加盟国は投資審査制度の導入を義務付けられない。加盟国は現行制度の維持、新制度の導入、無制度のいずれも可能である。
〈FDI 審査制度導入国〉	デンマーク、ドイツ、スロベニア、スペイン、フランス、イタリア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、フィンランド (15 か国) (2020 年 11 月末現在)

(出所) 欧州委員会資料 (Screening of Foreign Direct Investment-An EU Framework) などから作成。

3. 補助金を受けた外資の買収規制、中国念頭

外国政府から多額の補助金を受ける企業に対して、EU 域内での投資・買収案件を規制する動きがある。欧州委員会や欧州議会、加盟国など EU 内部で中国の「一帯一路」攻勢に加えて、現下の新型コロナ感染拡大で欧州企業が経営難に陥る中、電気自動車 (EV) や人工知能 (AI) など戦略的に重要な産業に中国企業などが積極的に投資・買収攻勢をかけることへの警戒感が急速に高まっており、さらなる規制が必要と判断した。

欧州委員会は 2021 年中の法制化を目指す。中国政府などが自国企業に巨額の補助金を支給し、投資・買収攻勢をかけるのを食い止める狙いがある。欧州委員会が 2020 年 6 月に公表した白書「外国からの補助金に関する競争の公平化」によると、1 事業者当たり 3 年間で 20 万ユーロ以上の補助金を受ける外国企業を対象としている。外国補助金とは、「EU 域外国の政府や公的機関による資金面での貢献があり、法令上もしくは実質的に特定の企業ま

たは産業を対象」とするものである。監視機関である欧州委員会が「市場を不正に歪曲している」と認定した場合、課徴金や合併禁止などの是正措置をとるよう明記している。公共事業については、当該企業を入札から排除する方針である²⁰。

欧州委員会のマルグレーテ・ベステアー執行副委員長（競争政策担当）は声明で「欧州経済は開放されており、その他の世界と相互に緊密に結び付いている。我々は外国補助金（EU の）国家補助金と同じように市場歪曲しないことを保証する手段が必要である。単一市場は欧州の繁栄の鍵であり、平等な競争条件があって初めて機能する」と強調した²¹。

¹ 2015 年と 2017 年にシリーズで公開された中国のアクション映画「ウルフ・オブ・ウオー」になぞらえた過激な外交官による中国の好戦的な外交手法をいう。「戦狼 Wolf Warrior」とは中国人民解放軍特殊部隊の名称。

² Newsweek（日本版）（2020/06/26）

³ 香港に関する EU の声明（ブリュッセル、2020/05/29）。中国全人代の香港国家安全維持法採択を受けた、ボレル上級代表の声明（2020/07/01）、EU 理事会、国家安全維持法の香港への適用について深刻な懸念を表明（2020/07/28）、香港国家安全維持法に基づく最近の逮捕や捜査を受けた EU 報道官の声明（2020/08/10）、香港で複数の民主派政治家が逮捕されたことを受けた EU 報道官の声明（2020/11/02）。

⁴ 産経新聞（2020/10/07）、Reuters（2020/09/23）

⁵ European Council on Foreign Relations, China, Europe, and Covid-19 headwinds(20th July 2020)

⁶ 日本経済新聞（2020/09/15）

⁷ 読売新聞（2020/03/22）

⁸ European Commission, Commission reviews relations with China ,proposes 10 actions(Press release Brussels,12 March 2019,IP/19/1605)
European Commission, Joint Communication to the European Parliament, the European Council and the Council: EU-China-A strategic outlook (Strasbourg,12.3.2019 JOIN(2019)5 final)

⁹ European Commission, High Representative of Union for Foreign Affairs and Security Policy, Joint Communication to the European Parliament and the Council: Elements for a new EU strategy on China [Brussels, 22.6.2016 JOIN(2016)30final]

¹⁰ European Commission (Press release/IP/19/1605)

¹¹ Germany Government, “Germany-Europe-Asia: shaping the 21st century together” : The German Government adopts policy guidelines on the Indo-Pacific region(2020/09/01)

¹² 日経ビジネス（電子版）（2020/08/26）

¹³ 毎日新聞（2020/11/20）

¹⁴ 読売新聞（2020/09/26）

¹⁵ Reuters(2020/09/15)、読売新聞（2020/09/15）、European Commission(Press releases, Brussels、(14/09/2020)

¹⁶ ジェトロビジネス短信（EU、米国、中国）（2019/05/26）

¹⁷ ジェトロビジネス短信（EU、中国）（2020/01/17）、Business Europe, The EU and China: Addressing the Systemic Challenge, A comprehensive EU strategy to rebalance the relationship with China(January 2020)

-
- ¹⁸ European Commission, EU foreign investment screening mechanism becomes fully operational (Press release ,Brussels,9 October 2020)
- ¹⁹ AFPBB (2020/12/05)
- ²⁰ European Commission: White Paper on levelling the playing field as regards foreign subsidies (Brussels,17.6.2020 COM(2020)253 final)、ジェトロビジネス短信 (EU) (2020/06/18)
- ²¹ European Commission : Commission adopts White Paper on foreign subsidies in the Single Market(Press releases,Brussels,17/06/2020)

第4章 EU産業の構造的変化—COVID-19後の展望と課題

関西学院大学

イノベーションシステム研究センター

客員研究員 中野幸紀

はじめに

1. 研究目的・方法

東西冷戦終了後に進展した経済のグローバリゼーションが及ぼした EU 研究開発 (R&D) 活動の構造的な変化を統計数値の変化から明らかにし、加えて、2021 年初頭までの BREXIT、コロナ禍などの突発的社会変動の与える EU 産業の変化については文献などから検討することが本報告の目的である。

本報告においては、EU 主要国における R&D に係る生産要素（資金、研究員、投入技術など）の統計的な分析及び公表された政策内容の変化などを踏まえて、グリーン・グロース（環境関連投資による経済成長）、気候変動抑止・適応（気候中立化、温室効果ガス排出ゼロ目標など）、デジタルトランスフォーメーション (DX) などの R&D 関連政策の導入による関連産業の地球規模での分業化の進展についてより詳細に分析・評価し、21 世紀の残り 3/4 世紀における EU 経済活動の方向性とグローバル経済における地位の変化を展望する。

使用する統計、文献、報道等の資料は、EU 統計 (Eurostat、WIOD など)、World Bank、OECD などの国際機構の公表統計資料、日本国勢図絵、世界国勢図絵等に加え、主要な経済紙、経済雑誌などに紹介された個別統計データ、政策紹介資料等である。

2. 研究開発・イノベーション分野の複数年次財政枠組の概要

(1) 複数年次財政枠組の見直しと強化

新型コロナ (COVID-19) パンデミックによって、観光、宿泊、外食、交通産業などの活動に大きな落ち込みが生じた。こうした経済活動への大きな影響（実質 GDP 年率 -7.2% の落ち込みなど¹⁾）を踏まえ、2020 年 2 月に合意されていた複数年次財政枠組 [Multiannual Financial Framework (MFF)] の政策的な組み立てとプライオリティを維持しつつ、COVID-19 パンデミックによって被った打撃から EU 市民を守り、より強靱な経済社会を

構築するための財政措置が、5月から検討され始めた。その結果、7月初旬に、EUは35年共同債の発行を認める歴史的な決定を採択し、7,500億ユーロ〔約95.3兆円（1ユーロ＝127円で換算、以下同じ。）〕規模の「次世代EU（NEXT GENERATION EU(NGEU)）」財政枠組を導入した²。

なお、EUに投入されることとなる上記のNGEU借入財源は、MFF開始から数えて35年後となる2058年までに各金融市場に償還されることとなっている。

（2）研究開発とイノベーション予算枠（MMF：2021-2027）の概要

2021年から27年までをカバーする7年間の複数年次財政枠組の総予算積み上げ額（予算執行上限額）は1兆743億ユーロ（約136兆円）となっている。政策のプライオリティと予算執行の柔軟性を明確にするため、財政枠組全体は、「1. 単一市場、イノベーション及びデジタル」、「2. 結束、強靱性及び価値」、「3. 天然資源及び環境」、「4. 移住及び国境管理」、「5. 安全及び防衛」、「6. 近隣及び世界」、「7. 欧州の運営管理」といった7つの大項目に分類されている。なお、年次ごとの予算規模を、単純に全体額を7で除して求めると19.5兆円／年となる。

このうち、研究開発（以下、R&Dという。）とイノベーションに主として使われる予算枠は、①大項目1「単一市場、イノベーション及びデジタル」（Heading 1 “Single Market, Innovation and Digital”）及び②大項目3「天然資源及び環境」（Heading 3 “Natural Resources and Environment”）となっている。

これら2大項目の他に、大項目5 安全及び国防（Heading 5 “Security and Defence”）も、サイバー犯罪、原子力発電所の安全確保などの産業技術に係る項目が含まれており、R&D経費予算を一定割合含んでいる。例えば、リトアニア、スロバキア、ブルガリアの原子力発電所の安全確保予算などが含まれており、10.5億ユーロ（約1,330億円）が7年間1/2補助金として支出される。また、軍用モバイル・デジタルネットワーク（the TEN-T networks）構築のために1.5億ユーロ（約191億円）の支出が準備されている。こうしたR&D予算は、もともと欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）とその後設立された欧州原子力共同体共同研究センター（EURATOM JRC）の「安全技術開発、技術標準化、技術者養成など」に含まれており、長い歴史を有する³。

3. MMF 大項目 1 及び 3 に含まれる研究開発予算の概要

(1) 大項目 1「単一市場、イノベーション及びデジタル」

図表 1 「EU_MFF の R&D 予算 (2021-2027) 総額の内訳」に掲げるとおり、大項目 1「単一市場、イノベーション及びデジタル」には、基礎研究、イノベーション (innovation) 及びデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進するために必要な、7 年間で 1,328 億ユーロ (約 16.9 兆円) の予算が計上されている。

この内訳として、欧州展望 (Horizon Europe: 欧州基礎研究促進プログラム) に 759 億ユーロ (約 9.64 兆円)、大規模プロジェクト (Large Scale Projects) に 178 億ユーロ (約 2.26 兆円)、EU 投資 (InvestEU) に 28 億ユーロ (約 3,560 億円) などが投じられることとなっている。なお、欧州展望には BREXIT 後の英国も費用を負担して参加できることが決まっている (あらためて、第 4 節 2. (1) で触れる。)。

大規模プロジェクトの内訳は、核融合の ITER に 50 億ユーロ (約 6,350 億円)、宇宙開発の全地球航法衛星システム「ガリレオ (Galileo)」に 80 億ユーロ (約 1.07 兆円)、全地球観測プログラム「コペルニクス (Copernicus)」に 48.1 億ユーロ (約 6,110 億円) とそれぞれ振り向けられる。なお、BREXIT 後の英国のこれら大規模プロジェクトへの参加が 2020 年 12 月 24 日に基本合意されている (あらためて、第 4 節 2. (2) で触れる。)。

次いで、EU 投資 (InvestEU) 枠に 28 億ユーロ (約 3,560 億円)、欧州接続手段 (Connecting Europe Facility: 運輸・エネルギー・デジタル部門の相互接続プログラム) のための予算として、バルティック高速鉄道プロジェクトを含む欧州高速鉄道網拡張などの予算 214 億ユーロ (約 2.72 兆円) が準備されており、エネルギー開発予算として 51.8 億ユーロ (約 6,580 億円)、デジタル分野への投資に 18.3 億ユーロ (約 2,320 億円) が計上されている。

最後に、高速大容量情報処理、AI 及びサイバーセキュリティの 3 分野を含む欧州デジタルプログラム (Digital Europe programme) に対して 67.6 億ユーロ (約 8,590 億円) の予算が計上されている (あらためて、第 3 節 3. で触れる。)。

なお、この図表 1 に含まれていない大項目 3.天然資源と環境、5.安全及び防衛などに含まれる R&D 予算が他に準備されていることに注意されたい。

図表1 EU_MFFのR&D予算（2021-2027）総額の内訳						（単位：億円）		
大規模プロジェクト		欧州展望		EU投資	運輸・エネルギー・デジタル		欧州デジタルプログラム	
核融合	宇宙開発		基礎研究		欧州機	エネルギー	デジタル	
ITER	Galileo	Copernicus			関接続			
¥6,350	¥10,700	¥6,110	¥96,400	¥3,560	¥27,200	¥6,580	¥2,320	¥8,590

（注）この図表1に含まれる2021年からの7年間に投じられるEUのR&D、innovation及びDX等を含む予算総額は約16.9兆円となっている。

（出所）「Special meeting of the European Council（17, 18, 19, 20 and 21 July 2020）－Conclusions, EUCO 10/20, General Secretariat of the Council, European Council, Brussels, 21 July 2020」から著者作成

（2）大項目3「天然資源及び環境」

この大項目3「天然資源及び環境（Natural Resources and Environment）」は、農林水産業など、第一次産業部門の持続可能性・付加価値増大と、気候変動緩和・適応を車の両輪として構成されている。その複数年次財政枠組は、2021年から27年までの7年間で3,560億ユーロ（約45.3兆円）となっている。

このうち、第1の柱として、約7割強の2,586億ユーロ（約32.8兆円）が、第一次産業の持続可能性と付加価値増大を目的とした、市場介入予算である。このうち、共通農業政策（CAP）に2,400億ユーロ（約30.5兆円：全市場介入予算32.8兆円の約93%を占める。）が振り向けられることとなっている。このCAP予算には有機栽培農業への転換促進などのinnovation枠からの事業助成金が含まれている。

第2の柱は、974億ユーロ（約12.4兆円）と、第1の柱の1/4程度の小さい予算枠となっている。ここでは、第1の柱に含まれていない漁業、その他の天然資源、環境などの分野での技術開発を含む事業に予算が振り向けられている。この中には、2050年のカーボン・ニュートラルを実現するための遷移技術開発費（注：気候変動適応予算であると考えられる。）が含まれており、他に、クリーン、再生可能、省エネルギー、炭素低排出及び気候変動適応可能な強靱性環境社会の建設に必要な研究予算と技術開発予算もこの第2の柱に含まれている（あらためて、第3節1.及び2.で触れる。）。

以上見てきた天然資源及び環境関係予算を確保するため、遷移限定基金（Just Transition Fund）が2021年中に75億ユーロ（約9,530億円）規模で設けられることとなっている。この基金の半分は、カーボン・ニュートラル社会への遷移実現にこれから取り掛かろうとしているメンバー国に振り向けられ、残り半分がカーボン・ニュートラル社会の実現にすでに

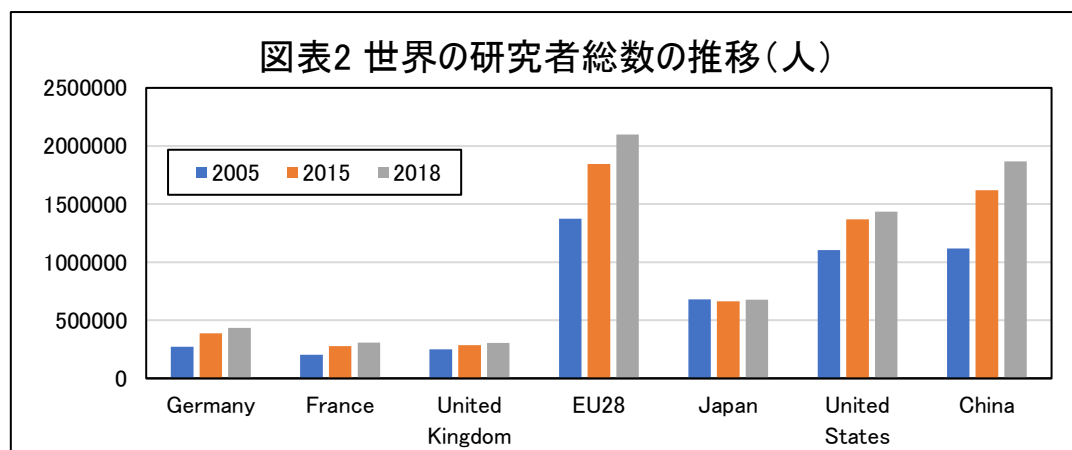
取り組んでいる国々への助成に必要な資金に振り向けられることとなっている。

第 1 節 EU の研究開発とイノベーション（R&D 生産要素面からの分析）

1. 研究開発と高等教育ネットワークのビジネス化の進展

（1）世界の研究者総数の推移

図表 2 「世界の研究者総数の推移」に、2005 年～2018 年のドイツ、フランス、英国、EU、日本、米国及び中国の研究者総数の推移を示す。



（出所）OECD (2020)、Main Science and Technology Indicators, Volume 2020 Issue 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/e3c3bda6-en> から著者が作成

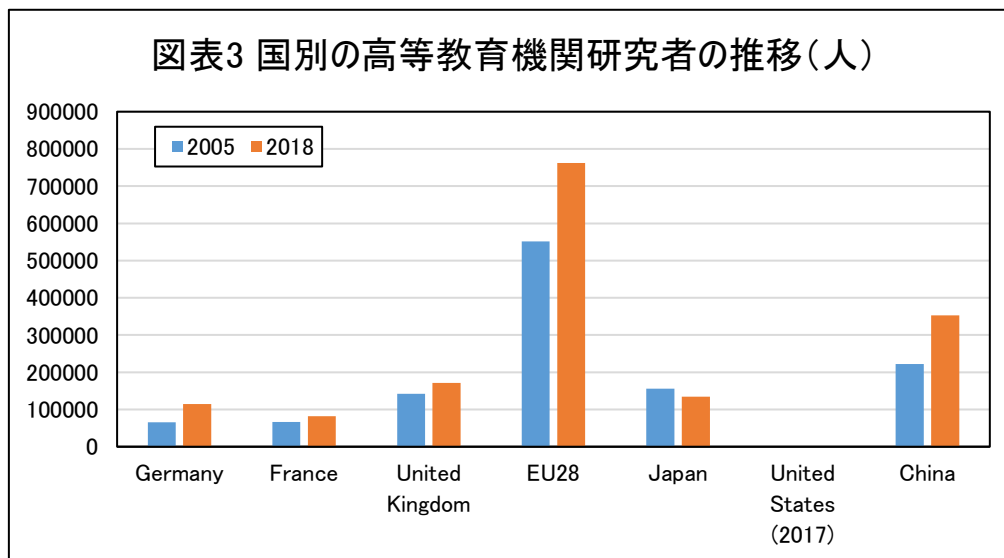
EU28 の研究者総数は、2018 年に約 210 万人、2 位の中国（約 187 万人）と 3 位の米国（約 143 万人）より多く、2005-2018 年の成長率（年率 1.4%）で比較しても、日本（0%）、米国（0.9%）より高く、中国（1.7%）よりわずかに小さい水準となっている。

このように、EU28 はその研究者総数とその成長率で成熟国域内では第一位となっており、人類の知識フロンティアの拡大に貢献し続けている。

次に、同じ図表 2 において、EU28 の内訳として、ドイツ、フランス、英国の研究者総数の推移（2005-2018 年）を見ると、ドイツが 16.2 万人増の 43.3 万人（年平均伸び率 1.57%）と最も多く、次いで英国が 5.72 万人増の 30.6 万人（年平均伸び率 0.694%）、フランスが 10.4 万人増の 30.6 万人（年平均伸び率 1.39%）となっている。これを伸び率で比較してみると、ドイツが年率 1.57%増、フランスが同 1.39%増と増加率が高く、英国は 0.694%増とかなり低い増加率にとどまっていることを指摘できる。

(2) 国別の高等教育機関研究者数の推移

ドイツ、フランス、英国、EU28、日本、中国の高等教育機関研究者数（以下、単に大学研究者という。）について、2018 年の大学研究者数を観察してみると、図表 3 に示すとおり、英国が 17.2 万人（2005 年からの年平均伸び率 0.639%）ともっとも多く、次いでドイツが 11.5 万人（2005 年からの年平均伸び率 1.90%）、フランスが 8.19 万人（2005 年からの年平均伸び率 0.709%）となっている。



(出所) OECD (2020)、Main Science and Technology Indicators, Volume 2020 Issue 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/e3c3bda6-en> から著者が作成

大学、理工系大学校（グランゼコールなど）などの高等教育機関における研究者は基礎研究に従事することが多い。このことから、EU 全体では 2018 年現在においても世界トップレベルの基礎研究者集団を擁すると見ることができる。

このように、EU28 における大学研究者数の数字から、基礎研究分野での EU の存在の重要性が世界に示されている。なかでも、英国、ドイツ及びフランスの基礎研究分野での存在が重要である。

なお、英国とフランスの 2005 年からの年平均伸び率が 0.6～0.7%程度と、ドイツの 1.90% に比べて半分以下と小さくなっていることから、中長期的に英国の基礎研究分野での EU における優位性が失われるのではないかと危惧が生じる。そこで、そのような事態が中期的に生じる可能性があるかどうかを確認するため、2018 年から 12 年後の 2030 年にそれぞれの国の大学研究者数を過去 13 年間の年平均伸び率を使って単純延長法で予測してみると、

英国が 18.5 万人、ドイツが 14.4 万人、フランスが 8.92 万人となり、想定した 10 年程度の期間では英国の大学研究者数の優位性は覆らないことがわかった。

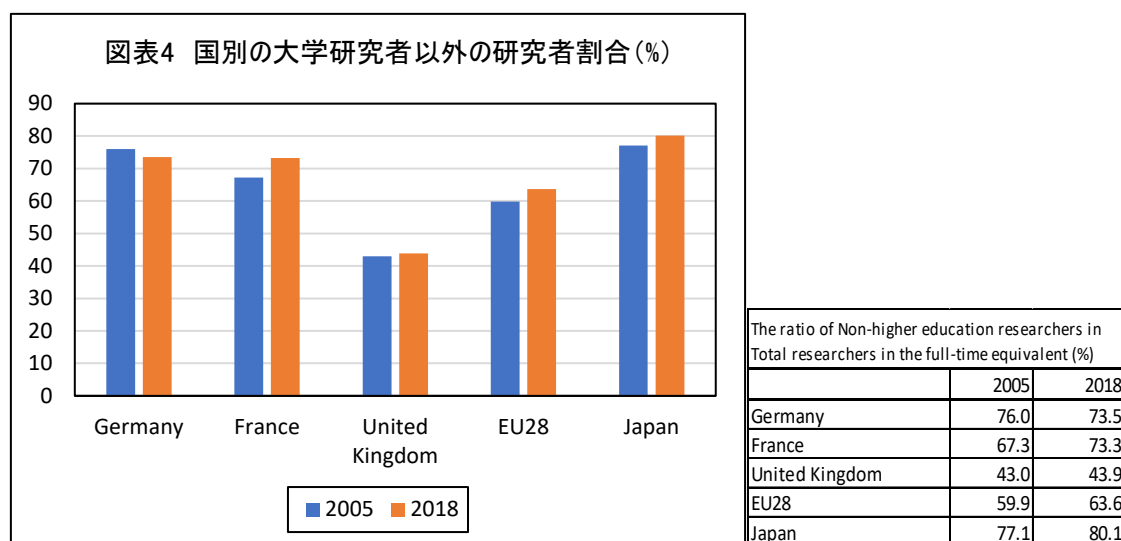
このように、英国の大学研究者数の優位性がしばらく覆りそうにないことから、BREXIT により英国が EU の R&D プログラムから全面的に撤退するような事態が生ずれば、EU の基礎研究分野に多大な影響が生じることが予想できる。

こうした危惧も想定されていたのか、2020 年 12 月 24 日に、BREXIT 後の EU と英国の貿易・協力関係を規定する貿易連携協定の合意によって、英国が EU の基礎研究分野と大規模プロジェクト分野の R&D に残留することが決まり、R&D 分野では、今後も EU の英国頼みがしばらくは続くことが予想される。

(3) 研究者の大学離れ（応用・目的研究へのシフト）

高等教育修了者（博士号取得者）は、欧州においては、歴史的に非営利研究機関（国立研究機関、高等教育機関、民間財団など）における研究者⁴または教育者となることが多く、民間営利企業に就職する者は米国、日本などに比べて多くなかった。

しかし、2005 年の「欧州研究者憲章及び研究者採用ガイドライン⁵」において、研究者の多方面への就業機会、特に、民間企業への就業機会の増大が新たなキャリアプランとして明示的に提示され、高等技術者養成大学校（フランスのグランゼコールなど）が育成する技術者にも博士号取得の機会が提供されるようになるなど、就業機会の多様化が推進された⁶。



(出所) OECD (2020)、Main Science and Technology Indicators, Volume 2020 Issue 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/e3c3bda6-en> から著者が作成

図表 4 に EU メンバー国における全研究者数に占める大学研究者以外の研究者（以下、非大学研究者という。）の割合（％）を示している。これを見ると、EU28 全体で 2005 年に 59.9%だった非大学研究者の割合は 2018 年に 3.7%ポイント上昇して 63.6%へと増加している。すなわち、大学での基礎的な研究活動に従事する伝統的な研究者の絶対数は図表 3 で見たとおり増加しているが、その割合については、2005 年からの 13 年間の間にわずかではあるが逆に減少していることがわかる。つまり、EU において、大学研究者数が増加するより、それ以外の研究機関で競争的な応用研究に従事する非大学研究者数がより速く増加したことを意味している。

EU における研究組織、制度などの変化⁷⁾に伴い、高等教育修了者（博士号取得者）の民間企業への就職者数が増加に転じており、非営利研究機関研究者の民間企業への出向などの機会も増大したことが図表 4 に示す社会的変化をもたらしたと考えられる。また、1990 年代に確立した EU の産学官連携共同研究推進促進政策もこうした民間企業の公的研究への参加を促した⁸⁾。

このように、「大学の外」で研究活動に従事する研究者の割合が増加していることから、EU においても基礎研究から研究目的がより具体的かつ明確に規定された応用研究へと研究者割合がシフトしたということができよう。目的・応用研究がさらに「商品開発」へとつながっていくことを考えれば、EU 研究者環境の米国型（日本を含む）への転換が進んだことが示唆され、EU における「研究活動のビジネス化」が進展したと解釈することが可能であろう。

(4) 一部の国で急激に上昇した企業ビジネス研究者割合

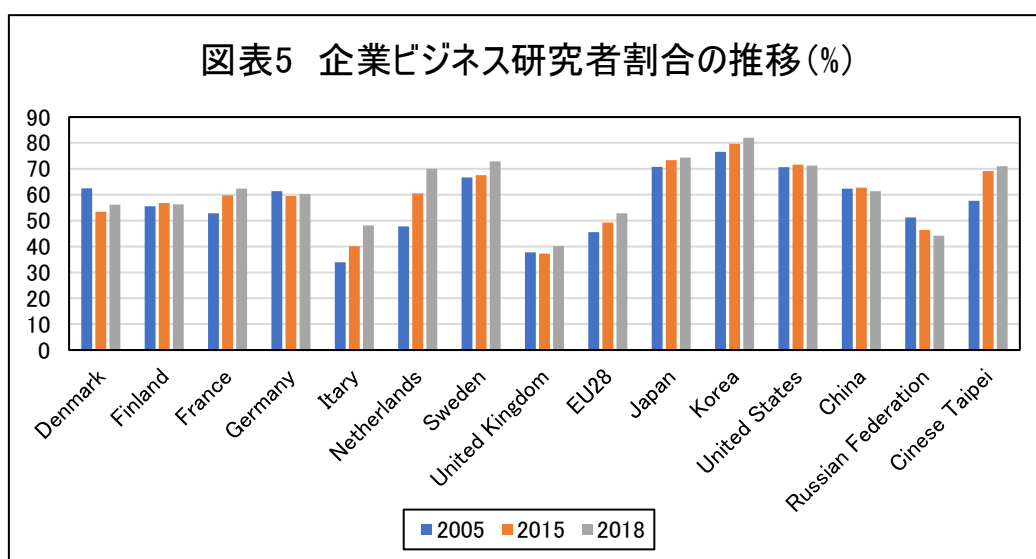
EU における企業ビジネス研究者割合の推移を図表 5 に示す。

図表 5 に示すとおり、ドイツの企業ビジネス研究者割合は、2005 年（61.3%）から 2013 年（60.3%）にかけて、ほぼ一定で推移しており、図表 3 に示したように、ドイツの研究者総数が増加していることから、企業ビジネス研究者も総数増加と同じテンポで増加したことがわかる。

次に、米国について見ると、米国の企業ビジネス研究者割合は 2005 年から 18 年までの 13 年間に約 7 割と安定的に推移しており、米国における図表 3 に示した総研究者数増加が国立研究機関または大学研究の研究者増によるものだったことが推察され、この傾向はド

ドイツの 6 割でほぼ安定している状況と一致していることがわかる。このことから、米国の基礎研究からビジネス目的の研究までの研究者の社会的振り分けに大きな変更がなかったことが示唆されている。

ここで、今一度、ドイツと米国の研究者の社会的振り分け状況を比較してみると、ドイツの企業ビジネス研究者割合が 6 割で安定しているのに対して、米国が 7 割と、1 割多い状態で安定しており、両者の「市場経済価値」という視点での研究者の社会的位置付け（意味）が両国間で異なっていることがわかる。つまり、ドイツの方が米国より非市場経済的な R&D 価値を重視している（せざるを得ない）のではないかということが示唆されている。



(出所) OECD (2020)、Main Science and Technology Indicators, Volume 2020 Issue 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/e3c3bda6-en> から著者が作成

この非市場経済的な R&D の価値は、欧州における高等教育の社会的位置付けとも密接に関係しており、欧州の先端知識の社会的価値と経済的価値に関する基本的な位置付けが米国の個人利益最優先、自由な競争的市場経済価値の最優先というグローバリゼーションの根幹に存在する米国型の高等教育と R&D に共通する社会的・道徳的な価値観と、欧州の伝統的な価値観が異なることが示唆されている。

ところが、こうしたドイツと米国に見られる企業ビジネス研究者割合の安定性とは逆に、2005 年から 2018 年までの 13 年間で企業ビジネス研究者割合を大きく変化させた国々が EU 域内に観察される。

そのような大きな変化が観察された国として、図表 5 を見ると、オランダ(47.8%⇒70.0%、

22.2%増) 及びイタリア (33.9%⇒48.1%、14.2%増) を見出すことができる。また、フランス (52.8%⇒62.3%、9.5%増) 及び英国 (37.7%⇒40.2%、2.5%増) は若干の増加となっている。これらの国々の変化が EU28 全体の企業ビジネス研究者割合を 4 割台〜5 割強へと拡大する結果となっている。

こうした国々はどのような理由で企業ビジネス研究者割合を増加せざるを得なかったのか、そこにはなんらかの経済的・社会的理由があったのかどうか、以下において少し検討しておこう。

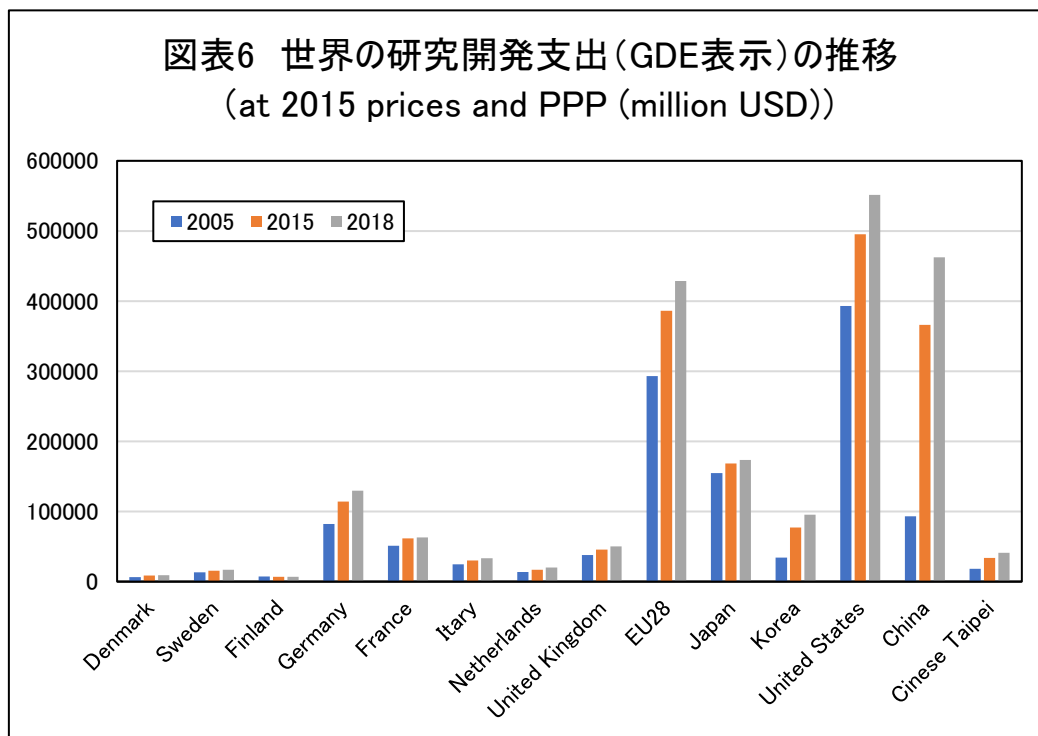
これらの企業ビジネス研究者割合を増加した国々においては、高等教育のあり方、基礎的・共通的な R&D のあり方が、オランダ及びイタリアのように急速に、またはフランス及び英国のように緩やかにしろ、米国型の自由競争市場における利益追求型研究開発優先へとシフトし、「米国型研究システムへの移行」が急激に進展しつつあったのではないかと推測できよう。

2. EU 民間ビジネス部門の研究開発の増大

(1) 世界の研究開発費の推移

基礎的な研究開発 (R&D) 費は、1970 年代以前の西欧においては、伝統的に国家が負担していた。例えば、西欧においては、研究成果の取扱いはず学术論文として学会によって「公表」されてから、その実用化を試みようとする民間企業がそういった学术論文を読み、目的に沿った追加的な応用研究と商品開発研究を必要に応じて行い、その内容を特許として私有財産化するという手順だった。

1992 年の旧ソ連の崩壊を経て、グローバリゼーションが始まると、図表 6 に示すとおり、米国、中国、韓国、台湾などの R&D 支出額が急速に拡大した。1995 年の WTO/ TRIPs 協定によって世界の知的財産権保護の枠組が確立し、自国、自企業で R&D を行わないかぎり、世界市場でシェアを獲得することが困難となったこともその理由の一つである。



(出所) OECD (2020)、Main Science and Technology Indicators, Volume 2020 Issue 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/e3c3bda6-en> から著者が作成

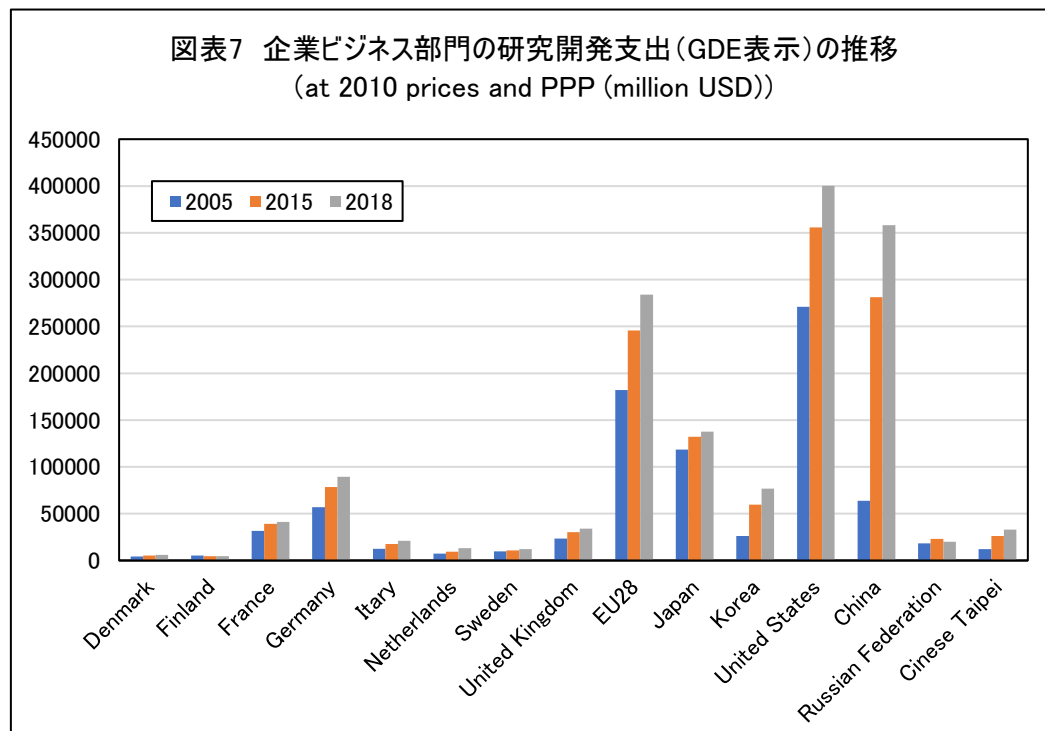
図表6で、世界のR&D支出(GDE換算)を2018年で比較すると、米国が5,515億ドル(約58.5兆円、1ドル106円換算、以下同じ。)と世界一で、続いて中国が4,626億ドル(約49.0兆円)、EU28が4,285億ドル(約45.4兆円)と続いている。

次に、2005年から2018年までのEU域内各国・地域のR&D支出の推移を見ると、デンマークから英国までの西欧諸国のR&D支出はドイツ以外はあまり顕著には増加しておらず、EU28の増加分がドイツに加えて、少し遅れて参加した中東欧諸国の支出増大であることが推察できる。

このように、中国、中東欧諸国、韓国など、2000年代になってグローバリゼーションの進展とともに輸出市場における経済活動が急速に拡大した地域のR&D費支出の増大が顕著であったことがわかる。したがって、ここにも、WTO/TRIPs/TBTの貿易に係わる知的財産権保護規定及び国際標準尊重援用規定の世界的な統合・強化の影響が見て取れる。EUはこうした国際的なデ・ジュール制度・枠組の創設に極めて豊富な経験と政治的交渉能力を有しており、自らのR&D政策をグローバリゼーションの潮流に積極的に適合させてきたことが窺える。

(2) 企業ビジネス部門の研究開発費支出の増大

前述の世界の研究開発（R&D）費支出の拡大が、企業ビジネス部門の研究支出増大によって支えられていることが、次の図表 7 企業ビジネス部門の研究開発支出（GDE 表示）の推移によっても確認できる。



(出所) OECD (2020)、Main Science and Technology Indicators, Volume 2020 Issue 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/e3c3bda6-en> から著者が作成

図表 7 に示すとおり、ドイツにおいては民間企業ビジネス部門の R&D 費支出（2010 年価格表記）が 2005 年から 2018 年までの 13 年間に 569 億ドル（約 6.03 兆円）から 893 億ドル（約 9.47 兆円）へと年平均伸び率 1.52%で顕著に増大し、フランスが 316 億ドル（約 3.35 兆円）から 411 億ドル（4.35 兆円）の年平均 0.878%増、英国が 233 億ドル（約 2.47 兆円）から 340 億ドル（約 3.61 兆円）の年平均 1.27%増、イタリアが 124 億ドル（約 1.31 兆円）から 210 億ドル（約 2.23 兆円）の年平均 1.78%増、オランダが 71.9 億ドル（約 0.762 兆円）から 133 億ドル（約 1.41 兆円）の年平均 2.08%増へとそれぞれ企業ビジネス部門の R&D 費支出を増加していることがわかる。

以上のとおり、研究開発支出（資本支出）の年平均伸び率を EU 域内諸国間で比較すると、オランダの 2.08%が最も高く、イタリアの 1.78%、ドイツの 1.52%、英国の 1.27%と続

いており、これらの国々で相対的に他国よりも急速に研究開発活動の企業ビジネス化が進展したことが指摘できる。

3. 研究開発資金のグローバル市場調達拡大

図表 8 に示すとおり、企業ビジネス部門の研究開発（R&D）支出に占める政府資金の割合は、EU28 各国全体で 2005 年には 7.4%だった。これが 2018 年の 5.2%へと 2.2%ポイント縮小している。EU 以外の地域について見ても、もともと政府の企業 R&D 直接支出率が顕著に低い日本はもちろんのこと、米国においても企業ビジネス部門への政府支出割合が 2005 年の 9.7%から 2018 年には 6.1%へと 3.6%ポイント縮小している。このことから、EU、米国など、全世界的に企業ビジネスの支出する R&D への政府負担割合が 2005 年以降顕著に減少したことがわかる。言い換えれば、民間企業が必要とする R&D 資金を自国政府ではなく他の資金源、例えば、国際投資・金融市場などから調達し始めたことがわかる。

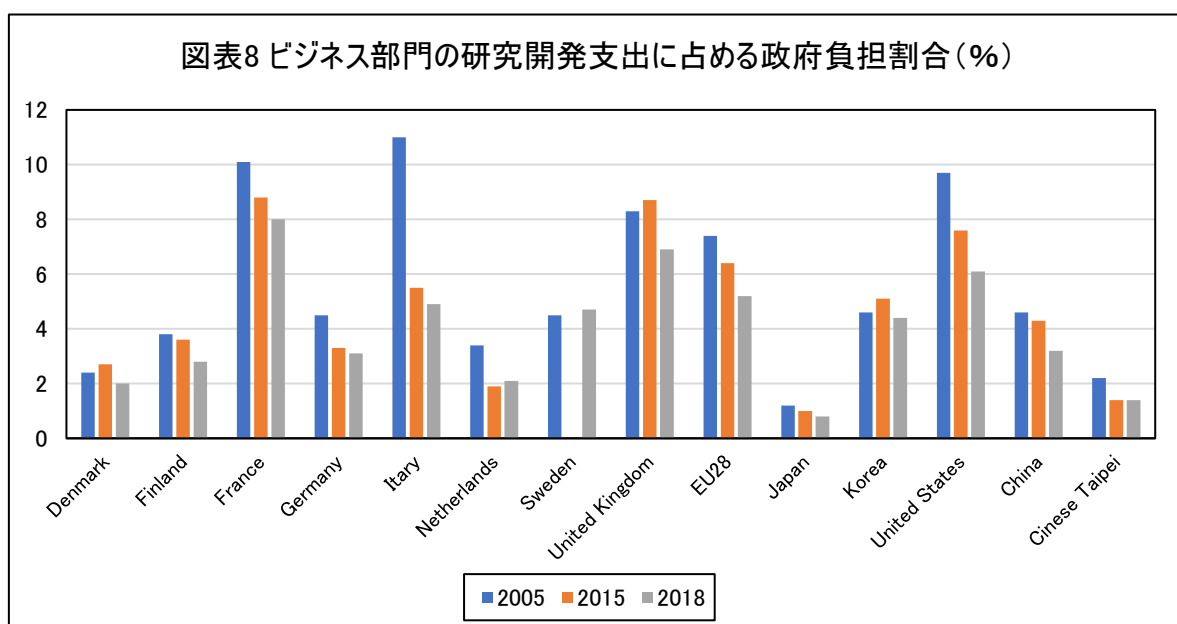
これを、EU メンバー国別に見ると、イタリアでは 2005 年 11%だった割合が 2018 年には 4.9%へと半分以上に低下し、英国で 8.3%から 6.9%へ、フランスで 10%から 8.8%へと EU28 水準よりも高い政府負担率を維持しつつ、その割合がそれぞれ 1.4%ポイント、1.1%ポイントだけ低下していることを指摘できる。さらに、政府負担率が EU 平均よりもともと低かったドイツでも、4.5%から 3.1%へ 1.4%ポイント低下していることから、こうした国々で企業ビジネスの R&D への政府以外の資金からの支出割合が増加したことを示している。

こうした「R&D 資金の自国政府離れ」という傾向は、中国、米国においても顕著であり、グローバル化の進展する世界で R&D 資金の民間資金への依存（市場経済への依存）が急速に進展したことを示している。

すなわち、広く浅く集金する税システムを活用した「誰でも成果を利用可能な基礎研究を支援する」という一般利益拡大のための R&D 支援政策から、個別企業の具体的なニーズ、すなわち金銭的利益の追求という個別具体的なイノベーション目的に呼応するリスクの大きい R&D 資金を市場で調達しようとする方向へグローバルな資本市場が動いたと理解できよう。

コロナ禍で一時は大きな下落を見せた日米の株価が、ワクチン、デジタル社会へのトランスフォーメーション（DX）、自動運転車、環境適応などの社会的ニーズ主導の R&D を行っているか、これから行おうとしている企業の発行する株式、すなわち、「R&D 主導株」がそ

の R&D 成果が未確認のままに高騰を続けるという「ケインズの美人投票」状況に陥ったことを見ても、「R&D」への投資はリスクが大きく民間金融の出番は限られているとの 20 世紀の常識が覆されたように見える。このように、R&D 資金を調達するためにベンチャービジネスが「株式市場に上場する」ことが 2005 年以降は金融サービスのグローバル化によって一つのビジネス・モデルとして定着したとみられ、EU 域内資本市場においても同様だったのである。



(出所) OECD (2020)、Main Science and Technology Indicators, Volume 2020 Issue 1, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/e3c3bda6-en> から著者が作成

第 2 節 産業技術の地球規模における EU の影響力変化

1. 環境・エネルギー資源技術分野（グリーン・グロース）

生産要素（資本・労働・技術）を、環境悪化抑止と適応、生物多様性の維持、持続可能な天然資源利用への転換などの分野に優先的に振り向ける政策を採ることで、経済活動全体をグリーン・エコノミーへと構造転換することがグリーン・グロース（環境に優しい経済成長）の目標である。EU は、この分野で、自らの政策と産業部門の影響力強化を図りつつある。なぜなら、こうした分野でなんらかの解決策を示し、率先して課題に取り組むことの政治・経済的な価値を誰も否定することができないからである。

(1) 有機栽培農業への転換

これまでの数次にわたる複数年次財政枠組（MMF）において、すでに各メンバー国が主体的に取り組んできている有機栽培農業への転換政策は、2021 年度以降においても継続されるだけでなく、さらにグリーン・グロース枠組に編入することで EU 環境政策の一丁目一番地として再位置づけが行われた（第 1 節 3. (2) 参照）。

EU 域外国との関係では、2015 年のパリ協定に基づく環境・エネルギー資源利用技術による経済成長の追求という R&D 推進を前面に押し立てた重要な政策目標の転換と再位置づけされたことで、WTO/GATT が禁じている「自由貿易の原則」に反しない農業助成金バラマキのための強力な言い訳を提供する枠組予算となっていると解釈することもできよう。

これを市場経済の力をうまく活かしながら実現するためには、自然独占を生み出す産業技術の先行的な R&D 推進だけでなく、「法・条約などによる規制、特許、標準などのデ・ジュール制度構築など」による先行的な国際市場形成が効果的となる。EU の国際秩序形成力（影響力）はこうした分野で依然として非常に大きいとみられる⁹。

(2) 高コスト経済構築のための政策カルテルの形成

経済市場全体へのマイナスの影響を回避しつつ、グリーン・グロースに必要な化石燃料からの燃料転換を促進するためには、例えば、有機栽培植物由来のカーボン・フリー燃料の化石燃料への配合率を高くすることが有効であり、そのための優遇税制の強化などがすでにフランスなどの EU 加盟国で実施されてきている。こうした燃料転換を誘導するための技術開発と税制構築を今後も EU は各メンバー国のニーズと調整しながら強力に推進していくこととなる。

こうした、政策的な高コスト燃料への転換誘導政策は再生エネルギーの固定価格買取制度と同様に市場経済活動への直接的な介入となるため、EU 域内メンバー国関係機関の十分な理解と EU 市民の支持が必要となる。

しかし、これは簡単なことではない。なぜなら、典型的なガスエンジン搭載の自動車が電気モーター駆動の自動車に置き換えられ、社会全体に普及し、持続的に利用されていくためには、化石燃料エネルギーの利用に比べて、再生可能エネルギーの生産・使用・廃棄のライフサイクル・コスト全体（総コスト）を引き下げておかなければならないからである。さもないと、グローバル化の進展で拡大する世界サプライ・チェーンの枠組みの中で

生産コストの均衡を保てなくなる可能性があるからである。これを回避するためには、技術開発の推進と規模の経済の実現が必要となる。

EU は、地球規模の政策展開を主導し、市場介入取決めを推進してきた歴史的な実績があり、今回の COVID-19 パンデミックからの復興と強靱な社会建設のための財政措置の導入も同様である。今後も EU は政治的な強いイニシアティブを発揮し続けると予想される。

2. 気候変動緩和・温暖化適応技術分野

(1) 気候変動緩和技術分野

気候変動に係わる地球規模の環境変化（温暖化）の緩和と適応を目的とするパリ協定が 2015 年に採択され、2020 年までに気候変動条約加盟国のすべて 196 か国によって批准された（ただし、米国はその後離脱した。）。温暖化を緩和するための手段とすでに始まっている温暖化への適応に関する緩和目標と適応策リストをそれぞれの加盟国毎に検討し、世界に向けてその緩和と適応策の内容を公表し、自主的モニタリングを行っていくことが加盟国に義務づけられている。

ここで、緩和技術の最も重要な一つは、熱機関の燃料転換である。

これは、すべての人類が普遍的に必要としている「動力エネルギー」と「知識情報処理エネルギー」を得るために利用される熱機関の熱源選択に係る問題だからである。ここでは、熱源（燃料）としての化石資源二次エネルギー（石油系燃料、LNG 系都市ガスなどの加工済エネルギー）の低炭素燃料への転換に係る R&D 分野が、排出された温暖化ガスの回収・固定化技術の開発とともに、もっとも重要な分野となる。

具体的には、自動車、航空機、船舶などの移動体温暖化ガス発生源からの単位当たり排出量を抑制・緩和すること（省エネルギー化）がもっとも急務とされており、再生可能エネルギーについては、どのような自然エネルギー利用であれ、まず水素エネルギーへの転換後に、水素・アンモニア変換によって取扱いが容易なアンモニア（液体）へと転換し、それをパイプライン又はタンカーによって最終需要地まで運搬し、エネルギー消費地で熱動力変換して経済効用を取り出す技術に世界の注目が集まっている。これまで、二次エネルギー運搬手段として、石油製品、電力、都市ガスなどが利用されてきたが、それに加えてアンモニア運搬・配送技術の確立が急がれている。

(2) 温暖化適応技術分野

温暖化適応技術の一つは、気候変動への事前対応の強化、都市計画・交通体系の見直しなどである。前者は、例えば、集中豪雨・豪雪、海面上昇などへの対応、気候変動に適応するための冷熱需要への対応、植物品種の改良、栽培品種の見直しなどが議論されている。後者は、都市への人口集中緩和、グリーンインフラ構築、都市道路ネットワークの見直しなどが研究されている。

EU の農業分野では、栽培品種の有機栽培作物への変更など、さらなる健康と環境を考慮した農業政策、都市計画、高速鉄道・交通政策などの見直しが行われ、グリーン・グロースを旗印に、政策金融による投資資金を市場経済の合理性を活用して迅速に回収することが考慮されている。

以上 3 分野の地球温暖化緩和・適応のための技術開発について、EU は 2021 年からの 7 年計画において力強くコミットしている。

3. デジタル・ヨーロッパ技術分野

(1) デジタルトランスフォーメーション次世代技術分野

EU 企業は、インターネットと第 4 世代移動通信システム (LTE) 技術で出遅れたものの、R&D フレームワークと標準化政策を梃子に、EU 市場における LTE 世代の技術開発に一定の影響力を形成・行使してきた。

しかしながら、第 5 世代移動通信システム技術 (5G)、モノとモノのインターネット通信技術 (IoT)、低電力広域移動通信システム (LPWA)、インターネット衛星通信ビジネスなどの次世代技術分野においては主導的な地位を確保するにいたっていない。このため、「デジタルトランスフォーメーション (DX) 技術」技術市場においては EU 企業の市場支配力は限定的であるとみられる。

こうした次世代技術分野では、さらにその次の時代を担う次・次世代技術分野で最初に商品を提供することが市場競争力の源泉となる。したがって、DX 市場の構築だけでなく、材料科学、量子科学などの基礎研究分野への R&D 生産要素（研究費と研究者及び技術）の集中と組織化が喫緊の政策課題となる。EU の基盤研究 (Horizon) 予算はこうした基礎研究分野の強化を目指す予算である。

(2) 基礎研究分野と要素技術開発

1) 電気工学科から電子工学科へ

大学工学部の電気工学科から電子工学科が派生し始めたのは 1960 年代のことだった。IBM 汎用電子計算機 360 が世に普及し始めた時期と一致している。この IBM360 は、それまで使われていたリレー、パラメトロン、真空管、トランジスタなどの単体デバイス（ディスクリット・デバイス）だけでなく、計算素子として、集積回路（IC）チップを初めて導入した「電子」計算機だった。

この時から、Si などの半導体表面に電子回路を複製・復刻し、小さな IC チップを表面実装してなんらかの機能部品として供給するメカトロ式生産技術が一般化した。これによって、産業用情報処理機器だけでなく、家電製品、大衆通信機器、オフィス・オートメーション機器などの大衆向けメカトロ機器の高信頼性化と低コスト化が実現した。電気ですべてが動いていた時代から電子ですべてが制御される時代へと産業生産技術の重心が移動したのだ。

これを牽引した技術が、電子回路の複製・復刻技術である。版画と同じように電子回路を描画・印刷・刻印する技術を使えば一つの図面から何万個という電子回路を複製生産できるのである。この時、一定の限られた表面面積に何個の電子素子を描けるかがその回路全体の性能とコストを決める。より多くの能動素子を小さな面積に詰め込むことで回路内の電子移動速度を引き上げ、回路全体の情報処理能力を向上することが可能だからだ。ここには規模の経済が大きく働く。より大規模な生産工場を実現した企業が市場を支配する。

そこで、IC に実装されているトランジスタなどの回路素子の数を増やす方向へと R&D が向かうこととなった。約束された開発テーマであり、失敗することのない要素技術開発分野だった。障害があっても誰かが乗り越え、そのたびに規模の経済による自然独占が生じた。開發生産の主役はアメリカから日本、韓国、台湾へと移り、EU 企業の市場支配力は限定的であった。EU はこの分野では常に脇役だった。大陸中国は現在全力を挙げてこの要素開發生産能力（例えば、Si 素子など）の拡大へと向かっている。

2) 電子工学科から量子工学科へ

1970 年代に、ムーア氏は、1.5 年（18 か月）で IC に実装される回路素子数が倍増するとの「ムーアの法則」を提唱した。1970 年代から 50 年間、ムーアの法則は各メーカーによ

って追求され続け、規模の経済によって 1 個あたりの回路素子市場価格は常に低下を続けてきた。

ところが、IC 集積密度の向上速度がここに来てムーアの法則から外れ始めたのではないかと指摘がある。集積する IC の基板となる Si 結晶の鋳造設備の大型化、CMOS 集積度、GaN などの化合物半導体の高集積化などの分野でブレークスルーが待たれている。そのため、素子当たりの生産コストが下げ止まり、規模の経済が働きにくいレベルに達してしまった。生産設備投資を行うためには巨大な投資が必要となり、生産開始までに長期間が必要となってきたのである。

このような状況に加え、COVID-19 パンデミックにより、需要が産業用から大衆用へと急激にシフトしたため、Si 素子の供給不足が自動車産業などの一部の部門で生じ、サプライ・チェーンを一部見直すとの報道もみられる。

このようなサプライ・チェーンの見直しにまで言及される電子・量子素子の供給不安は、すでに見てきたとおり、電子回路集積によるメカトロ技術が、すでに 50 年を経て、電子から量子へと移り変わる世代交代の時期にはいつているからではないかと指摘もなされるようになってきている。

これまでの電子技術は数十層の原子集合体などを前提に回路理論が発展してきているが、これをブレークスルーするためには数層以下の原子集合を対象とした電子の振る舞いを前提とする量子技術の開発が必要となってきた。

こうした理論的・基礎的な R&D 分野では EU の大学、国立研究機関などの潜在的問題解決能力は高く、今後も多くの先端的な発見が期待できる。

最終的には量子コンピュータに見られるように、個々の量子（電子、光子など）を自由に制御できる技術分野の R&D が必要とされるようになる。大学工学部に「量子工学科」が増えてくる時代なのだ。

4. 技術分野による地球規模の棲み分けの進展

(1) 国際的な独占・寡占市場とコンテストブル市場

供給側に規模の経済がある場合と、需要側にネットワーク外部性がある場合には、当該産業技術市場においては、自然独占・寡占が生じる。グローバリゼーションの進展で市場規模が拡大を続けた結果、規模の経済とネットワーク外部性によって世界市場の供給独占・寡占

化が進んだ。こうした供給独占・寡占は生産技術分野毎に形成されるため、地球規模の生産技術（商品）による棲み分け（ニッチ化）が同時に進行した。これについて技術分野（商品）毎に検討しておこう。

ただし、コンテストابل市場（contestable markets）のように、既存の独占・寡占市場への参入障壁が著しく小さくなるような産業技術が存在する場合には、多様なベンチャー企業が新規参入してくるため、独占的市場価格形成が難しく、自由競争に近い市場が形成され、それによって市場全体がさらに活性化されることがあることも知られている¹⁰。このため、世界市場においてその市場占有率だけを見て供給独占・寡占が生じているかどうかを判断することには異論もある。

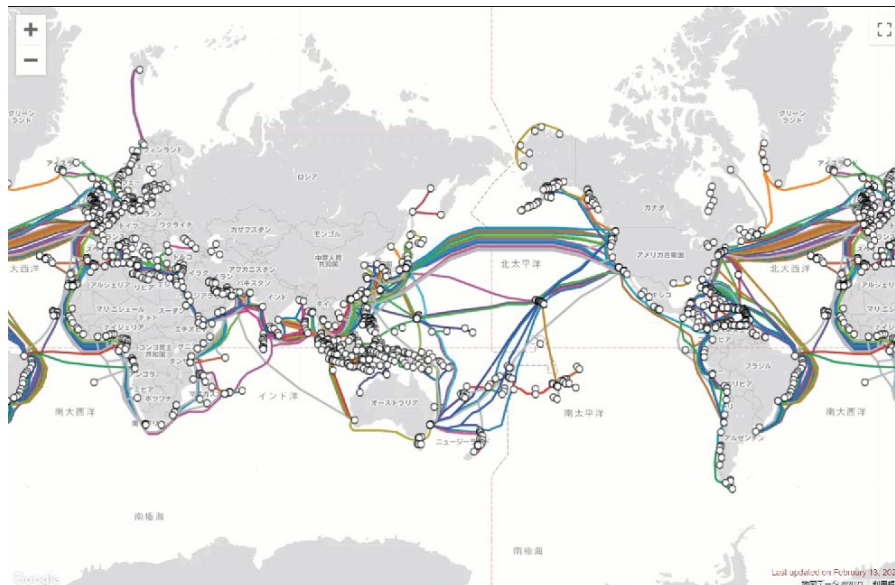
（2）大陸間海底光ケーブル敷設技術分野

19 世紀最初の海底ケーブルが 1850 年に敷設された時から、海底ケーブルの敷設は欧州列強間の植民地獲得競争を背景とした覇権競合分野だった。その伝統で、英国をトップとして仏・米などの影響力が強く、新規参入が難しい。

2021 年 1 月現在の長距離海底光ケーブルの敷設状況は図表 9 に示すとおりであり、米国東海岸から欧州に向けて大西洋横断光ケーブルが多数存在することと、米国東海岸からハワイを経由して東アジアへと伸びる海底光ケーブルが多いことがわかる。アフリカ周辺海域、インド洋、南東太平洋海域などの南半球には大洋を横断する長距離海底光ケーブルは多くないことがわかる。

この巨大なブロードバンド接続基盤技術市場にまったく別の技術を持ち込んで新規参入を果たそうとしている企業群が次項目で紹介する低軌道通信衛星コンステレーション（以下、単に「衛星配置」という。）構築技術である。海底光ケーブルとこの衛星配置技術に従来から利用されてきた静止衛星通信サービスを含め、通信品質と価格で競争しながら、それぞれのニッチ市場での棲み分けが模索されることとなろう。なぜなら、ブロードバンド接続市場は地球上の 70 億人の相互接続とその一人一人の無限大の通信需要を満たしていかなければならないからである。

図表 9 世界の長距離海底光ケーブル敷設状況（2021 年 1 月現在）



（出所）インターネット<[Submarine Cable Map](#)、final access 2021/02/15>

（3）低軌道通信衛星コンステレーション（衛星配置）構築技術分野

海底光ケーブル通信ネットワークに対抗するブロードバンド接続基本技術の一つが衛星配置である。

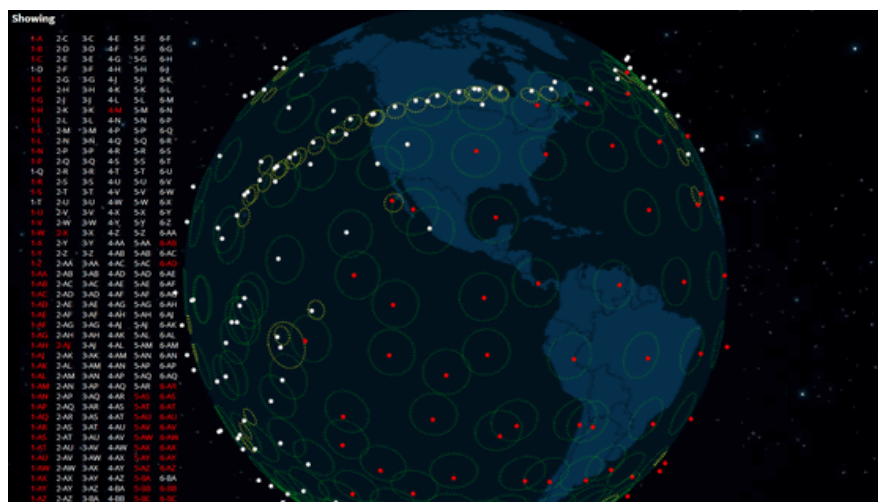
多額の投資経費と維持費が必要とされる海底ケーブルに対して初期投資と運用経費がともに相対的に小さくてすむ衛星配置技術は海底ケーブル方式に対するコンテスト市場を形成し、米国民間企業の新規参入が相次いでいる¹¹。

図表 9 と図表 10 を比較すればわかるとおり、海底ケーブル敷設が大陸間とその沿岸に限られているのに対して、衛星配置は海洋、砂漠、離島などのブロードバンド・インターネット接続需要を開拓可能であると期待されている。

このような民間企業による宇宙通信プロジェクトの一つである衛星配置¹²が軌道に乗れば、これまで EU が目指してきた国家による公共目的の宇宙利用政策に風穴が空くことになる。なお、中国は 2020 年 1 月に低軌道ブロードバンド通信衛星「銀河航天首發星」の打ち上げに成功し、米国民間企業を追いかけている。

EU は、スペースシャトル往還機の米国民間企業による開発にも完全に出遅れており、GPS 衛星群の打ち上げ（Galileo 計画）でも、中国にすでに追い越されている。なお、英国は Galileo 計画などの EU の大規模研究開発プログラム（宇宙開発計画）に残留することで EU と 2020 年 12 月 24 日に合意している。

図表 10 SpaceX の Starlink 衛星¹³の位置情報表示画面



(出所) GIGAZINE, SpaceX の衛星インターネット「Starlink」がパブリックベータテストを開始、料金は月額 1 万円、2020 年 10 月 28 日<<https://gigazine.net/news/20201028-spacex-starlink-price-99-month/>>

(4) 医療品、大型民間航空機開発生産技術分野

1995 年の WTO/ GATS 以降、それまでの貨物財貿易の拡大だけでなく、人・サービス（情報）の自由移動による貿易外ビジネス活動の拡大が顕著となり、市場が「地球規模（グローバル）」に拡大した。その結果、規模の経済効果とネットワーク外部性などによって地球規模の自然独占・寡占が短期間で実現することとなった。

医薬品開発技術、大型民間航空機開発・生産技術分野などでは、グローバルゼーションの進展で市場規模が拡大され、規模の経済による寡占市場が形成された。R&D 生産要素（資本・労働・技術）の特定企業・組織への集中・寡占化が進展している。

2005 年以降に R&D 規模がさらに巨大化したこうした産業技術分野においては、結果的に、EU と米国でグローバル市場をほぼ二分する状況となっている。しかし、こうした巨大技術分野であっても今回の COVID-19 パンデミックによって大きな経済的打撃を受けており、米国と EU 間で報復関税停止などの措置がとられ、エンジンメーカーを含め、今後の環境・エネルギー技術開発を突破口として業界再編、コンテストブル市場への変容可能性が残されている。EU の政策関与がますます重要となろう。

第3節 経済環境変化への対応

1. COVID-19 パンデミックへの対応

(1) 財政支出と財政赤字の増大

EU メンバー国は、2020 年 3 月下旬に COVID-19 パンデミックによる経済活動の下振れを支えるため迅速な経済対策が必要との認識で合意し、財政規律 GDP 比 3%以下の金融・財政政策上の縛りを当面凍結することで合意した。

2020 年第 2 四半期の EU27 メンバー国の政府支出は GDP 比 59%に達し、第 3 四半期には少し改善して 51.6%となった。これは、前年同期比に比べ、約 5%ポイントの増加となる。その結果、デンマーク、スウェーデン及びスロヴェニアを除く 24 メンバー国で 2020 年末の財政赤字比率が EU 財政規律の 3%を超えたまま 2021 年を迎えることとなった。

こうした財政規律の一時的な凍結によって財政赤字が増大し、国債発行が増えることが将来の EU 経済環境の変化に中長期的な影響を及ぼすことは避けられないが、そのことが EU 産業の R&D 能力などの産業発展基盤になんらかの構造的な影響を及ぼすかどうかについては、米国の構造的 3 つ子の赤字、日本の構造的財政赤字の存在などと、MMT などのポスト・ケインジアン¹⁴的な議論が投資資金市場に与える影響などを考えると、まだなんともいえないように思われる。

(2) EU 貿易規制の発動とワクチン分配をめぐる混乱への対応

COVID-19 が EU メンバー国内で猛威を振るい始めた 2020 年 2 月第 3 週に、EU はメンバー国国境の自由往来を一時的に停止した。続く、3 月中旬には、医療器具・衛生品などの域外国からの輸入関税免除と、域内国からのマスクなどの個人用衛生品、医療機器などの輸出規制を開始した¹⁵。

2021 年 2 月 1 日から EU は域内で生産された COVID-19 ワクチンの輸出を、3 月末まで、輸出許可対象とすることを発表した¹⁶。

BENELUX の関税同盟から始まった EU の単一市場（自由貿易）が、COVID-19 パンデミックで、まず人の移動が制限され、次に、医薬品、医療機器、衛生機器などの限定された分野だとはいえ、かつ、一時的な措置だとはいえ、輸出規制の対象となった。さらに、観光、飲食、宿泊、運輸交通などのサービス産業は需要の急激な蒸発によって壊滅的な打撃を受け、

構造的な歪みを中期的に抱えざるを得なくなっている¹⁷。

このような貿易制限措置は、各メンバー国が国内で実施している自宅待機、外出禁止などの自国国民に対する措置と同じ国民の健康と命を守るための緊急政策発動であり、EU 条約、WTO 協定などにも含まれている政策発動範囲であり、驚くには当たらない。したがって、いずれこのような一時的な貿易規制は解除され、人の自由移動とともに、単一市場における自由貿易の原則が再確認されることとなろう。EU の将来に構造的な影響を及ぼす措置ではないと考えられる。

しかしながら、COVID-19 ワクチンのメンバー国間配分をめぐって、EU 事務局の対応のまずさなどがマスコミに指摘されており、フランス、ドイツ、デンマークなど、各国の首脳を困惑させているだけでなく、ハンガリー、チェコ及びポーランドのように、中国製に加えてロシア製のワクチンを個別に輸入し始めるなど、EU の政治的結束に揺らぎが生じているとの指摘¹⁸もなされている。

(3) パンデミックによる間接的な影響を受けたサービス産業（事例分析紹介）

COVID-19 パンデミックによる外出禁止措置が EU でもっとも多く採られている緊急対応策である。これによって、外食、宿泊、観光などの業種売上がほぼゼロに落ち込むなど、大きな打撃を受け、同時に、市域間を超える不要不急の移動制限が行われたため、運輸交通産業の需要が急減した。その結果、例えば、航空産業については国際便だけでなく国内便についてもその便数削減だけでは長期化する需要減に対応しきれず、人員と保有機材削減などの構造的な対策まで行っている。

こうしたパンデミックの直接的なサービス産業への影響だけでなく、産業連関を介して、間接的な影響を受ける産業部門が存在する。

その影響の波及方向は、上流連関方向（原材料調達連関）と下流連関方向（サービス販売連関）となる。上流方向の連関については、モノとサービス全体を含む産業部門毎の生産誘発係数が GDP 関連の数表として公表されており、誰でも簡単に知ることができる。

ここでは、一般には公表されることが少ない「下流連関（産出）方向波及効果」を鉄道旅客、道路旅客及び航空輸送の 3 部門について試算して示しておく。

図表 11 に掲げられた「運輸交通サービス産業の中間供給（産出係数）分析（2015 年）」から、鉄道、道路及び航空のいずれの運輸・交通サービスについても、卸売（商社など）部

門がもっとも大きな割合で運輸・交通サービスを消費していることがわかる。

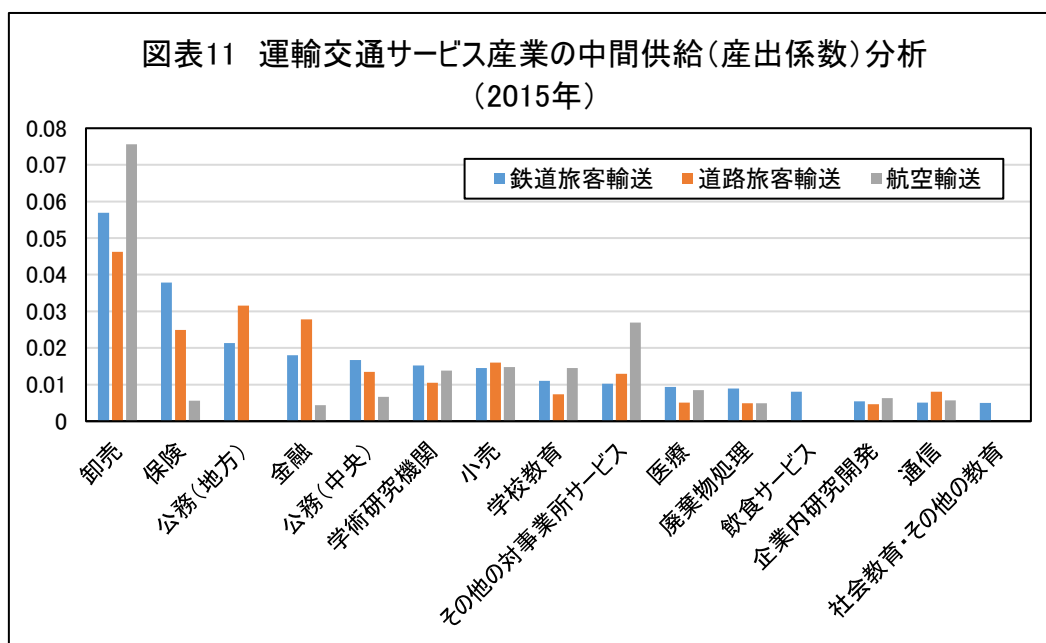
航空輸送については、保険、公務（地方）、金融、公務（中央）などからの購入が鉄道旅客と道路旅客に比べて著しく小さくなっており、これらの分野では出張などが原則として陸路で行われていることを示唆している。航空輸送の利用が多い業種は卸売（商社など）、対事業所サービス、小売、学術研究機関などであり、これらのサービス部門では遠距離移動が相対的に多いことを示唆している。道路旅客は、卸売、公務（地方）、金融などの部門からの消費が大きく、これらの部門では自動車を使用する近距離出張が多いのではないかと見られる。

なお、図表 11 は、2015 年の運輸・交通サービスの他の産業への中間産出額（名目値）を内生部門産出額で除した産出係数を、その数値の高い順位に概ね並べた図表となっている。また、左からの順位は、鉄道旅客輸送部門で計算された産出係数の大から小へという順位で並べているため、道路及び航空では順位が変動している。

こうした運輸・交通サービスへの COVID-19 パンデミックによる需要の急減がその下流産業（需要産業）に対してどの程度の構造的な影響を与えるかを、産業連関表を用いて数値分析した。その結果、いわゆる製造業に係わるサプライ・チェーン分析だけでなく、産業連関の川下に位置するサービス部門の産業連関変化を予測する手段として有効であることを示すことができた。

以上の通り、COVID-19 外出禁止措置による運輸・交通産業への打撃は、個人旅行などの最終消費の蒸発だけでなく、運輸・交通サービスの主要顧客だった卸売、小売、公務、学術研究機関、学校教育（修学旅行など）などの産業部門が一斉に出張を取りやめざるを得なくなったことに起因していたことを示唆している。

こうしたサービス産業部門の中間需要構造の大きな変化は、当該部門の産業従事者の構造的変化（早期退職、転職など）、ノウハウ蓄積の途絶などによって、今後の経済活動全体になんらかの構造的な歪みを残すことが予想され、今後もその動向を注視していく必要があると考えられる。



(出典) 総務省 平成 17-23-27 年接続産業連関表から著者作成

2. EU と英国の経済関係の変化

(1) 研究者の自由移動

BREXIT によって英国が EU 域外国となり、双方の自由往来措置が取り払われ、入国管理がそれぞれの国・地域に復活することとなった。しかし、EU にとって、英国が科学技術分野で果たしてきた役割は欠くことができない重要なものであり、2020 年 12 月 24 日の英国離脱後の EU との関係を定める基本的な貿易協力協定の合意内容に「EU の基礎研究プログラムである基盤研究 (Horizon) などへの英国の参加」が明記された。これによって、英国と EU の大学研究者などの Horizon 枠内での研究者自由往来が保障された¹⁹。

この研究者自由往来措置によって、EU と英国の基礎研究分野の世界市場での存在感は大きく損なわれるリスクがなくなったと考えられる。

(2) BREXIT 後に英国が残留するヨーロッパ R&D プロジェクト

2020 年 12 月 24 日、EU と英国の貿易・協力協定が合意に至り、英国が次の R&D 枠組に参加するための費用を負担することとなった。欧州展望 (Horizon Europe: 欧州基礎研究促進プログラム) とその他の大規模プロジェクト (Large Scale Projects, LSP) への英国の参加がこの合意で認められた²⁰。Horizon Europe については、英国の参加資格はノルウェ

一、スイスなどの EFTA メンバー国が EU プログラムに参加する際のメンバーシップを定めた欧州経済領域協定 (EEA) と同等の取扱いになると見られている。しかし、LSP への参加資格は第 3 国扱いとなる可能性が残されているという。LSP は EU の官民共同開発プロジェクトで、開発成果は有料で民間利用が可能である。ここには、核融合の ITER、全地球航法衛星システム「ガリレオ (Galileo)」、全地球観測プログラム「コペルニクス (Copernicus)」が含まれている。

(3) 英国の Erasmus+からの離脱と Alain Turing の創設

英国は、EU からの離脱にともなって、ERASMUS+から離脱することを決め、その代替制度として Global Britain を前面に押し出した Alain Turing 留学支援措置を創設する²¹と 2020 年 12 月 24 日に発表した。EU の留学生交換奨学制度 ERASMUS+が英国にとってきわめて不公平だったというのがその理由である。

「毎年英国から EU へと留学する学生数に比べ、EU からの学生数はその倍以上となり、英国が ERASMUS+に拠出している額と、EU から英国が受け取る分配金が見合っていない。」とする「制度的な赤字の存在」が指摘されていた²²。

教育負担にコスト・ベネフィット評価方式が持ち込まれるようになると、EU の教育制度全般にもいずれ遠くない将来に波及しかねず、米国のように出身大学によって収入に大きな格差が生じ、卒業時に多額の借金を抱えるという高等教育のあり方、すなわち、経済利益追求が高等教育進学目的となるとも限らないことが EU 全体の R&D 基盤を支えてきた英国の離脱と同様に EU 基礎研究の崩壊をもたらしかねないという意味で、憂慮されよう。

ボリス・ジョンソン首相自身が、「スーパーパワーとしての EU 科学研究共同体 ‘Collaborative science superpower’への参加継続が英国にとって最も重要である。」と述べている²³ことから、英国が EU の基礎研究をリードする地位を守り、民間企業の参加する大規模研究プロジェクトに残留し、英国の戦略的な利益を守る必要があったとのだ考えられる。それはとりもなおさず EU 側の利益でもあり、EU と英国が BREXIT 最終段階の交渉で歩み寄ることができた合意点だった。

第4節 まとめと展望

世界経済は、1995年のWTO設立から25年を経て、経済活動のグローバル化をさらに加速しつつある。ヘクシャー、オリンの言う要素賦存量の相対的優位性の階差に従ってモノとサービスの生産拠点が移動し続けた。成熟国経済は高等教育、R&D、対事業所サービスなどの伝統的知識集約産業からデジタルトランスフォーメーション産業へと脱皮を図り、これまで自然単一産出物に特化した経済だったACPなどの発展途上国経済はこれまでの新興工業国・地域がたどった途と同様に、急速に、より多様化した貿易品目の世界サプライ・チェーンに組み込まれ、経済成長を遂げる事となる。

しかし、その代償として、気候変動に代表される地球規模での自然環境の劣化が進行し、2020年に発生したCOVID-19パンデミックは人々の移動によって加速され、それまでの人類が想像できなかった速度で世界経済に大きな打撃を与えた。

COVID-19パンデミックを封じ込め、以前のグローバルな経済社会活動を取り戻すことができるかどうか、2021年2月現在、誰も答を有していない。

眼前で現在進行中の経済危機に対して、WTO、OECDなどの自由貿易の旗手たちは有効な手を打てずにいる。

本報告においては、COVID-19パンデミックを封じ込めるための一時的な人の移動停止と各国の財政出動増大が、欧州の自由貿易制度、産業構造、世界サプライ・チェーンなどに構造的な変化の痕跡を残すことになるのかどうかを、R&D生産要素を個々に分析・評価し、広範な文献、資料などをあたることで明らかにしようと試みた。

その結果の概要は以下に箇条書きするとおりである。

(1) EUの複数年次財政枠組の強化（復興・強靱化財政枠組）

EUにおいては、2020年7月に、7,500億ユーロ規模の「次世代EU(NEXT GENERATION EU)」財政枠組が政治的合意に基づき導入され、この新しい35年借入財源を得て、2021年度からの数年間にわたる経済復興予算枠が強化され、2021-27年次財政枠組(Multi-annual Financial Framework)完成年次に向け、さらに強靱なEU経済社会の構築が図られることとなった。

(2) EU研究開発プロジェクトへの英国の残留

同時に、英国のEU基盤研究(Horizon)とITERなどの大規模国際プロジェクトへの残留合意によってこれまでEUが果たしてきた世界の基礎研究推進者としてのリーダーシップの維持・増進広く世界に宣言された。

(3) 研究者総数では EU が世界一位（図表 2）

世界の R&D 生産要素の推移を見ると、労働要素となる研究者総数では EU が 200 万人超と 2018 年時点で世界一位を維持しているものの、中国との差は縮まりつつある。しかし、EU 域内の主要数カ国においては、基礎研究から目的がより明確に規定された応用研究へと研究者及び研究支出割合が 2005 年以降に大きくシフトした。

(4) 企業・ビジネス研究者割合の上昇（図表 5）

イタリア、オランダ、フランス及び英国は、2005 年以降、企業ビジネス研究者の割合を大きくし、ドイツは 6 割を安定的に維持した。その結果、EU28 全体の企業ビジネス研究者割合は 2005 年に 4 割台だった状態から 2018 年には 5 割強へと拡大した。

(5) 研究費支出では EU は世界三位（図表 6）

世界の R&D 支出（GDE 換算）を 2018 年で比較すると、米国が 5,515 億ドルと世界一で、続いて中国が 4,626 億ドル、EU28 が 4,285 億ドルと続いている。

(6) 研究開発資金のグローバル市場調達拡大（図表 8）

「R&D 資金の政府離れ」という傾向は中国、米国においても顕著であり、グローバリゼーションの進展する世界で R&D の民間資金依存（市場調達への依存）が急速に進展した。

(7) 環境・エネルギー資源技術分野（グリーン・グロース）への挑戦

気候変動・温暖化緩和技術分野、気候変動適応技術分野、高コスト経済構築のための政策カルテルの形成などの分野で EU は常に先頭を走り続け、国際的な世論を喚起し、高コスト経済構築を可能とする方向に政策提案を継続する。

(8) デジタル・ヨーロッパ技術分野

デジタルトランスフォーメーション次世代技術分野では EU 企業はやや出遅れており、量子技術などの理論、次・次世代技術への枠組形成などで貢献することが期待されている。政策課題は、基礎研究から目的・応用技術開発への展開である。

(9) 技術分野による地球規模の棲み分けの進展

医療品、大型民間航空機開発・生産技術分野、コンピュータ・電子通信サービス技術分野、大陸間海底光ケーブル敷設及び衛星配置ネットワーク構築技術分野などでの米国、EU 及び東アジアの地球規模での分担・棲み分けが次第に明確となってきた。

(10) COVID-19 パンデミックへの対応

2020 年春から生じた COVID-19 パンデミックへの対応のための EU 貿易規制の発動とワクチン分配をめぐるメンバー国間の混乱と求心力低下、COVID-19 パンデミックの川下サービス産業産出構造への影響などが中長期的な EU の経済発展にどの程度影響を与えるかについて注視しておくことが必要である。

(11) EU と英国の高等教育協力関係の変化

英国の Erasmus+からの離脱と独自の留学生支援制度 Alain Turing の創設が英国政府に

よって発表され、EU と英国の高等教育協力関係が変化することとなった。

以上に掲げてきた論点が、ポスト・コロナ禍においてどのような方向で欧州の経済活動に影響を残すことになるのか、コロナ禍で無傷に近かった情報通信サービス、デジタルサービスなどの人の移動を伴わない自然独占型のサービス分野との関係もますます注目されることとなろう。EU にとって困難な時代の始まりであり、同時に米国型の市場経済至上主義経済システムにとっても転換点となろう。

- ¹ Tom Fairless, Eric Sylvers and Harriet Torry, 欧州経済、米中からの遅れ鮮明 厳しい制限措置やワクチン接種の遅れが足かせに、2021 年 2 月 3 日 13:24 JST, The Wall Street Journal, <<https://jp.wsj.com/articles/SB11205368569890704049204587260700876512604>>
- ² Special meeting of the European Council (17, 18, 19, 20 and 21 July 2020) – Conclusions, EUCO 10/20, General Secretariat of the Council, European Council, Brussels, 21 July 2020 <<https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2020/07/17-21/>>
- ³ Luca GUZZETTI, “A Brief History of European Union Research Policy”, European Commission, 1995.10.
- ⁴ EU の欧州研究者憲章及び研究者採用ガイドライン (The European Charter for Researchers, The Code of Conduct for the Recruitment of Researchers) European Commission 2005, 研究者 (研究従事者) の定義を、なんらかの契約 (雇用、業務委託など) に基づいて研究業務を管理・遂行・支援する者としている。
- ⁵ 土井教之、宮田由起夫編著、イノベーション論入門、第 4 章イノベーションを担う人材、pp.63-65
- ⁶ EU 研究者憲章及び研究者採用ガイドライン (2005 年 EU 社会憲章) において、研究者とは「知識、生産、プロセス、研究方法、新システムを創造レベルまたは概念レベルで扱う専門家とそれらに関連するプロジェクト管理の専門家である。」と定義されている。学歴に関する言及はされていない。
- ⁷ 欧州研究者憲章及び研究者採用ガイドライン (The European Charter for Researchers, The Code of Conduct for the Recruitment of Researchers) European Commission 2005
- ⁸ Luca GUZZETTI, “A Brief History of European Union Research Policy”, European Commission, 1995.10.
- ⁹ トランプ前米国大統領のように、地球気候変動条約、自由貿易枠組などの国際的取り決めを相対的に劣後とし、デ・ファクト的な「市場における勝者」に未来をゆだねるべきだとの考え方も世界市場で相対的に強くなってきており、EU と欧州企業にとっては逆風となっている。こうした市場からの圧力を反映して、市場参入障壁は低くなってきており、コンテストブル市場の様相を呈し始めている。
- ¹⁰ Bruno Gendron et al., Economie2009, 2009, Gualino, Paris France
- ¹¹ 2021 年 1 月までに 800 基以上の衛星がすでに打ち上げられており、最終的には 1 万 2,000 個に達する計画で、2020 年 10 月に試験的サービスが開始されている。
- ¹² 自然界の「電離層」と同様に、地上の移動体通信を高速で中継することが可能となるデジタル中継ネットワーク能力を有しており、「低軌道衛星配置」とも呼ばれている。
- ¹³ Star Link 社に対して、米国政府から 9 億ドル (約 950 億円) の補助金が交付されているとも言われている。<<https://www.gizmodo.jp/2021/02/starlink-preorder-have-started.html>>
- ¹⁴ 中野明、MMT (現代貨幣理論) のポイントがよくわかる本、秀和システム、2020 年 3 月

-
- ¹⁵ General Council, COVID-19 AND BEYOND: TRADE AND HEALTH, World Trade Organization, 24 November 2020
- ¹⁶ Bojan Pancevski and Laurence Norman, 欧州ワクチン計画、なぜ頓挫したか, Wall Street Journal, 2021 年 2 月 4 日
- ¹⁷ Services trade restrictions increased in 2020, compounding COVID-19 economic shock, <<http://www.oecd.org/coronavirus/en/>>
- ¹⁸ Le Figaro, 2021.03.05
- ¹⁹ Brendan O'Malley, UK to stay in Horizon Europe but drop out of Erasmus+, University World news, 31 December 2020, <<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20201231151122758>>
- ²⁰ Anne Corbett, Why has the UK ditched participation in Erasmus+?, University World news, 1 January 2021, <<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20210101111206409>>
- ²¹ Le Figaro avec AFP, Le gouvernement britannique dévoile son système d'immigration post-Brexit, le 18/02/2020
- ²² Anne Corbett, Why has the UK ditched participation in Erasmus+?, University World news, 1 January 2021, <<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20210101111206409>>
- ²³ POLITICO, UK pulls out of EU's 'extremely expensive' Erasmus scheme, by Cristina Gallardo, December 24, 2020, <<https://www.politico.eu/article/uk-students-lose-participation-in-eu-erasmus-university-exchange-scheme/>>

第5章 コロナ危機下のドイツのデジタル競争力とデジタル化促進策

(一財) 国際貿易投資研究所

客員研究員 田中信世

はじめに

世界各国の競争力については国際機関、銀行、大学などがそれぞれの立場や観点から現状を分析し報告書にまとめている。

例えば、各国の競争力全般を分析したものとしては、スイスのビジネススクール IMD の “World Competitiveness Yearbook” や世界経済フォーラム（WEF）の “Global Competitiveness Report” などがある。また、各国のビジネス・投資環境に焦点を当てたものとしては世銀の “Ease of Doing Business Index” があり、デジタル競争力に焦点を当てたものとしては IMD の “Digital Competitiveness”、各国の人材を比較したものとしては同じく IMD の “World Talent rating” がある。デジタル競争力については EU の欧州委員会も加盟国のデジタル競争力を分析した “Digital Economy and Society Index”（デジタル経済社会指標）を毎年発表している。

2020 年に入って顕在化した新型コロナウイルス感染の世界的流行により、世界経済はリーマンショックを大幅に上回る戦後初の深刻な経済的打撃を受けている。コロナ危機を回避したり軽減するために、各国は否応なくデジタル化へ取り組みを強化する必要に迫られている。ネットワークや接続（アクセス）の容易さ、データの活用、AI およびスーパーコンピューティング、デジタルスキルなどにより雇用の継続性を確保するとともに、経済活動や社会生活の効率性を高めるためにデジタル化の重要性は増している。

また、欧州理事会と欧州委員会が 2021～27 年の EU 中期予算（多年度財政枠組み）において、気候変動に中立的で、迅速なデジタルトランスフォーメーション（DX）を柱とした経済回復を重視する姿勢を示していることも、コロナ後の経済回復において各国がデジタル化に力を入れる要因になると思われる。DESI 2020 でも、5G や超高能力のネットワーク（VHCNs）の配備、デジタルスキル、企業や行政のデジタル化が力強い経済回復にとって重要になると指摘している。

ドイツの場合、総合的な産業競争力はともかく、デジタル競争力は他国と比べて飛びぬけて高いわけではない。前述の IMD の 2019 年の “Digital Competetiveness” ではドイツは世界で 17 位であり、DESI 2020 でもドイツは英国を含む EU 加盟 28 か国中 12 位と中位にとどまっている。

こうしたドイツのデジタル競争力の現状を把握し、政府や地方自治体などのデジタル競争力強化に向けた取り組みを概観することは、デジタル化の遅れが指摘されている日本の今後のあり方を考えるうえでも示唆に富むものと考えられる。

第 1 節 DESI 2020 の総合的なデジタル競争力は 28 か国中 12 位

EU の欧州委員会では 2014 年以降、加盟国のデジタル競争力をモニタリングし、その結果を DESI として毎年報告している。DESI の報告書は加盟国の国別報告とテーマ別報告の章で構成されている。国別報告は、「ネット接続の容易さ」「人材」「インターネットサービスの利用」「デジタルテクノロジーの利用」「デジタル公共サービス」の 5 つの分野に大別したうえで、それぞれの分野ごとに小項目を立て、それらの指標から得られた数値を当該国の政策などと結びつけて分析したものである。

DESI 2020 の国別報告（ドイツ）で取り上げている 5 つの分野別に EU の中でのドイツのデジタル競争力をまとめると表 1 のようになる。

総合的なデジタル競争力は前述のように EU 加盟 28 か国（英国を含む）中 12 位であるが、個別分野では「デジタル公共サービス」が特に低く、同分野でドイツは EU の中で 21 位にとどまっている。中でも「e-government サービスの利用」の項目では 26 位と加盟国の中でも低位に甘んじており、「公共サービスの利用」の改善はドイツのデジタル化の最大の課題となっている。そのほか「デジタルテクノロジーの利用」では、ドイツ企業はソーシャルメディアの利用の項目で改善したものの、依然として EU 平均を下回っている。また「ネット接続の容易さ」の分野では、ドイツは 5G の準備で EU をリードし、固定ブロードバンドも高い加入率を示しているが、デジタル化を進める上で重要な、固定高性能ネットワークのカバー率では 21 位と EU 平均を下回っている。

これに対して、国民のオンラインサービス利用は活発で、「インターネットサービスの利用」では EU 加盟国中 9 位にランクされている。

表1 ドイツのデジタル経済社会指標 (DESI) のランク (2020年)				
	ドイツ		スコア	EU
	EU加盟国中の 順位	順位の変動 (18年比)		スコア
全体	12	↗	56.1	52.6
ネットへの接続の容易さ	8	↗	59.4	50.1
人材	10	—	56.4	49.3
インターネットサービスの利用	9	—	61.6	58.0
デジタルテクノロジーの利用	18	↘	39.5	41.4
デジタル公共サービス	21	↘	66.4	72.0
注: スコアの値は5分野の項目ごとに最小値と最大値を使って標準化し (min-max normalization)、加重平均したもの。				
(出所) Digital Economy and Society Index 2020, Country Report Germanyより筆者作成				

表2 EUのデジタル経済・社会インデックスの国別ランキング (2020年)					
順位	加盟国	順位	加盟国	順位	加盟国
1	フィンランド	11	スペイン	21	クロアチア
2	スウェーデン	12	ドイツ	22	ハンガリー
3	デンマーク	13	オーストリア	23	スロバキア
4	オランダ	14	リトアニア	24	ポーランド
5	マルタ	15	EU	25	キプロス
6	アイルランド	16	フランス	26	イタリア
7	エストニア	17	スロベニア	27	ルーマニア
8	英国	18	チェコ	28	ギリシャ
9	ベルギー	19	ラトビア	29	ブルガリア
10	ルクセンブルク	20	ポルトガル		
(出所) 表1と同じ。					

＜コロナ危機がデジタル化に大きな影響＞

現在のコロナ危機はインターネットサービスの利用に関連した指標に大きな影響を与えつつある。そのため欧州委員会では、DESI 2020 に示された結果は、公式統計にはまだ表れていない、コロナ感染拡大期間中に加盟国によって取られた行動も考慮に入れて読み取る必要があるとしている。また、コロナ後の経済回復はこの危機から得られた教訓を考慮に入れて計画する必要がある、その意味で、より強力で、弾力的なデジタル化 や経済回復に関連した指標、特に超高能力ネットワーク (VHCNs) や 5G、デジタルスキル、さらにはビジネスやデジタル公共サービスのための進んだデジタル技術に特別の注意を払う必要があると DESI 2020 では指摘している。

ドイツはコロナ危機に立ち向かうために、デジタル面で多くの対策を打ち出した。例えば、感染を最小限に抑えるためのイニシアティブや医療システムを支援するためのイニシアテ

イブには、接触追跡アプリの開発、症状チェッカー「チャットボット」（人工知能を活用した自動会話プログラム）、医療機関・療養施設を一元的にモニターし管理する電子記録などである。ネットワークのセキュリティ対策に対するガイドラインも定められた。行政機関のデジタル化も加速されつつある。そのほか産業分野では企業間のネットワーク構築や、コロナ危機によって影響を受けた中堅・中小企業にアドバイスを行うためのデジタルプラットフォームが立ち上げられてきた。また、後述のように、教育の分野ではデジタルインフラの整備を急ぎ、コロナ危機を契機に広がったオンライン授業の拡充やデジタル人材の育成に資するために「デジタル協定学校」プログラムがスタートした。

コロナ危機後の経済回復と関連の深い指標に目を転じると、ドイツは 5G の準備で他の加盟国より進んでおり、デジタルスキルでも EU の平均を上回っている。しかし、一方では、前述のように VHCN の普及が遅れ、ビジネスのデジタル化やデジタル公共サービスの面でも相対的に弱いパフォーマンスを示している。

第 2 節 ドイツのデジタル化政策

デジタル化の促進に関連するドイツ政府の施策については、前章でも部分的に触れてきたが、本章では、連邦経済エネルギー省（以下、**BMWi** と表記）のホームページなどの関連資料から、記述の施策を含めて政府の DX に関連する施策を概観しておこう。

1. デジタル化を促進するための実行戦略

連邦政府は 2018 年 11 月に「デジタル化を促進するための実行戦略」を採択した。この実行戦略は、国民生活の質を改善し、デジタル化によってもたらされる経済的、環境上の潜在力を引き出し、デジタル時代における社会的結束を守ることを狙いとしている。

実行戦略を作成するに当たって、**BMWi** が特に重視したのがデジタル技術革新とドイツの将来の競争力である。同省では、新しい技術革新、特に人工知能の分野における技術革新は、繁栄を確実にし、ドイツや欧州における基本的な価値を守るために重要としている。

こうした流れの中で政府は同年、**BMWi**、連邦教育研究省（以下、**BMBF** と表記）、連邦労働社会問題省（以下、**BMAS** と表記）の共同作業で人工知能戦略を作成した。この戦略の狙いは、①研究の中心地としてのドイツの地位を守ること、②ドイツの産業競争力を高めること、③社会のすべての分野で人工知能の活用を推進すること、にある。

2. スマートネットワークによりビジネスを押し上げ

連邦政府のスマートネットワーク戦略（主管は BMWi）は教育、エネルギー、健康、運輸、行政といった経済や社会の重要部門の潜在力をデジタル化によって引き出すことを目指したものである。この戦略の一環として、スマートネットワークの成功例を紹介したり、利害関係者（ステークホルダー）の対等な参加によって、利害関係者のコストを引き下げる「スマートネットワーク・イニシアティブ」も実施されている。

同省では、経済や社会のデジタル化を包括的に進めるためには、秒速ギガバイトでの通信ができるブロードバンドネットワークや、安定した即時処理能力を備えた通信、さらにはインターネットサービスの高度な安全性が必要になると強調している。そして、同省では、ドイツの将来の競争力という観点から政府は、25 年までに全国の大部分をカバーするギガバイトネットワークの構築という目標を設定した。この目標達成には大規模な投資が必要になるが、政府は目標達成により多くの新しいビジネスチャンスやネットワークオペレーターのための新しいビジネスモデルの可能性が開けると期待している。

3. 学校教育のデジタル化推進とデジタルスキルの向上

政府は 2019 年 4 月以降、BMBF のデジタル戦略の一環としてデジタル知識社会のための教育推進、①スクールクラウド、②デジタル協定学校、および③MINT（科学、テクノロジー、エンジニアリング、数学）教育など幅広いプログラムを推進してきた。

このうち、「デジタル協定学校」プログラムは、19 年 5 月に政府と 16 の州が締結した「デジタル協定学校に関する行政協定」がベースになっている。この行政協定締結の契機となったのは、BMBF の「デジタル科学のための教育攻勢」（16 年 10 月）と州教育相会議の「デジタル時代における教育戦略」（17 年 12 月）という 2 つのイニシアティブである。

ドイツでは基本法により教育行政は州の所管と定められている。しかし、デジタル教育については国の政策との整合性、ネットワーク構築など州をまたがる投資も必要などの理由で、連邦政府と州が共同で進めることができるように基本法が改正された。基本法改正が 19 年 5 月に成立したことから「行政協定 デジタル協定学校」も正式にスタートした。

同協定によると、実施期間は 19 年から 24 年までの 5 年間で、連邦政府は州や市町村が行うデジタル教育インフラ投資のために「デジタルインフラ特別基金」から総額で 50 億ユーロ（約 6,200 億円）を拠出することになっており、各州は投資額の少なくとも 10%を負

担すると定めている。

支援を申請できる学校は州立学校、州の公示によって設立された非公立校、および教員養成学校などとなっており、①学校におけるデジタルネットワークの構築または改善、②学校の無線ラン、③デジタル授業インフラ（学習プラットフォーム、ポータルなど）の創設、④学校運営用のディスプレイおよび通信機器、⑤デジタル作業機器（特に自然科学教育または職業訓練用の機器）、⑥モバイル端末機器、などへの投資が支援の対象になっている。

申請は州が行うが、州をまたがる投資案件等については政府と州の代表者で構成する共同運営グループで申請内容等を協議することになっている。

4. 中堅・中小企業のデジタル化を「ゴーデジタル」で支援

中堅・中小企業は大企業と比べるとデジタル化で遅れをとっている。このため、BMW は、中堅・中小企業のデジタル化を支援するために全国ベースで「ゴーデジタル」プログラムを展開し、資格を持ったコンサルタントが「ビジネスプロセス」「市場開拓」「IT セキュリティ」の3つの分野で適切なアドバイスを行い実践上のサービスを実施している。また、同省では中堅・中小企業や熟練労働者のデジタル化の潜在力を引き出すために、意識向上を目的としたキャンペーンや情報提供なども行っている。

5. デジタル・ハブでスタートアップ等の技術を集積

スタートアップは、生産を一定規模にすばやく持ち込むことができるようなデジタル・ソリューションやビジネスモデルを開発している場合が多いことから、デジタル化への移行に大きな役割を果たしている。BMW は、特に成長段階にあり資本を必要としているこうしたスタートアップに対して、ハイテクスタートアップ基金、コパリオン（coparion）共同投資基金、欧州エンジェルス基金、ERP/EIF の成長ファシリティといったベンチャーキャピタルによる支援に力を入れている。

ドイツの多くの大都市は現在、スタートアップ、大学、中堅・中小企業および製造業企業の集積による地域的なデジタル・ハブの創設を目指している。現在ドイツには12の地域的なデジタル・ハブがあり、それぞれのハブが目指す重点技術の集積は次の通りとなっている。

①ベルリン（IoT、フィンテック）、②ドレスデン、ライプチヒ（スマートシステム、スマートインフラ）、③ドルトムント（物流）、④フランクフルト・ダルムシュタット（フィンテック）

ク、サイバーセキュリティ)、⑤ハンブルク (物流)、⑥カールスルーエ (AI)、⑦ケルン (保険テック)、⑧ニュルンベルク、エアランゲン (デジタルヘルス)、⑨マンハイム、ルートビヒスハーフェン (デジタルケミストリー)、⑩ミュンヘン (モビリティ、保険テック)、⑪ポツダム (メディアテック)、⑫シュツットガルト (未来産業)。

同省は「デジタル・ハブ・イニシアティブ」により、ドイツにある 12 のハブの相互交流を活性化するとともに、これらのハブが世界でより広く知られるようにしたいとしている。また同イニシアティブはドイツの魅力をアピールし外国のスタートアップを誘致することも目指している。

そのほか、BMW i では、スタートアップを既存の企業と結びつけるため、スタートアップが自社のビジネスアイデアを大企業や中堅・中小企業に開示できる場として「スタートアップの夕べ」も開催している。また同省は、デジタル化の問題点等について BMW i の大臣に直接アドバイスを行う「“ヤング・デジタルエコノミー” 諮問委員会」を組織しており、その枠組みの中で、スタートアップ企業と政策立案者が直接対話する場も設けている。

6. 新技術への資金提供～最先端デジタル技術を研究室から市場へ

BMW i では、デジタル技術発展支援の一環として、商業化前の研究や開発プロジェクトのために資金を提供している。この活動の狙いは、早い段階で重要な ICT トレンドを見だし、科学的な発見を、市場で販売できる高い潜在力を持つ最先端技術に転換するプロセスを加速することにある。

資金提供の優先分野としては、製造業、モビリティ、エネルギー、およびヘルスケアの分野での、汎用性が高く、技術革新的で、かつ安全なビッグデータを使った開発プロジェクトが選ばれている。例えば、人工知能、セマンティクス (意味論)、自動化を対象とした技術支援プログラム「スマート・データ・エコノミー」は、新しいスマートソリューションの開発やテストを行っている研究開発プロジェクトに資金を提供している。また、将来が期待される技術分野に対する支援プログラムとして「PAiCEービジネスのためのデジタル技術資金提供プログラム」も実施されている。

先端技術開発とすぐれた中堅・中小企業を効率的な方法で結びつけることは、先端技術の実用化への移転を加速する助けになると期待されている。

7. セキュリティと標準～利用者が信頼できる安全なデジタルサービスを提供

デジタル化が進み、相互に接続された現在の経済社会では、データのセキュリティや信頼できる基準を採用することがますます重要になってきている。BMWでは中堅・中小企業がサイバー攻撃の脅威から自己防衛し、デジタル化の利益を十分に享受できるようにするため、「商取引における IT セキュリティ」イニシアティブの一環として、産業界、特に中堅・中小企業に対して IT セキュリティに対する注意を喚起している。

デジタル化の進展に伴い、このイニシアティブの活動は 19 年から大幅に拡張されてきている。活動の重点は、法規制の枠組みの強化と、国内と EU レベルの両方で IT セキュリティ部門を強化することに置かれている。また、効果的な IT セキュリティ対策を確立するために、IT セキュリティ市場のデータを定期的に収集し、評価することも行われている。

また、インダストリー4.0 の進展に伴い統一的なスタンダードが極めて重要になってきていることから、同省では ICT 市場への無制限にアクセスができるようにするために、情報技術、通信技術の標準化や、相互利用の可能性を高めることに尽力している。

8. デジタル化のための欧州の枠組み作りを推進

BMWでは、インダストリー4.0 やデジタルエコノミーを一国だけで推進することは困難であるとし、第三国との対話によって、同じような法的枠組みを採択することが必要であるとしている。特に欧州デジタル単一市場の実現は、欧州が競争力を持ち続けるために必須の前提条件であるとして、15 年に欧州委員会によって始められたデジタル単一市場戦略を可能な限り速やかに完成することが必要との立場をとっている。

また、95 年のデータ保護指令に代わって 16 年 4 月に制定された新しい欧州一般保護規則（GDPR）は最新のデータ保護に関する規則を提供するものとして高く評価している。

第 3 節 コロナ危機下のドイツの経済動向とデジタル競争力の向上（まとめ）

ドイツのデジタル競争力に関しては、ケルンのドイツ経済研究所（Institut der Deutschen Wirtschaft）も 2019 年 6 月の政策提言レポートで、ドイツのデジタル競争力の脆弱性について次のような指摘をしている。

- ・ DXを進めるためには、資格を持った労働力を利用できることが前提となるが、専門労働力

の求人難は特に MINT 関連の職種において成長を制約する要因になっている。

- ・ 技術発展の先行指標である特許申請では、欧州特許庁への申請件数でドイツは EU 加盟国の中でトップを占めているが、デジタル関連の申請に限ってみると中位のポジションを占めるに過ぎない。
- ・ ドイツ特許・商標局 (DPMA) への申請で見るとデジタル技術の活用で中心的な役割を果たしているのは自動車企業で、典型的なデジタル技術活用分野は自動運転、3D 印刷による簡易部品の製造、運転アシストなどである。しかし、銀行、保険、小売り、メディア、医療など自動車以外の産業分野ではデジタル化への取り組みが遅れている。
- ・ AI の分野の DPMA への特許申請件数は 09 年から 18 年の間に大幅に増加した。しかし、OECD によると世界の AI 分野の特許申請に占めるドイツの比率は 2010 年から 15 年の間に 6.3% から 3.7% に低下しており、DPMA では「ドイツは世界に遅れる危機にさらされている」としている。
- ・ ドイツでは AI スタートアップのほぼ 3 分の 2 がベルリンとミュンヘンに集中しており、研究活動のホットスポットが少なすぎる。AI 関連指標 (AI のスタートアップ数、企業数に占めるスタートアップの比率、人口比でみたスタートアップ数など) において、ドイツは世界でせいぜい中位を占めるに過ぎない。
- ・ スタートアップに対するベンチャーキャピタルがまだ少なすぎる。クラウドファウンディング、フィンテックス、メザニン・キャピタル、あるいはマイクロクレジットといった新しい融資形態はまだ未発展にとどまっている。
- ・ AI 以外の起業でもドイツは多くの弱点を抱えている。17 年のドイツの企業総数に占める起業率は 6.7% で欧州近隣諸国の数字を明らかに下回っている。特に知財部門の起業率は 4.5% と低い。

IW では、ドイツ産業の競争力には以上のような多くの課題があるとしたうえで、こうした状況を打開するための重要な産業政策上の政策課題として、①ネット・インフラの構築、②産業スタンダード 5G の活用、③高度なネットワーク化と生産・供給プロセスを備えた「インダストリー4.0」のためのブロックチェーン・テクノロジーの活用、④ドイツ国内および欧州の AI 戦略の策定、⑤経済のデジタル化を見据えた競争法とカルテル法の更なる改正、⑥欧州のクラウドソリューションの発展、⑦量子コンピュータ・計算センターの発展、⑧登録の標準化と近代化を伴った行政のデジタル化などを挙げている。

一方 IW は、デジタル化の進展のためには、職業教育におけるデジタル化への取り組みが必須であり、職業学校へのインフラ投資がますます必要になるとしている。その意味で、前章で述べた「デジタル協定学校」の取り組みはその一歩になるとしてその効果が期待されて

いる。さらに、IW は実習生を受け入れる企業も職業訓練の内容を時代に即したものにすることが必要であるとしており、デジタル化時代に合わせた新たな研修規則 (Ausbildungsordnung) の創設や現行の研修規則の改定の必要性を強調している。

第 1 節で述べたドイツのデジタル競争力を示す DESI 2020 の指標は、原則として前年、すなわち 19 年のデータを反映したものである。したがって、コロナ危機の影響やコロナ危機を契機に取られたデジタル化への対応の効果はまだこれらの指標には反映されていない。デジタル化への対応の効果が指標に表れるのは 21 年以降ということになる。

コロナ禍を契機に DESI 2021 以降の EU 加盟国の指標には大きな変化があらわれることになると思われるが、EU 各国ともデジタル化への対応に力を入れているので、今後の DESI 指標においてドイツのデジタル競争力が他国と比べて一挙に高くなると考えるのは早計であろう。IW が指摘するように、ドイツのデジタル競争力には長期的に取り組むべき課題も多いからである。ドイツのデジタル競争力が名実ともに高まるのは、こうした課題をドイツがいかに早く克服できるかにかかっているといえよう。

＜コロナ禍で経済全般に大打撃＞

一方、足元のドイツ経済の動向をみると、コロナウイルス感染症の世界的な大流行はドイツの国内総生産 (GDP) の歴史的な減少を引き起こした。連邦統計局の速報値によれば、2020 年第 2 四半期の季節調整後の実質国内総生産 (GDP) は、2.0%のマイナス成長となった第 1 四半期に引き続き、10.1%の大幅な落ち込みとなった。感染拡大の経済への影響を抑え込むために、政府は①時短労働給付金制度の柔軟性の向上、②企業の税関連の流動性支援、③企業のための保護シールドを柱とする大規模な「緊急パッケージ」を打ち出した。

コロナ禍はドイツ経済の大部分に大打撃を与えたが、その程度は産業部門によって異なった。第 2 四半期の実質付加価値生産はサービス部門よりも製造業部門により大幅な縮小をもたらした。とはいえ、サービス部門でも、ソーシャルディスタンスの要請を受けたホテル・レストラン部門の経済活動が劇的に収縮した。最新の統計が利用可能な 4、5 月の両部門の平均売上高は第 1 四半期と比べて 3 分の 2 以下に下落した。旅行代理店や、その他の娯楽・文化サービス提供者も同様に深刻な影響を受け続けた。自動車販売も、4 月に行われた販売店の営業停止措置と、消費者の不安心理の高まりによる新車の買い控えにより劇的な売り上げの減少に直面した。その結果、第 2 四半期における新車登録台数は第 1 四半期の 3 分の 1 程度にまで落ち込んだ。

外国におけるコロナ感染拡大の影響により、輸出も急落した。第 2 四半期のドイツの商品輸出は前期比で 20%以上減少した。輸出の減少は広範囲にみられユーロ圏と非ユーロ圏向けがともに、同程度の減少となった。全体的な輸出減少の中にあって、唯一コロナ危機を脱した中国向け輸出だけがかなりの増加を示した。

ドイツの商品輸出を商品グループ別にみると、自動車輸出の落ち込みが特に顕著で、商品輸出全体の減少の大きな原因になった。中間財、消費財もかなり減少した。

設備投資も第 2 四半期には顕著に落ち込んだものとみられる。コロナ危機を契機とした突然の不確実性の高まりは企業の投資意欲に深刻な影響を与えた。加えて、需要の急減による設備稼働率の急減は生産能力拡大のための投資の必要性を低下させた。

一方、建築投資は第 2 四半期には、前期比 4.6%減と比較的穏やかな減少を示した。その背景としては、気候条件に恵まれたことに加え、国境の部分的な閉鎖にもかかわらず熟練労働者の利用が可能であったことが挙げられる。5 月までの主要建設部門の売上高を見ると、住宅投資の落ち込みが商業建築投資と比べてより顕著であった。

<第 3 四半期以降の回復に期待>

ドイツ連邦銀行(月報 8 月号)では、4 月に底を打った直後から始まった国内総生産(GDP)の回復は第 3 四半期以降も継続するものとみている。また、産業の受注状況も最近かなり改善しており、生産や輸出の急激な回復が第 3 四半期も続く可能性があるとしている。

ifo 経済研究所の景況感指数でもドイツ経済の景況感は最近大幅に明るさが戻ってきた。経済回復は、その他の経済指標でも確認されており、トラック料金走行距離指数(truck toll mileage index)は 7 月には顕著に上昇を続けた。また、ドイツ自動車工業会(VDA)のデータによると、ドイツで生産された乗用車の生産台数は夏の初めには急増し、コロナ前の 2 月の数字(季節調整済み)をわずかに下回る程度にまで回復した。

生産活動の回復は機械や設備投資を再び刺激することになるとみられ、個人消費も全般的な景気回復に大きく貢献すると期待されている。さらに経済対策パッケージの一環として行われた一時的な付加価値税の引き下げも景気押し上げ効果が期待されている。

ドイツ産業の受注状況も最近、改善してきている。受注は 3 月と 4 月に激減した後、5 月と 6 月には季節調整済みで再び急増し、回復は 7 月も続いたものと思われる。しかし、それでも受注の回復はコロナ感染拡大による受注減の 3 分の 2 を上回る程度にとどまっている。新規受注は、外国からの受注が大幅に落ち込み、国内受注の落ち込みは小幅であった。

建設部門では、4月と5月における新規受注が急減した。これは恐らく、コロナ感染拡大によって引き起こされた不確実性の高まりにより住宅建設と商業建築物に対する受注が落ち込んだことによるところが大きいとみられている。しかしこうした受注減にもかかわらず、建設企業の受注残高は十分にあったものとみられる。同時に建設部門のもうひとつの重要な指標である住宅建設の建設許可数は同時期に再び増加した。ifo 経済研究所も、7月の建設部門の設備稼働率は高い水準を維持し、新規受注もわずかながら増加したとしている。

家計消費は第3四半期には、それまでの落ち込みを取り戻すかのように急増したものとみられる。特に小売り、自動車販売、ホテルおよびレストラン部門が活況を示したとみられている。第3四半期の消費拡大の大きな要因となったのは、コロナ感染対策措置がかなり緩和されたことと、労働市場の見通しにさらなる悪化が見られなかったことである。さらに付加価値税の時限的な引き下げもプラス効果をもたらした。

<長引くコロナ禍からの回復>

以上のように、連銀では8月の月報で、ドイツの経済活動は第3四半期には回復に転じ、回復傾向はその後も続くと予測している。また、各種の経済指標もこうした動きを裏付けているようにみえる。実際、ドイツ連邦統計局が10月末に発表した第3四半期のGDP（速報値）は前期比で8.2%増と大幅に増加した。しかし、前年同期比ではマイナス4.3%にとどまり、コロナ前の水準を回復するには至らなかった。

欧州では10月ごろからスペイン、フランス、イタリアなどの主要国でコロナ感染が再び急増し始め、これまで比較的感染の増加が抑えられてきたドイツでも感染が拡大しつつある。このため各国は都市封鎖を含む厳しい感染防止措置を採り始め、ドイツも11月2日から飲食店や娯楽施設の営業停止措置に踏み切った。こうした感染対策は各国の経済活動や雇用に深刻な影響を与えることは必至であり、ドイツでも第4四半期のGDPが前期比で再びマイナスに陥る可能性が高まっている。

このように、第3四半期やそれ以降における経済活動のレベルは当面コロナ危機以前の水準に達しないままにとどまるとみられ、経済がコロナ前の水準に回復するまでには時間がかかりそうである。またコロナ後の経済回復は、経済が急激かつ深刻な打撃を受けて収縮したのと比べるとはるかにゆっくりとしたテンポで進むとみられている。さらに世界の多くの国々においてはコロナの流行が抑え込まれておらず、こうした状況はドイツの輸出に今後も大きな影響を与え続け、企業の投資意欲を湿らせる要因にもなりそうである。

いずれにしても、ドイツ経済がコロナ以前の状態を取り戻すためには、ドイツ国内はもちろん、世界におけるコロナ感染拡大の収束を待たなければならないが、ドイツにとっては、それまでにデジタル競争力をどれだけ引き上げられるかがコロナ後の産業競争力を占ううえで大きなカギを握っていると言えそうである。

付属統計

表3 ドイツの「ネット接続の容易さ」(2020年)				
	ドイツ			EU
	DESI 2018	DESI 2019	DESI 2020	DESI 2020
	比率(%)	比率(%)	比率(%)	比率(%)
固定ブロードバンド全体の加入比率(全世帯に占める比率)	88	87	88	78
100Mbps以上の固定ブロードバンドの加入率(%)	11	15	21	26
高速ブロードバンド(次世代アクセス)のカバー率(%)	84	88	92	86
固定超高性能ネットワーク(VHCN)のカバー率(%)	7	9	33	44
4Gのカバー率(%)	88	90	94	96
モバイルブロードバンドの加入者(100人当たり)	79	81	85	100
5Gの準備(総5G スペクトルに占める割り当て済み比率)	NA	33	67	21
ブロードバンドの価格指数(0~100のスコア)	NA	NA	75	64
(出所)表1と同じ。				

表4 ドイツの「デジタル人材」(2020年)				
	ドイツ			EU
	DESI 2018	DESI 2019	DESI 2020	DESI 2020
	比率(%)	比率(%)	比率(%)	比率(%)
最低限の基礎的デジタルスキルの保有者(生産年齢人口に占める比率)	68	68	70	58
基礎的スキル以上のデジタルスキルの保有者(%)	37	37	39	33
最低限の基礎的ソフトウェアスキルの保有者(%)	70	70	72	61
ICTスペシャリスト(全雇用者に占める比率)	3.7	3.8	3.9	3.9
女性ICTスペシャリスト(全女性雇用者に占める比率)	1.3	1.3	1.4	1.4
ICT専攻大学卒業生(全卒業生に占める比率)	4.5	4.5	4.7	3.6
(出所)表1と同じ。				

表5 ドイツの「インターネットサービスの利用」(2020年)				
	ドイツ			EU
	DESI 2018	DESI 2019	DESI 2020	DESI 2020
	比率(%)	比率(%)	比率(%)	比率(%)
インターネットを使ったことのない人の比率(人口比)	7	5	5	9
インターネットユーザーの比率(〃)	87	90	91	85
ニュースを見るために利用(インターネットユーザーに占める比率)	74	74	76	72
音楽鑑賞、ビデオ鑑賞、ゲームで利用(〃)	78	82	82	81
オンデマンドビデオを見るために利用(〃)	23	31	31	31
ビデオ電話のために利用(〃)	54	57	59	60
ソーシャルネットワークで利用(〃)	56	57	56	65
オンラインコース(〃)	6	6	9	11
オンラインバンキング(〃)	62	64	66	66
オンラインショッピング(〃)	82	82	84	71
オンライン販売(〃)	34	35	32	23
(出所)表1と同じ。				

表6 ドイツの「デジタルテクノロジーの利用」(2020年)				
	ドイツ			EU
	DESI 2018	DESI 2019	DESI 2020	DESI 2020
	比率(%)	比率(%)	比率(%)	比率(%)
電子情報の共有(全企業に占める比率)	NA	NA	29	34
ソーシャルメディア(〃)	16	16	23	25
ビッグデータの活用(〃)	6	15	15	12
クラウドの利用(〃)	NA	12	12	18
オンラインで販売している中堅・中小企業(中堅・中小企業全体に占める比率)	23	19	17	18
eコマースの売上高(中堅・中小企業の売上高に占める比率)	11	9	10	11
国境を越えたオンライン販売(中堅・中小企業全体に占める比率)	11	11	10	8
(出所)表1と同じ。				

表7 ドイツの「デジタル公共サービス」(2020年)				
	ドイツ			EU
	DESI 2018	DESI 2019	DESI 2020	DESI 2020
	比率/スコア	比率/スコア	比率/スコア	比率/スコア
e-Governmentの利用者(書類の提出にインターネットを利用している人の比率)	39%	43%	49%	67%
入力済みフォームの利用(スコア0~100)	38	41	41	59
オンラインで完了できるサービス(〃)	88	88	90	90
ビジネスのためのデジタル公共サービス(〃)(注)	84	80	92	88
オープンデータの利用(最高得点に対する比率)	NA	NA	68%	66%
注)国内および国境を越えた取引を含む。				
(出所)表1と同じ。				

表8 「デジタル協定学校」の連邦予算の州別配分		
州	比率 (%)	配分額 (ユーロ)
バーデン・ビュルテンベルク	13.01	650,640,000
バイエルン	15.56	778,245,599
ベルリン	5.14	256,877,000
ブランデンブルグ	3.02	150,901,000
ブレーメン	0.96	48,142,000
ハンブルク	2.6	127,895,000
ヘッセン	7.44	372,172,000
メクレンブルク・フォアポンメルン	1.98	99,209,500
ニーダーザクセン	9.41	470,496,500
ノルトライン・ウエストファーレン	21.09	1,054,338,000
ラインランド・プファルツ	4.82	241,229,500
ザールランド	1.20	60,098,500
ザクセン	4.99	249,542,500
ザクセン・アンハルト	2.75	137,582,000
シュレスビヒ・ホルシュタイン	3.41	170,263,000
チューリングゲン	2.65	132,368,000
合計	100.00	5,000,000,000
(出所) Verwaltungsvereinbarung DigitalPakt Schule 2019 bis 2024		

表9 EU加盟国の欧州特許庁への特許申請件数 (生産年齢人口10万人当たり件、2015年)			
国名	デジタル関連	その他の産業	合計
スウェーデン	21.5	46.3	67.8
フィンランド	19.6	36.2	55.8
オランダ	12.9	57.9	70.8
フランス	8.7	29.8	38.5
ドイツ	8.1	66.0	74.1
オーストリア	6.9	54.9	61.8
アイルランド	6.8	22.9	29.7
ベルギー	5.1	35.1	40.2
デンマーク	3.2	56.4	59.6
英国	2.3	12.4	14.7
エストニア	1.4	4.5	5.9
イタリア	1.0	14.6	15.6
スペイン	0.1	5.6	5.7
(出所) Institut der Deutschen Wirtschaft, “IW-Policy Paper 6/19”より筆者作成。			

参考資料

- ・ European Commission, “[Digital Economy and Society Index\(DESI\) 2019 Germany](#)”
- ・ European Commission, “[Digital Economy and Society Index\(DESI\) 2020 Germany](#)”
- ・ Bundesministerium fuer Wirtschaft und Energie, “Jahreswirtschaftsbericht 2020 der

Bundesregierung - Wirtschafts- und Finanzpolitik der Bundesregierung”

- ・ Bundesministerium fuer Wirtschaft und Energie, “Taking control of the digital transformation”
- ・ Verwaltungsvereinbarung DigitalPakt Schule 2019 bis 2024
- ・ Bundesministerium fuer Bildung und Forschung, “Digitalpakt Schule – so erhalten Sie Foerderung”
- ・ INSTITUT DER DEUTSCHEN WIRTSCHAFT, IW-Policy Paper 6/19, “Industrielle Wettbewerbsfaeigkeit, Digitalisierung und berufliche Qualifizierung”
- ・ Deutsche Bundesbank Monthly Report, August 2020
- ・ JETRO 地域・分析レポート、「スケジュール通り進むかドイツ 5G 導入」、2020 年 1 月 22 日
- ・ JETRO ビジネス短信、「2020 年の GDP 成長率予測を上方修正、デジタルインフラなどの投資増強の方針」、2020 年 2 月 7 日

第6章 EU コロナ復興基金の成立とドイツの対応

(一財) 国際貿易投資研究所

客員研究員 新井俊三

第1節 コロナ復興基金の成立

欧州では、新型コロナウイルスの感染が2020年2月下旬以降、イタリア、スペイン、フランスなどに急激に拡大し、各国は医療面での対応に迫られるとともに、感染防止のため人の移動の制限、店舗の閉鎖、渡航制限などの対策を取り始めた。そのため、感染者の多い南欧を中心に、特に観光業、飲食業、運輸業、小売業などに大きな影響を与えることとなった。

(EU 主要国の経済指標については表1を参照)

景気が大きく落ち込む中、各国政府は失業対策、中小企業対策、低利の融資などの対策を取り始め、EUとしても加盟国向けの対策を講じ始めた¹。また、欧州中央銀行(ECB)も3月18日の決定で、パンデミック緊急購入プログラム(Pandemic Emergency Purchase Programme)を開始し、当初は7,500億ユーロ、その後6,000億ユーロを追加して、1兆3,500億ユーロの買い入れ枠を設定した。各国が独自に財政支援を行う中、緊急時ということで、3月23日に財政ルール、マーストリヒト基準も一時棚上げされた。

表1 EU 主要国の経済指標

	財政収支		累積債務		失業率		若年失業率		対前期比成長率		20年成長率予測	
	2018	2019	2018	2019	20年5月	20年6月	20年5月	20年6月	2020Q1	2020Q2	5月6日	7月7日
EU27	-0.4	-0.6	79.6	77.8	6.9	7.1	16.4	16.9	-3.2	-11.9	-7.4	-8.3
EURO19	-0.5	-0.6	85.8	84.1	7.5	7.7	16.7	17.2	-3.6	-12.1	-7.7	-8.7
デンマーク	0.7	3.7	33.9	33.2	5.5	6.8	11.9	12.6	-2.0	-7.4	-5.9	-5.2
ドイツ	1.9	1.4	61.9	59.8	4.2	4.3	5.8	5.6	-2.0	-10.1	-6.3	-6.5
アイルランド	0.1	0.4	63.5	58.8	5.0	4.6	15.2	14.8	1.2	-6.1	-7.9	-8.5
ギリシャ	1.0	1.5	181.2	176.6	17.3	18.3	38.1	39.3	-1.6	-14.0	-9.7	-9.0
スペイン	-2.5	-2.8	97.6	95.5	15.4	15.8	38.9	41.6	-5.2	-18.5	-9.4	-10.9
フランス	-2.3	-3.0	98.1	98.1	6.9	6.6	20.9	20.3	-5.9	-13.8	-8.2	-10.6
イタリア	-2.2	-1.6	134.8	134.8	8.5	9.3	28.3	29.6	-5.4	-12.4	-9.5	-11.2
オランダ	1.4	1.7	52.4	48.6	3.6	4.3	9.5	10.7	-1.5	-8.5	-6.8	-6.8
オーストリア	0.2	0.7	76.8	74.8	5.5	5.4	12.0	10.9	-2.4	-10.7	-5.5	-7.1
スウェーデン	0.8	0.5	38.8	35.1	8.5	9.2	25.9	28.8	0.1	-8.6	-6.1	-5.3

(出所) EUROSTAT

しかし、南欧諸国は財政赤字、累積債務も大きく、国としての財政支援にも限度があり、なおかつ重要な産業である観光業の打撃も大きいいため、EUの財政支援、共同債への要求が

高まりつつあった。最初に声を上げたのはイタリアのコンテ首相といわれているが、スペイン、フランスなど 9 か国が同調し、ミシェル欧州理事会常任代表（大統領）に実現を求めた。EU としてはすでに欧州安定メカニズム（ESM）を活用した信用枠の設定、欧州投資銀行（EIB）による中小企業への資金繰り支援、SURE（Temporary Support to mitigate Unemployment Risks in Emergency）と呼ばれる緊急時の失業リスク緩和のための一時的支援策など合計 5,400 億ユーロを用意していたが、ESM 資金を使うには条件が厳しいなどとイタリアなどは乗り気ではなかった。

4 月 23 日に開催されたテレビによる首脳会議では、イタリアのコンテ首相などが共同債による復興基金の設立を要求したが、北欧諸国、オランダ、ドイツなどが反対し、共同債議論は棚上げとなった。しかし、コロナによる影響、財政力などに域内格差があることは、共通の理解となり、フォン・デア・ライエン委員長も格差是正については理解を示し、EU 予算に組み込まれる形での復興基金の創設について欧州委員会が責任を持つこととなった。メルケル首相も「EU 共同の対応はドイツの利益でもある」²と発言している。

ドイツにとって転機となったのは、5 月 18 日にフランスのマクロン大統領との電話会議後、両者の提案ということで、加盟国支援のための 5,000 億ユーロの補助金の提案をしたことである。「メルケル首相の 180 度の転換」とも報道された³。

中期予算計画とからめ復興基金の提案を求められていた欧州委員会は、5 月 27 日、コロナ感染後の経済支援策である 7,500 億ユーロの復興基金と 2021～2027 年の次期中期予算（多年度財政枠組み、MFF）1 兆 1,000 億ユーロで合計 1 兆 8,500 億ユーロの予算を提案した。「次世代の EU」と名付けられた復興基金のうち、5,000 億ユーロは返済義務のない補助金として、2,500 億ユーロは融資とされた。この予算は 7 月中の成立が予定されていた⁴。

復興基金および次期中期予算などを巡る欧州理事会（EU 首脳会議）は 7 月 17 日から開始された。会議では倭約 4 か国といわれるオランダ、オーストリア、スウェーデン、デンマークが 5,000 億ユーロを補助金とすることに反対、構造改革を前提とした融資を行うべきと主張した。倭約 4 か国は財政規律を重視するが、一方オランダのように総選挙を控え、EU 懐疑派の野党の存在から EU 予算をより少額としたいという思惑もあった⁵。この 4 か国の主張も一部受け入れ、補助金の額を 3,900 億ユーロに減額、融資を 3,600 億ユーロとした。また、中期予算の規模を減額し、倭約 4 か国およびドイツには加盟国分担金払い戻し（リベート）を行うこととなった。もう一つの争点は「法の支配」を脅かすとされているポーランドおよびハンガリーの扱いであった。法の支配の重要性を認めるとともに、予算配分

に反映させる可能性を残したというあいまいな形で終わった。

俟約 4 か国には同じ北欧のフィンランドも同調し、補助金を求める南欧と対立、法の支配をめぐってはヴィシアード 4 か国が結束するなど、各国の利害が対立するなか、予定の日程を超過し、4 日に及ぶ議論の末やっと妥結にこぎつけた。調整に当たったのはミシェル常任代表（大統領）と議長国ドイツのメルケル首相といわれる。

図 1 次期中期予算とコロナ禍対応予算

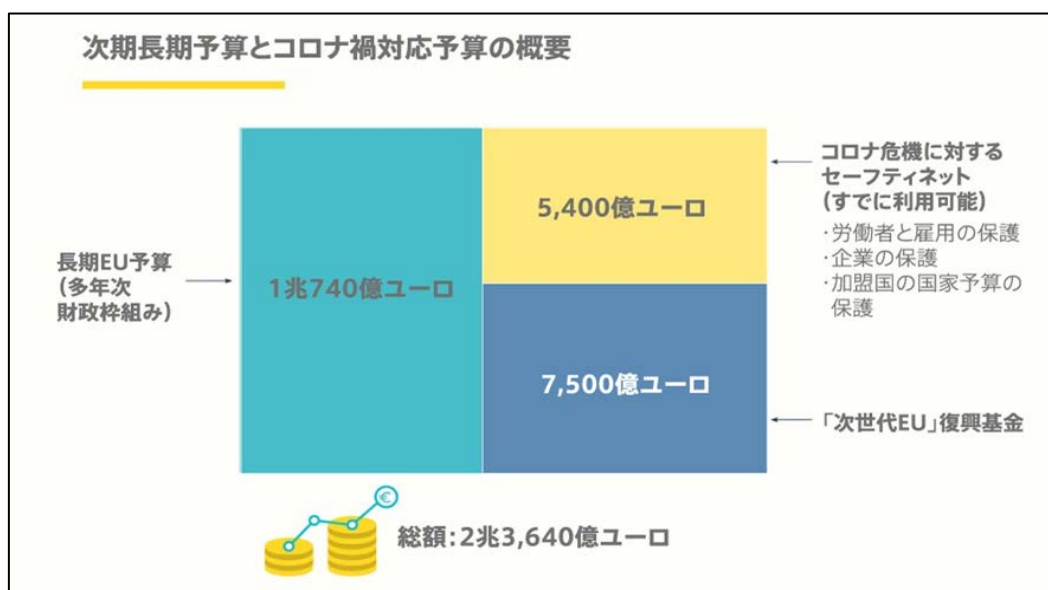
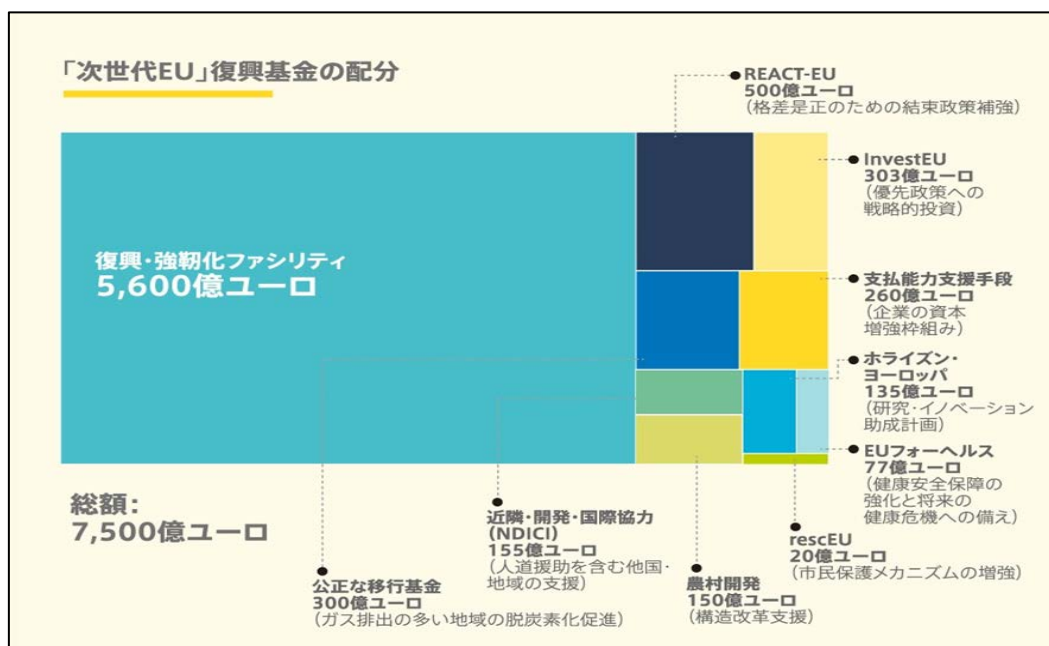


図 2 次世代 EU 基金



(出所) 図 1、2 とも EU MAG 駐日欧州連合代表部ウェブマガジン

復興基金が「次世代の EU (Next Generation EU)」と命名されたのは、コロナ禍からの復興ばかりでなく、これを機会に気候変動対策、デジタル化への対応などを実現し、EU の構造改革を進展させ、競争力の強化を狙ったものとみられる。

復興基金を含む次期中期予算は欧州議会で承認される必要があったが、反対意見が出された。気候変動、研究開発、保健衛生予算の増額を要求するとともに、法の支配に違反する加盟国には配分予算の減額を明確にすべきと主張し、修正を要求した。

これを受け、12 月に開催された首脳会議では、法の支配に違反する加盟国への予算の執行を一時停止するメカニズムは維持されるものの、手続きを詳細に定め、必要であれば当事国は欧州司法裁判所の判断を仰ぐことができることとした⁶。予算執行停止に強硬に反対し、一時は拒否権を発動するとしていたポーランド、ハンガリーの両国もこれで合意、欧州議会も年末ぎりぎりに承認をした。

第 2 節 ドイツは変わったのか

今回のコロナ復興基金の成立で最大の驚きはドイツの変化である。従来のドイツの立場であれば、倏約 4 か国と同様、共同債による、返済の必要のない補助金の供与には反対したはずである。何が 180 度といわれる転換をもたらしたのか。

第 1 に挙げられるのは、コロナによる不況の深刻さである。2020 年第 2 四半期の対前期比 GDP の伸びは EU27 全体で△(マイナス)11.9%、スペイン△18.5%、フランス△13.8%、イタリア△12.4%など主要国の落ち込みも大きい。ギリシャ危機、欧州債務危機の時と違い特定の国が経済の落ち込みを被っているだけでなく、EU 全体が苦しんでいるといえる。

欧州債務危機から完全に回復したとはいえない国もある。イタリアなどが政治的に混乱に陥り、EU 離脱などの動きも出ると、やがては EU の崩壊につながりかねない。「EU の歴史上最大の挑戦に直面している」⁷。メルケル首相は EU 議長国としてまとめる責任もあった。コロナ禍への対応で、支持率が高いことも幸いした。連立政権を組む社会民主党 (SPD) も共同債には積極的であった。躊躇していたため傷を深くしたユーロ危機 (ギリシャ危機) への対応の反省もあった、と推測される。

通常は財政の共同負担を嫌うドイツ経済界からも財政的連帯を求める声も上がってきた。ドイツ産業連盟 (BDI) はフランス産業連盟 (Medef) (「フランス企業運動」とも訳されている。)、イタリア産業総連盟 (Confindustria) の 3 者連名でコロナ復興に向けたドイツのより

大きな貢献を要求した。もっとも、ドイツの経営者にとっては、ほかの EU 加盟国に提供した資金は、やがてドイツの製品への注文として帰ってくる、という思惑もある、という⁸。

経済学者、知識人なども連名でコロナ基金の必要性を訴えた。4月1日、ヴュルツブルグ大学教授で、前経済諮問委員会（五賢人）の委員であるペーター・ボーフィンガー（Peter Bofinger）、元緑の党議員ダニエル・コーン＝ベンディット（Daniel Cohn-Bendit）、元外相ヨシカ・フィッシャー（Joschka Fischer）、ドイツ経済研究所（DIW）所長でフンボルト大学教授マルセル・フラッチャー（Marcel Fratzscher）、哲学者ユルゲン・ハーバーマス（Jürgen Habermas）など13名はドイツの週刊紙ツァイト（Die Zeit）に声明文を発表、コロナ危機以前にすでに多額の債務を抱えている国もあることから、共同して負担を負うべきであると要望した。この声明文はフランスのル・モンドにも掲載されたという⁹。

英国のメディアは、ドイツの経済学者達の変化、財務省の考えの変化を指摘する。エコノミスト誌によれば、ドイツの財政出動への地ならしは以前から進んでいたという。ドイツにおける経済学の思考は近年劇的に変わり、規律を重視する「オールド自由主義」を信奉する古い世代の経済学者の一部が若い世代に道を譲った。財政出動は経済の安定に有効と回答した独経済学者の割合は、10年から15年の間に倍増した。ショルツ財務相の就任により、財務省の中も変わりつつある。財務相就任によりハンブルグ出身の次官の就任や、ゴールドマン・サックスのドイツ共同代表であったクーキース次官の登場により、財政支出に柔軟になってきた。ここまではドイツ国内の財政支出の変化に関するものである¹⁰。

ファイナンシャル・タイム誌は財務省内の人事異動がユーロ共同債の提案にも影響を与えたと指摘する。2019年1月にタカ派といわれた財政・経済政策および国際金融担当局長が交代し、後任に欧州議員も務めたヴァイツゼッカーが就任した。チーフ・エコノミストとも呼ばれるこのポストへの就任により、省内での議論も進み、プロ・ヨーロッパへとカジ取りを始めた、という¹¹。

第3節 経済統合へ立ちはだかる壁

1. 「社会的市場経済」あるいは「オールド自由主義」の呪縛¹²

ドイツが財政規律を重視し、財政支出に慎重な理由として、ドイツの経済政策の原理ともいべき「オールド自由主義」あるいは「社会的市場経済」が指摘されることが多い。上記「エコノミスト誌」もそうであるし、日本経済新聞も「英米流の資本主義と一線を画す『オールド

自由主義』という経済思想が放漫財政や金融緩和を戒める。」¹³としている。

「オルド自由主義」とはヴァルター・オイケン (Walter Eucken)、フランツ・ベーム (Franz Böhm)、アレクサンダー・リュスト (Alexander Rüstow) など、ハイエクなどネオ・リベラリズムに近いフライブルグ学派とよばれる学者の考えである。ラテン語の秩序を表す *Ordo* を機関誌の名前としたことから、こう呼ばれている。オイケン「社会的市場経済」の重要な先駆者といわれており、自由放任主義や夜警国家論、計画経済とも異なる経済秩序を求めている。競争を妨げないことで自由と効率性を保証する秩序の根本原理を発展させた。

オルド自由主義を政策として推進したのが、第2次世界大戦後経済相 (1949—63 年) を務めたエアハルト (Ludwig Erhard) である。彼はオルド自由主義の原理を基本に、企業間の競争と市民社会における勤労者の平等を同時に実現しようとした。「繁栄をすべての人に」 (“*Wohlstand für Alle*”) をスローガンに、戦後ドイツの「経済の奇跡」 (*Wirtschaftswunder*) を達成する。

学界から経済省に転出し、はじめは基本問題担当局長次いで欧州担当次官としてエアハルトに協力したのがミュラー・アルマック (Alfred Müller-Armack) で、彼は 1946 年の著書で初めて「社会的市場経済」という言葉を用いた。自由主義市場経済と国家計画経済のほかに、社会的市場経済を第3の形式として記述した。

エアハルトが「社会的市場経済」という言葉を使用したのは、1949 年連邦議会選挙戦で、キリスト教民主同盟 (CDU) の綱領の中である。これが徐々に浸透して行き、やがてドイツの経済政策の規範となってゆく。

連邦経済エネルギー省のホームページには、社会的市場経済を説明した記述がある¹⁴。タイトルは「繁栄をすべての人に: 経済のダイナミズムと社会的均衡を結合する」 (“*Wohlstand für alle: Wirtschaftliche Dynamik und sozialen Ausgleich verbinden*”) となっている。社会的市場経済は、我々の自由で、開かれた、かつ連帯的な社会の基盤である、としたうえで、自由経済と機能する競争を守り、同時に繁栄と社会の安全を促進することが社会的市場経済の中心的な考えである、と説明している。政策の課題は、繁栄をすべての人のための枠組み条件を定義することであるとし、モットーとして「可能な限り多くの市場と少ない官僚主義」 (*So viel Markt und so wenig Bürokratie wie möglich*) を挙げている¹⁵。

具体的な政策としては、自由な競争を守るために価格協定や企業合併などの阻止、労使間による賃金決定、社会的均衡は老齢、疾病、失業などによる低収入者への社会的扶助による

実施などを挙げるとともに、私有財産、契約および結社の自由、職業選択の自由、住居選択の自由などは基本法によって守られている、と指摘している。

ところが、社会的市場経済による具体的政策に関しては、物価の安定、インフレ抑制、健全財政、財政赤字、公共投資などの言葉がほとんど出てこない。物価の安定は、以前はドイツ連邦銀行、現在は欧州中央銀行の役割であり、財政政策は財務省の所管である。財務省のホームページには社会的市場経済あるいはオルド自由主義についての情報はない。

物価の安定、インフレ嫌悪、健全財政、労使協調による安定した労使関係、競争力の維持、適度な賃上げ、充実した福祉などで特徴づけられるドイツ経済を、あるいは社会的市場経済と呼んでいるのではないか、と思われる。不況時にもかかわらず財政支出を渋る、ユーロ共同債にも積極的でないことを社会的市場経済順守のためと説明するにはいささか無理があるのではないか。

2. 反ユーロ派による違憲訴訟

(1) 国債購入プログラムへの違憲判決

ドイツの憲法裁判所は 2020 年 5 月 5 日、欧州中央銀行（ECB）の国債購入プログラム（PSPP）を一部違憲との判断を下した¹⁶。問題となっているのは量的緩和の一環として ECB が 2015 年から実施している各国の国債等を購入するプログラム。本件については 2017 年にドイツで違憲訴訟がなされ、憲法裁判所は、リスボン条約で禁止されている財政支援に当たらないか、ECB の管轄を超えた政策がなされていないか、加盟国の財政主権を損なっていないかの点を踏まえて判断するよう欧州司法裁判所に決定をゆだねていた。欧州司法裁判所は 2018 年 12 月に PSPP は ECB による財政支援に当たらないとともに、ECB の権限を超えた政策を実施してもいいとしていた。今回の判決はそれを踏まえて、ドイツ憲法裁判所が再度審議を行ったものである。

結論は、PSPP は金融政策上の目的だけではなく、その他の分野にも影響を及ぼす政策であり、ECB は達成される目的とそのための手段が釣り合っているかという比例制原則（Verhältnismäßigkeit）を考慮しない、あるいは権限を逸脱（Ultra vires）しているとした。

ドイツ憲法裁判所は、金融政策以外への影響として、各国の財政赤字、貯蓄動向、年金、不動産・株式投資の過熱、赤字企業の延命などを挙げている。

ECB の逸脱に対し、欧州統合過程にドイツを代表して参画しているとされるドイツ連邦議会および連邦政府は今までこれを放置していたが、ECB に対し説明を求めるべきとし、さらに 3 か月以内に ECB の新たな説明がなければ、ドイツ連邦銀行は国債の買い入れを中止すべきとした。

(2) ユーロ懐疑派の初の勝利

ドイツには確信的な欧州懐疑派が存在し、折に触れユーロに関し、違憲訴訟を行ってきた。今回も多数の者が違憲訴訟に参加したが、その中で代表的なのが元キリスト教社会同盟 (CSU) 連邦議会議員ガウヴァイラー (Peter Gauweiler) である。弁護士出身で、バイエルン州議会議員、州政府閣僚、連邦議会議員などを歴任したが、彼は、マーストリヒト条約でも、ギリシャ支援でも、あるいは ESM でも違憲訴訟を行ってきた。長年反ユーロで戦ってきたが、最初の勝利ともいえる。

もう一人の著名人はドイツのための選択肢 (AfD) の創設者ルッケ (Bernd Lucke)。もともとはユーロ圏離脱、マルクの復活を目指し政党を設立したが、難民の急増などにより党が急激に右傾化、自ら AfD を離れ、新たな政党を作ったがそれも失敗し、現在は元の職場であるハンブルグ大学経済学部教授におさまっている。

(3) 判決には国内でも批判が多い

ドイツ憲法裁判所の今回の判決はドイツ国内でも批判が多い。「混乱、欧州懐疑的、経済的に疑わしい」¹⁷、「欧州にとって悪いニュース」¹⁸などの見出しが並ぶ。法制度と事実認定で批判されている。

加盟各国が主権の一部を譲渡し、ECB という組織を作り、そこが実施している政策で、なおかつ欧州司法裁判所がその適法性を認めた政策を、加盟国の裁判所が否定することができるのか、という問題がある。これが認められれば、現政権に都合がいい裁判官を任命するため、定年を引き下げて司法制度に問題を起こしたポーランドや難民の受け入れなどで欧州委員会と対立するハンガリーが同様の行動を起こす恐れがあり、EU の統一を危険にさらすことにつながりかねない。EU の法制度の根幹にかかわるため、フォン・デア・ライエン欧州委員長はドイツに対し、条約違反の手続きに入ることも検討していると伝えられている¹⁹。

金融政策が様々な分野に影響を及ぼすことを ECB が考慮していないとのドイツ憲法裁判所の批判に対しては、ECB の中でも金融政策の影響、長所短所については常に議論がなされており、ECB のウェブサイトを見ればそれは一目瞭然であるとし、「憲法裁判所にはインターネットはないのであろうか」と皮肉られている²⁰。

(4) 現実的な解決

中央銀行の独立性を重視しているドイツ政府としては、憲法裁判所の判断とはいえ、ECB に説明を求めることは望まないであろうし、ECB がドイツに対し説明することもできない。このままドイツ抜きで国債購入を続けることも適切ではない。

あいまいな形で解決を図った。ECB としては、わざわざこのために報告書を用意することとはせず、PSPP の適法性を十分に検討したかなりの量の過去の書類に加え、判決が出た後の ECB 理事会の議事録、チーフ・エコノミストのフィリップ・レーンおよび ECB 理事のイザベル・シュナーベルの講演録などをまとめてドイツ連邦銀行に提出し、連銀はこれらをさらにドイツ政府およびドイツ連邦議会に渡した。ドイツ政府および議会は内容を確認し、憲法裁判所の要求はこれで証明されたとした²¹。

第 4 節 例外か、経済統合への一歩か

ユーロ共同債の発行については、ドイツ連立政権の中でも意見が割れている。キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) のメルケル首相は、コロナ禍という危機的な状況で、例外的に実施する対策と位置付けているのに対し、社会民主党 (SPD) のショルツ財務相は、これを機会に、まずは共通の預金保険機構を作り銀行同盟を完成させ、経済統合を目指し、少しずつ前進したいと考えている。

今年の秋には、連邦議会選挙が予定されており、メルケル首相はすでに引退を表明している。後任候補として、まずは党首に推薦したアンネグレーテ・クランプ＝カレンバウアーは指導力に問題があり、党首を辞任。先日やっとキリスト教民主同盟の党首選が行われ、メルケル首相の考えに近いノルトライン・ヴェストファーレン州のラシェット (Laschet) 州首相が選出された。しかし、僅差の勝利であり、首相候補としては姉妹政党であるキリスト教社会同盟のゼーダー (Söder) 党首を推す声が強い。いずれにしろ、秋の選挙でどの政党が

勝ち、どのような連立政権ができるかによって、欧州統合政策が変わって来よう。

経済学者や財務省の考えが変わりつつあるものの、南欧の財政赤字を自分たちの税金で補填することへの一般市民の抵抗は大きい。前 Ifo 研究所のジン所長のように EU を「移転同盟」(Transfer Union) にしてはならない、という声も大きい。グローバル化 IT 技術による貧富の格差の拡大と難民の流入等によりナショナリズムの高まりで、EU 全体の利益のためという政策はしばらくは困難ではないか。

参考文献

- ・ 久保広正『EU 通貨統合の法的基礎』国民経済雑誌 第 207 号 2013 年 2 月
- ・ 黒川洋行「リスボン条約における社会的市場経済の適用—EU の経済秩序に関するオルド自由主義からの考察」『日本 EU 学会年報』第 31 号 2011 年
- ・ 島野卓爾『ドイツ経済を支えてきたもの—社会的市場経済の原理』知泉書館 2003 年
- ・ 中村民雄 須網隆夫編「ドイツ連邦憲法裁判所のマーストリヒト判決—各国憲法から EC・EU 法秩序への立憲的諸原則の要請」『EU 法基本判例集 第 2 版』日本評論社 2010 年
- ・ 福田敏弘「社会的市場経済の原像—ドイツ経済政策の思想的源流—」彦根論叢 第 320 号 1996 年
- ・ Erhard, Ludwig “Wohlstand für all” 初版は 1957 年
- ・ Müller-Armack, Alfred “Wirtschaftslenkung und Marktwirtschaft” 初版は 1946 年

¹ 主要国および EU の経済支援策の概要はジェトロのウェブサイトで紹介されている。
<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/europe/>
また、『フラッシュ 468 新型コロナウィルス感染症：「パンデミック」宣言と欧州危機（その 5）—深刻な景気後退、危機対応への慰霊の金融緩和・財政出動』田中友義、ITI フラッシュ 468 (iti.or.jp) 参照

² ” Ein Gipfel als Symbol der Einigkeit” tagesschau.de 2020.4.4

³ “5000 Milliarden Euro für EU-Krisenstaaten” Frankfurter Allgemeine Zeitung Online 2020. 5.18

⁴ 「欧州委、次期中期予算を増強する復興基金を提案」ジェトロ・ビジネス短信 2020. 5.28

⁵ “Nach dieser Krise werden die Karten neu gemischt” Frankfurter Allgemeine Zeitung Online 2020.7.9

⁶ 「欧州理事会、復興パッケージと 2030 年温室効果ガス削減目標で合意」ジェトロ・ビジネス短信 2020.12.15

⁷ 6 月 19 日、記者会見でのメルケル首相の発言

⁸ “German business body calls for European fiscal solidarity” Financial Times Online 2020.5.12

⁹ “Europa kann nur weiterleben, wenn die Europäer jetzt füreinander eintreten” ZEIT ONLINE 2020.4.1

-
- ¹⁰ 「ドイツ、財政規律緩和への伏線 (The Economist)」日経新聞電子版 2020.6.16
なお、ドイツの省庁では大臣が交代すると腹心の部下、助言者などを次官に就任させることがある。現在のドイツ財務省には事務次官が4人おり、経歴から見る限りではそのうちの3人はシュルツ財務相が引き入れたとみられる。残りの一人は財務省内部を昇進した。
- ¹¹ ” The mind behind Germany’s shifting fiscal stance” Financial Times Online 2020.6.9
局長に就任したヴァイツェッカー (Jakob von Weizsäcker) はドイツでは著名なヴァイツェッカー家の出身。祖父は著名な物理学者・哲学者のカルル・フリードリッヒ・ヴァイツェッカー (Carl Friedrich von Weizsäcker)、大祖父は元大統領リヒャルト・ヴァイツェッカー (Richard von Weizsäcker) である。
- ¹² 「オルド自由主義」および「社会的市場経済」に関しては、ウィキペディア「社会的市場経済」(日)ならびに WIKIPEDIA ” Soziale Marktwirtschaft” (独)を参照した。日本語版はほぼドイツ語版の翻訳である。
- ¹³ 「ドイツはなぜ財政出動を渋るのか」日本経済新聞電子版 2019.12.29
- ¹⁴ BMWi - Wohlstand für alle: Wirtschaftliche Dynamik und sozialen Ausgleich verbinden
- ¹⁵ 社会民主党が労働者の党から国民政党内に転換する契機となった 1959 年のゴードスベルグ綱領のなかの経済政策のモットー「可能な限りで競争を、必要な限りで計画を」(Wettbewerb soweit wie möglich, Planung soweit nötig)を彷彿とさせる。
- ¹⁶ 判決のプレスリリースおよび本文は以下を参照
https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2020/bvg20032.html;jsessionid=C36DA269DE86A6F7BEA5A83A60A0D828.1_cid370
https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2020/05/rs20200505_2b_vr085915.html
- ¹⁷ “Konfus, euroskeptisch, ökonomisch fragwürdig” ZEIT ONLINE 2020.5.5
- ¹⁸ “Schlechte Nachricht für Europa” Süddeutsche Zeitung Online 2020.5.5
- ¹⁹ “EU-Kommissionspräsidentin prüft Verfahren gegen Deutschland” ZEIT ONLINE 2020.5.9
- ²⁰ “Konfus, euroskeptisch, ökonomisch fragwürdig” ZEIT ONLINE 2020.5.5
- ²¹ “Ultimatum abgelaufen – die EZB scheint aus dem Schneider” Frankfurter Allgemeine Zeitung Online 2020.8.5

〔禁無断転載〕

コロナ禍の EU～連帯と結束を求めて～

発行日 2021 年 4 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>

